

大蔵委員会議録第二十五号(その一)

昭和三十三年四月一日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 足鹿 登君

理事 淺香 忠雄君

理事 黒金 泰美君

理事 藤枝 泉介君

有馬 英治君

奥村又十郎君

川野 芳満君

杉浦 武雄君

内藤 友明君

古川 丈吉君

山本 勝市君

石村 英雄君

神田 大作君

田万 廣文君

横銭 重吉君

出席政府委員

総理府総務副長官 藤原 節夫君

総理府事務官(内閣総務大臣官房公務員制度調査室長) 増子 正宏君

大蔵政務次官 坊 秀男君

大蔵事務官(大蔵省官房日本専売公社庶務官) 村上孝太郎君

大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

委員外の出席者

議員 森山 欽司君

参議院議員 杉山 昌作君

参議院議員 平林 剛君

日本専売公社総裁 松隈 秀雄君

日本専売公社理事(生産部長) 西山 祥二君

日本専売公社生 産部生産課長 榎園 光雄君
専門員 椎木 文也君

四月一日

委員川島正次郎君及び山手満男君辞任につき、その補欠として平野三郎君及び戸塚九一郎君が議長の名で委員に選任された。

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として山手満男君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日

たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)(参議院送付)
同日 入場税法の一部を改正する法律案(第二十六回国会案法第二〇号、参議院送付)

同日 国家公務員共済組合法案(内閣提出第一五一号)
同日 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)

同日 生命保険料の所得税控除額引上げに関する請願(薄田美朝君紹介)(第二三八一号)

同日 同松浦周太郎君紹介(第二三八二号)

同日 同永井勝次郎君紹介(第二四四一号)

同日 同横路節雄君紹介(第二四四二号)

同日 同(町村金五君紹介)(第二四四三号)

たばこ小売手数料の引上げに関する請願(中村梅吉君紹介)(第二三八三号)

ラムネに対する物品税散廃等に関する請願(橋本登三郎君外二名紹介)(第二四四〇号)

同日 生命保険料の所得税控除額引上げに関する請願(伊藤郷一君紹介)(第二五四三号)

同日 同(本名武君紹介)(第二五四四号)

同日 同(松浦周太郎君紹介)(第二五四五号)

同日 国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願(石野久男君紹介)(第二五四六号)

同日 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に関する請願(早稲田柳右三門君紹介)(第二五四八号)

同日 同(早稲田柳右三門君紹介)(第二五四九号)

同日 国民金融公庫増強対策に関する請願外一件(福田越夫君外一名紹介)(第二六〇二号)

同日 同(小売手数料の引上げに関する請願(久野忠治君紹介)(第二六五四号)

同日 同(津市妙見神社の被害補償に関する請願(保利茂君紹介)(第二七〇〇号)

同日 同(審査を本委員会に付託された。本日の会議に付した案件 連合審査会開会に関する件

たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君外三十五名提出、第二十六回国会案法第三四号)

たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)(参議院送付)

同日 入場税法の一部を改正する法律案(第二十六回国会案法第二〇号、参議院送付)

同日 国家公務員共済組合法案(内閣提出第一五一号)

同日 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)

○足鹿委員長 これより会議を開きます。

去る三月二十八日参議院より送付されたたばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)を議題といたします。

本案につきましては、参議院におきまして修正されましたので、この際修正部分につきまして、説明を聴取することといたします。参議院議員杉山昌作君。

たばこ専売法の一部を改正する法律案

(参議院送付案中間修正に併せて文を掲ぐ。小字及び一は修正)

第五條に次の二項を加える。

3 前項の価格は、生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者が適正な対価を得ることが

目としてできるように定めなければならない。

4 公社が第二項の価格を定めようとするときは、公社の総裁は、あらかじめたばこ耕作審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

第二章中第二十六條の五の次に次の一条を加える。

(たばこ耕作審議会)
第二十六條の六 公社の総裁の諮問に應じ、たばこの耕作に関する重要事項を調査審議するため、公社にたばこ耕作審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、公社の総裁に建議することができる。

3 審議会は、委員九人以上以内で組織する。

4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから公社の総裁が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○杉山参議院議員 ただいま委員長からお話のたばこ専売法の一部を改正する法律案につきまして、参議院で修正した個所につきまして、大体の理由を御説明申し上げます。

修正の第一点は、たばこの収納価格を決定する場合の目標についての問題でございますが、この目標をどこに置くべきかということにつきましては、今日の葉タバコの生産から収納に關する制度の實際の取り運び方から考えまして、これは、耕作者が進んで耕作の許可を申請してくる程度に、耕作者にとつて現状に合う値段でなければならぬ。換言すれば、耕作者に適正な収益を得させることを目標としてこれを定めるべきものであると考えるのであります。政府の原案には「適正な対価」という言葉が使つてあります。この言葉は、葉タバコ自体の持つ効用、または使用上の価値に相當する価格というふうな解釈にもとれまして、適切でないと考えましたので、これを「適正な収益」と改めた次第でございます。

それから修正の第二点であります。これは、審議会の意見を聞く云々という表現を政府の原案に使つておりますが、審議会の答申を尊重しなければならぬという気持が、どうもこの意見を聞く云々だけでは出てこないうらみがありますので、この審議会の答申については、その議に服するといふくらいにまでこれを尊重すべしという氣持を盛り込む意味で、審議会の議を経る云々と改めたものでございまして、もちろんこの改正によりまして、審議会の性質を、審議機関から議決機関に改めるといふものでないことは申すまでもありません。

修正の第三点は、審議会の委員の人数に關するものでございます。審議会の委員中、耕作者を代表する者の数は、委員総数の二分の一程度にしてよろしいということは、政府の言明して

いるところでございますけれども、それによつていたしまして、委員の總数が九人ということでは、事情の異なつてくる多數の産地の実情を反映せしめるに足るだけの耕作者代表を出すのには、やや不十分でありますので、この總数九人を十一人に増加することに改正をいたした次第でございます。以上簡単にございまして、御説明を申し上げます。

○足鹿委員長 次に、三月三十一日参議院より送付されました入場税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る第二十六回国会において本委員会が提出し、参議院に送付いたしましたのでありますが、その趣旨内容につきましては、よく御承知のことと思ひますから、提案理由の説明は省略することといたします。なお本案につきましては、参議院において修正されましたので、この際修正部分について説明を聴取することといたします。参議院議員平林剛君。

入場税法の一部を改正する法律案
(第二十六回国会案議院提出)

(小字及び一は参議院修正)

入場税法の一部を改正する法律案
入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3 政令で定める純演劇を〇催す場所への入場についてその入場料金が一人一回について八十円をこえ

三百円以下であるときは、第一項第一号の規定にかかわらず、入場料金の百分の二十の税率により課する。ただし、前項の規定の適用を妨げない。

入場料金が一人一回について三百円以下であるとき

入場料金の百分の二十
入場料金が一人一回について三百円をこえるとき

第六條第一項中「第四條第一項第一号」を「第四條」に、「百三十円又は百五十円」を「百三十円、百五十円又は三百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○平林参議院議員 参議院における自由民主党、緑風会、無所属及び日本社会

党の各派共同提案による入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案の修正理由を御説明申し上げます。修正案文につきましては、お手元に配付いたしましたので、朗読を省略させていただきます。

すでに御承知の通り、入場税法の一部を改正する法律案につきましては、昨年三月、第二十六国会において、衆議院におかれましては、歌舞伎、新劇、

その他の純演劇につきまして、その入場税の税率を軽減する必要を認め、全会一致をもつて可決せられたのであります。自來参議院におきましては、繼續審議により今日まで慎重審議いたしたのであります。

第一の修正点は、演劇の文化性にかんがみまして、減税措置の適用範囲を純演劇に限らず、輕演劇等を含む演劇全般に及ぼすこととしたこととあります。この措置によりまして、演劇の普及、発達及び国民教養の向上が期待し得られまうとともに、国民大衆に對し、健全なる娯樂を提供し得るものと考えらるるのであります。

修正の第二点は、入場料金が三百円をこえる場合について、その税率を三割としたこととあります。原案におきましては五割となつていたのであります。三百円以下の場合との權衡その他を考慮いたしましたので、このように修正いたしました次第であります。

なお、この法律案の施行期日は、税務行政上必要最小限の期日を考慮して、昭和三十三年五月一日といたしております。

なお、本修正に伴い、平年度において約四億五千五百万円、本年度において約三億七千九百萬円の減収見込みでございますが、この点につきまして、国会法に基いて政府側の意見を聞きまして、政府側は、これに對し善処するとのことでございました。何とぞ全会一致の御賛成を得られまうようお願い申し上げます。

○足鹿委員長 これにて修正部分の説明

明は終了しました。

○足鹿委員長 次に、昨三月三十一日本委員会に付託に相なりました国家公務員共済組合法案及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案の二案について、政府委員より提案理由の説明を聴取することといたします。大蔵政務次官坊秀男君。

国家公務員共済組合法案
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○坊政府委員 ただいま議題となりました国家公務員共済組合法案及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

まず国家公務員共済組合法案について申し上げます。

現行の国家公務員共済組合法は、昭和二十三年に制定され、以来、約十年を経過いたし、この間、諸般の事情の变化もあり、共済組合制度の全般にわたつて再検討を加えなければならぬ時期に立ち至つていた次第であります。たまたま最近に至り、いわゆる五現業に勤務する恩給公務員に對しましても、共済組合の長期給付制度を適用する必要があると参りましたので、これを機会といたしまして、国家公務員共済組合法の全部を改正して、長期給付、短期給付、福祉事業を通じま

制度の全般にわたる所要の整備改善を行ふとともに、新たにいわゆる五現業の恩給公務員に對しましても長期給付の規定を適用することとして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、長期給付制度につきましては、一、退職年金、退職一時金、廃疾年金、廢疾一時金、遺族年金及び遺族一時金等の既存の給付につきましても、他の公的年金制度との権衡を考慮して、その支給額の改善を行うほか、新たに再就職による組合員期間の通算措置を講ずること、退職年金の支給開始年齢を、現行の五十才から五十五才に引き上げること等所要の規定の整備を行うとともに、二、五十五才以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、三、公務上の傷病または死亡による退職の場合にも、廢疾年金または遺族年金を支給できることとし、また、四、退職年金、廢疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行い得る素地を準備することとしたほか、さらに五、長期給付の規定の適用範囲に新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員を加えることとしたしてあります。

第二に、短期給付制度につきましては、一、従来の法定給付のほかに、新たに附加給付の制度を設けるとともに、二、被扶養者の範囲、組合員資格喪失後の継続給付の支給資格期間等に

ついて所要の改正を加えるほか、三、昨年の健康保険法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしたしてあります。

第三に、その他のおもな改正事項としましては、一、長期給付の責任準備金の一部を資金運用部に預託して、その安全確実な運用をはかり、二、共済組合制度に関する重要事項を調査審議するため、新たに大蔵大臣の諮問機関として国家公務員共済組合審議会を設置し、また、三、共済組合または同連合会の事務職員も、今回新たに組合員にすることができるよう等の措置を講ずることとしてあります。

なお、長期給付制度の内容の改正とその適用範囲の拡大に伴う所要の経過措置につきましても、別途、法律をもって定めることとしたしてあります。

次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につきま

して申し上げます。

現在、国家公務員に対する退職給付としましては、いわゆる恩給公務員に對する恩給法による恩給、雇用人に對する国家公務員共済組合法による長期給付並びに公務員全体に對する国家公務員等退職手当暫定措置法による退職手当の三つがあります。このうち、共済組合の長期給付は、国と公務員との費用折半負担を原則とする保険給付であり、恩給は、国の給与の割合が濃く、同じく国の給与である退職手当と性格上相重複しておりました関係上、恩給制度をそのままにしておいて、退職手当を実情に即したものに改めることができない事情にあった次第であります。ところが、今回、別に御審議をお願いいたしております国家公務

員共済組合法案では、いわゆる五現業の恩給公務員に對しては恩給を支給せず、新たに共済組合の長期給付を支給することに改められますので、これを機会としまして、国家公務員のうち共済組合の長期給付が支給されるいわゆる五現業の恩給公務員及び全雇用人に對する退職手当につきましても、これを實情に即したものに改定することが必要と相なった次第であります。このため、国家公務員等退職手当暫定措置法につき、所要の改正を加える必要があると考えまして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まずこの法律案は、国家公務員共済組合法案が成立施行となりまして、場合にその長期給付に關する規定の適用を受ける者に対し、普通退職の場合の退職手当その他一般の退職手当に關する規定の適用の特例を設けようとするものであります。

その特例の内容といたしましては、現行の退職手当は、退職事由の分類に従い、その退職手当の支給割合を異にしているのではありませんが、その退職事由別分類について再検討いたしましたところ、その分類及びそれに應ずる退職手当の支給割合を改めたものを適用することとし、この特例による退職手当の最高限度額を退職時の俸給月額額の六十分分とするともに、死亡による退職の場合に、退職時の俸給月額額の四分分を加算する規定は、これを適用しないこととしたしてあります。

なお、この法律の施行の際に在職する職員で特例の適用を受ける者の退職手当の額について、特例の適用のない

場合の退職手当の額との調整をはかるため、所要の経過措置に關する規定を設けることとしたしてあります。

以上が、二法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○足鹿委員 これにて提案理由の説明は終了しました。

続いて質疑に入ります。横路節雄君。

○横路委員 総理府の副長官にお尋ねをしますが、この共済組合法案の七十二条の第二項で、長期給付に對する規定についてそこにあげてありますが、これは、従来恩給法の適用を受けている者についても、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受けている者も、今度は長期給付の適用を受けるようになったわけですね。そうすると、最初に身分上のことについてお尋ねしたいのですが、今までの恩給法というのは、官になつて初めてそのときから計算をして恩給法の適用を受ける、こういうことなんだが、今度それを、雇用人にしろ、従前の恩給法の適用を受けている者であつても、全部それが七十二條の第二項によつて長期給付を受けるようになった。そうならば、当然恩給法というものは適用がされないのだから、従つて、官というものは、この適用を受ける職員についてはなくなると思ふのだが、この点の身分關係はどうなるのですか。

○藤原政府委員 従来の公務員の身分上の區別として、官吏と雇用人ということがあつたのでございますが、これは、現在の公務員法の建前は、區別はなくなつておるわけでありまして、ただ

今おっしゃいました通りに、恩給法の適用があるかないかということで、官吏には恩給法が適用される、つまり恩給法の適用のある者は官吏であり、恩給法の適用のない者が雇用人であるというだけの區別であつたわけでありまして、その点については、區別はなくなつておるわけでありまして、

○横路委員 そうすると、今のお話で、私も人事院の任用局で、今の官とは何かということについていろいろ調べてみたのです。ところが、官というのは、従前の規定によるというだけで、今あなたの言うように別に定めはないのです。そうすると、今あなたの話のように、恩給法の適用を受けているものと、それ以外のものと違ひだけということになれば、いわゆる官といふのはないといふわけでも、従前の規定によつて事務官、技官といふことと出ておつたのです。その事務官、技官という制度は残るのか。それも、今回全部共済組合法一本で長期給付の適用を受けるのだから、私は、そういうものもなくなつておる。この点はどうか。そういふように事務官だ、技官だ、雇用人だといふ差別は全部この際なくなる、従来もないのだから、今度ますますその点は明確になるのだと思ひますが、その点はどうか。

○藤原政府委員 公務員法上の建前としましては、差別はなくなるわけでありまして、今おっしゃいますように、今回の法律の改正によりまして改正を受ける範囲においては、恩給の適用範囲から共済組合の退職年金を受けるようになった点につきましては、區別はな

くなるのでありますが、従来の官、あるいは雇といふようなものの呼称及び扱いについては、従前の例によるという事で来ておりますので、それは、やはり従前通り一応残るものと考えております。

○横路委員 今のあなたの説明は、これは、原則的な建前からいけば、私は筋が通らないと思う。従来でも官はなかったのだ。官とは何かと聞くと、人事院でもわからぬという。人事院の任用局においても、これは是正しなければならぬのだ。だんだん調べてみると、従前の例によるということしかない。「なお、その例による」ということだけで「前項の規定は、職階制の実施に伴い、人事院の定める日においてその効力を失う」というようになって、実際に官といふ規定はないのだから、ただ、従来恩給法の適用を受けていた者について、事務官になったときから何年、技官になったときから何年、こういうことになっていったのだ、今度は、長期給付の適用が一本になったのだから、私はそういう雇用人だとか、それから事務官だとか技官だとかいうことの差別は、この法律が通って施行されれば、本質的にはなくなったものだと思う。建前においてはそういうことにはないと思う。なぜならば、従来恩給法だけでは、官以外の者ととの差別がないのだから、従ってこれが施行されれば、私はその差別はなくなってしまうのです。原則としてはそうでしょう。これはどうなんですか。

○藤原政府委員 おっしゃる通り、この法律の適用される範囲におきましては、確かに区別はなくなりますが、それでまた、人事院の申しておりますように、法律的には、官と雇用人との区別の差はないわけではあります、ただ従前の例によつて、その呼称とか、人事管理上の習慣的なやり方を、従来通り、従前の例によつて存置しておるというだけでありますから、おっしゃいますように、この法律の適用の範囲において、そういう区別はなくなるといふことであります。

○横路委員 総務副長官、これは非常に大事なんです。なぜならば、今でも官庁においては、官と雇用人というのと、なかなか制度上やかましいもので、官とは何かと聞くと、官といふものはない、ただ恩給法上の適用を受けていた者を、従前の例にならつて呼んだ。そうすれば、今度は、恩給法の適用を受けなくて、全部一本になったのだから、この法律が施行されれば、官と雇用人との身分上の差別はなくなると、これは非常な進歩だ、これは非常に大事なことだと思うのです。その点に進歩であることを私は認めますが、今度は、定員法との関係はどうなんですか。この法律が通れば、官とか雇用人といふ身分上の差別はなくなる。そうすると、定員法との関係はどうなるのですか。

○藤原政府委員 定員法では、官吏と雇用人の区別はしてありません。先ほど来申し上げますように、恩給法に関する限りの措置でありますから、その区別はないわけでありまして。

○横路委員 次に、大蔵政務次官にお尋ねしたいのですが、実は、この法律ができた点で、非常にわれわれ長期にわたつて大蔵委員会の理事会で問題にしました点は、せっかく政府がこゝまで踏み切つたのだから、なぜ一体い

ゆる非現業の一般公務員についてもこの適用を受けさせないのか。初めずいぶん大蔵省は努力したのだ。またわれわれも、非現業の一般公務員についても、同様にこの長期給付に対する規定を全部に適用するようにやれといつた。なぜできなかったのか。

○坊政府委員 この委員会におきまして、いろいろその意見のおおりになつたことは私もよく存じております。しかし、この法律案を制定いたしますにつきまして、総理府等といろいろ相談をいたしました結果、非現業の雇用人につきましては、今後なお研究するということになりまして、この法律案を提出した次第でございます。

○横路委員 政務次官、そうではなしに、非現業の雇用人については、こうなんだ。非現業の公務員については、何か事情があるでしょう。ただ今国会には提案できなかったというだけでは、納得できないわけですね。何か事情があらうだつたわけでしょう。政府の都合、どんな事情だつたのですか。理由はどうかですか。

○坊政府委員 事務当局からお答えいたします。

○岸本政府委員 ただいま横路先生の御尋ねの点であります、今回の提案理由にも書いてありますように、国家公務員共済組合法の全面的改正という時期に差しかかつておる際であります。またまたその際に、五現業の恩給適用者を長期給付の適用にも入れる、その点が具体化したしまして、今回御提出申し上げることになったのであります。さらに進みまして、非現業官吏までこの長期給付の規定に入れるかという点につきまして、当初この法案の

作成をしております大蔵省といたしましては、そこまで入れた方が筋が立つじやないかという気持ちで、各省とお話し合いをいたしておつたわけでありまして。その後、年金制度は、大蔵省だけが所管いたしておるわけでありませんが、各省の所管もございまして、いろいろ検討いたしました結果、この範囲にさしあたり限定いたしましたわけでありまして。残された官吏の分については、早急に検討して、また国会に提案して御審議をお願いいたす、こういう取扱いになっております。

○横路委員 政務次官、非現業の一般公務員については、来年一月一日から実施になるように予算を組んであるのです。予算を組んであるのですから、ほんとうからいへば、予算関係の法案は同時に提出しなければならぬ。しかし、来年の一月一日からですから、解散後の特別国会に出しても一応理由は成り立つでしょうが、特別国会には出さずのですね。来年の一月一日から実施するように予算を組んであるのです。政務次官、どうなんですか。

○坊政府委員 その点につきまして、慎重に検討したいと思つております。

○横路委員 慎重にというても、一月一日から実施するように、政府の方では予算を組んであるのです。だから、当然これは特別国会に提案なさるのではありませんか。聞いています。慎重に考慮してでなしに、私は、提出の時期を聞いておる。一月一日から実施する予算を組んであるのですから、当然そうやるのでしようね。

○坊政府委員 予算は組んでございまして、必ずしもこのための予算というわけではないのであります。慎重にその時期等につきまして、検討していただきたいと思つております。

○横路委員 政務次官から、それは必ずしも一月一日から実施するという意味の予算ではないということになりますと、それは問題です。一月一日から実施するように予算を組んであるのです。だから、これは、今国会で、この大蔵委員会が修正すれば別ですけれども、しないということになりますと、政府側としては、当然特別国会に出さなければならぬのでございね。総理府の方では、非現業の一般公務員についてははつきりしている。大蔵省が組合管掌でやるといふのに対して、あなたの方は、どうしても国家管掌だ、そのことで意見が分れて、とうとう五現業についてのみ出たことは明らかだ。私は、あなたでなしに、総務長官に来てもらいたかつたが、内閣の方に

出ているということであつたにかわつてもらつたが、何べんも折衝してさうなつた。あなたの方は、国家公務員共済組合法の法案を当然国会に出すが、その場合、非現業の一般公務員についての退職年金制度は、組合管掌はだめなんだ、どうしても国家管掌にするんだ、これは、あなたの方の一貫した方針ですから、どうしても国家管掌にしなければならぬといふのはつきりしたあなたの方の理由を、こゝで明らかにしてもらいたい。

○藤原政府委員 この問題につきまして、現在なお関係各省の間で検討しておるのでありますが、一応私どもの考え方を申し上げますならば、公務員の退職年金の問題は、公務員の人事管理の一環として実施すべきものである

という考えから、現職の給与と同様に、退職後も国家がみずからこれに当るべきであるという考え方が基本であります。諸外国の例等によりまして、おおよそ国家みずからの責任においてやっておるということであり

○横路委員 そうすると、当然この場合は、特別会計等を設けてやることになるのじゃないかと思うのです。その場合に、一般の組合管掌ですと、組合員に対して貸付制度があるのですが、国家管掌で特別会計を設けた場合において、一般の共済組合に加入している公務員について、特別会計から貸付ができますか、その点はどんなんで

○藤原政府委員 積立金を特別会計にいたしまして、これを運用する場合、その運用の点において、公務員の福祉にこれを向けるようにしたいという考え方については、全く同感であります。これを特別会計にした場合も、できるだけそういう趣旨で運営をした

○横路委員 これは、大蔵政務次官にお尋ねすべきですが、なかなかこまかな点ですから、あなたに御答弁いただきたいけれども、あなたに御答弁いただくのもめんどろかと思いたすので、給与課長の方にお尋ねいたします。

私も今まで聞いていたところでは、特別会計ということでは、いわゆる一般共済組合に対しては貸付できないんだ、どうしても組合管掌によらないれば、今日施行されている三公社の共済組合法のように、それぞれの共済組

合に対して貸付できない。特別会計ではできないんだというようにわれわれは聞いておるし、そうであろうと思

○岸本政府委員 年金の積立金でありまして、特別会計に入れますと、いわゆる国庫金、国の金という性質を帯びて参るわけでありまして、国庫金になりますと、公務員の福祉事業に運用するということとは、非常に幅が狭められてくる。これは、国庫金の性格上、お

のずからそう相なるかと思いたす。たとえば公務員のための病院を作る。これは、厚生年金特別会計でもやっておりますから、できるわけでありま

○横路委員 今、副長官お聞きのように、私もそう思っている。積み立てて特別会計にした以上は、国庫金です。従って、これは厚生年金と同じように、病院を建てたりなんなりというこ

合員が結婚したいから結婚資金を貸してくれ、越冬のために金がなくなつた、石炭を買うのに金が足りなくなつたから金を貸してくれ、こういうことは、組合管掌の場合には、三公社もやっているし、今度もやるわけだが、国家管掌になると、国庫金の性格から

○藤原政府委員 どの程度までできるかという問題もあらうと思うのでありまして、その点については、まだ財政当局と話を詰めてはおりませんから、今ここでどこまでできるか、どこまで

○藤原政府委員 今の副長官お聞きのように、私もそう思っている。積み立てて特別会計にした以上は、国庫金です。従って、これは厚生年金と同じように、病院を建てたりなんなりというこ

○藤原政府委員 今の副長官お聞きのように、私もそう思っている。積み立てて特別会計にした以上は、国庫金です。従って、これは厚生年金と同じように、病院を建てたりなんなりというこ

特別会計の資金としまして、従来全然なかった新しいものでありますだけに、これについて、特別を置くということも必ずしも不可能ではない、かように考えておりますので、その点は、ぜひそういう組合員の要望に沿うよう

○横路委員 今あなたが話しの、組合員全部を包括するようなものについて出せるでしょう。病院等を建てる

○藤原政府委員 新しい退職年金制度を作るわけでありまして、むろん法

律でできないことを頼んでやろうというのではありませんが、その際に、必要があれば法的な措置を考えなければならぬと思っております。

○横路委員 そうすると、総理府の方では、国家管掌であくまでもやりた

○横路委員 それでは、大蔵省の考え方は、つきりして、それでけっこうだと思

○横路委員 それでは、大蔵省の考え方は、つきりして、それでけっこうだと思

用を受けない者もまあこれは適用を受けるが、さていよいよあなたが考へてゐる、この国家官掌によるところの非現業の一般公務員についての法案が出された場合においては、この附則第十三条第一項第一号にかかわる職員は、一体この法律の方に残るのか、あなたの方でこれから出す予定の国家公務員退職年金法の方の、あなたがしたいという国家官掌の方にくのか、この点はどっちになるのですか。これだけははっきりしておいていただきたい。

○藤原政府委員 その点は、ぜひ問題だと思ひます。われわれ建前から申しますと、これは国家公務員、今のいわゆる非現業の公務員に適用する新しい退職年金制度ができたら、それに吸収すべきものと建前は考えられますが、しかしこれは実施の面、実際上の人事運用の面のこと等もございまして、この点については、今後関係者の間でよく話し合つてきめなければならぬと思つております。

○横路委員 そうすると、同様に附則第十三条の第二号は、これは五現業以外の雇用人の点についてですね。第二号は「第七十二条第二項各号に掲げる職員以外の職員のうち恩給法の適用を受けない者」ですから、五現業以外の雇用人のことなわけですね。この点も、やはり非現業の一般公務員の法案が国会に出されてくれば、国家官掌の方に移るわけですか、そういうことになりませんか。

○藤原政府委員 この点につきましては、前者と法律上は同じような建前になつておりますから、今後の研究によつてきめるというわけでありまして、ただ雇用人、今日恩給法上の雇用人

といふものの立場につきましては、これは、一つは公務員法の改正の問題でありまして、公務員の範囲をどこまでにするかという問題が一つ大きな問題として将来にあるわけでありまして、これとも関連いたしまして考慮しなければならぬと考へておるわけでありまして、

○横路委員 今の答弁は、非常に私はあいまいだと思ふのです。これは、どういふふうにあいまいだかというところ、公務員制度全般についての改正等のごとき考慮しなければならぬ、これはどういふふうに考慮なさるのですか。そういう不確定の要素を含んだままこういう法案として出されてくるのは、どういふものなんでしょう。これはどうなさるのですか。公務員制度調査室長、いらつしやるでしょうか。これは、どうやるといふのですか。そのときに考慮するといふのですか。

○増子政府委員 ただいま御質問の附則第十三条の第二号の職員の問題であります。これは、先ほどの御質問と関連がありますけれども、原則的にはいわゆる非現業の官吏、今回この長期給付の適用からは除外されております。いわゆる官吏と同様に考へるべき問題だといふふうに思つておるわけでございます。すなわち今回の考へ方におきましては、少くとも五現業におきましては、横路先生の最初の御質問にありまして、一本の長期給付制度にいたしたわけでございます。それと同じように、今後考へられる新しい国家公務員の退職年金法におきましても、現行法のように、官吏と雇用人を区別するといふいわゆる二本立の制度は好ましくないと考へております。

で、非現業の面におきましても、官吏と雇用人を通じた一本の制度を当然考へなければならぬと思ひますから、この附則第十三条の第二号の職員につきましても、そういうことで、新しい制度を考へますときに官吏と同じように扱ふといふことで私も考へておるわけでございます。

○横路委員 これは、今のお話しのうちに、非現業の一般公務員に適用してゐる恩給法は、当然国家公務員退職年金法が別に出れば廃止になる。そうして、いわゆる従来の言葉をもつてすれば、官吏と雇用人という区別はなくなるわけですね。しかし、問題は、やはりこの国家官掌と組合官掌のことが問題に残るわけですね。これは、政務次官にお尋ねしますが、片一方は組合官掌だ、片一方は国家官掌だ、この差別があつていいでしょうか。しかも明らかに今日出された法案は、現業官掌についても、恩給法の適用を受けていた者もあつた。それを今度全部共済組合法一本にした。先ほど総理府の総務副長官からは、いわゆる恩給法の適用を受けてゐる国家公務員については、国が責任をもつて人事管理をやるべきだ。しかし、今度の共済組合法案についても、やはり恩給法の適用を受けてゐる従前の官吏と呼ばれてゐる者、官と呼ばれてゐる者がある。しかし、これは組合官掌の共済組合法の方でやる、非現業の一般公務員の方は、国家官掌でなければならぬといふことは、私はふに落ちない。大蔵省としては、やはりこれは、組合官掌でぜひやりたいという気持はおありですね、その点、どうなんでしょうか。

○坊政府委員 非現業の一般公務員につきましても、いろいろ大蔵省でも考へまして相談をいたしました。総理府の方で、公務員制度というものを根本的に検討いたした結果ということにしたい、こういうことでございまして、大蔵省といたしまして、この制度の検討とにらみ合せまして考へていきたい、かように考へております。

○横路委員 それじゃ、公務員制度調査室長に聞きますが、これは、私はなかなか容易でないと思ふ。今まで国家公務員として恩給法の適用を受けていた者は、それなりに一つの規制があつたわけですね。しかし、今度あなたの方でやりになるのだからと思ふのですが、それは、やらなければならぬのでいいのですが、国家公務員制度全般について、あなたの方で次の国会に出されるのではないかと思ふのですが、その点についてもお尋ねしておきたいと思ふのですけれども、その場合に、非現業の一般公務員については、国が人事管理をやるんだ、だから国家官掌だ。そうすると、今度適用を受ける方にも、従来恩給法の適用を受けていた通称官と呼ばれる者がある。そういう者は、これは組合官掌だから、今度国は人事管理からははずすんだ、こういうことになりまして、これはどうなんですか。

○増子政府委員 まず第一に公務員制度、いわゆる国家公務員法の改正の問題でございますが、これは、御承知のように、私どものところから見て、検討を進めておるわけでございます。現在におきましては、昨今のいろいろな情勢等も考慮いたしまして、その最終結論までは出してないのではありませんが、できるだけ早く、この問題

につきましては結論を出したいということで、既取りを進めておるわけでございます。なおただいま御質問にありましたのですが、私も国家公務員といふものを考へます場合には、いわゆる従前の官吏と雇用人という区別はなくして考へていきたいといふふうに常に考へておるわけでございます。従いまして、今回のこの共済組合法によりますと、長期給付の面では、先ほど申し上げましたように、官吏、雇用人の区別をなくするという形でございしております。その点につきましては、私もどうしてあえて異論はないわけでございます。それから、いわゆる国の行います年金制度について、官吏だけにいつてそういうことを考へておるといふふうに御理解になつたようでございますけれども、官吏といふ意味にこだわつておるのではないといふことを、御承知いただきたいと思つてございいたします。今後私も考へますものにつきましても、官吏と雇用人といふような区別はなく考へていきたい、かように思つておるわけでありまして、

○横路委員 これは、公務員制度調査室長にお尋ねするが、副長官にお尋ねするが、どちらか一つ御相談をして、答弁をしていただきたい。それは、退職金の、退職給与制度について、今までのいわゆる官という観点からはずれて、やはり民間の労働者に準じて、同じ立場において、私は全般的な改正をするものと思ふ。そうすると、これは、社会保障制度審議会の答申の中にもあるのですけれども、現在の国家公務員法、行政機関職員定員法、公共企業体等労働関係法、国家公務員等退職手当暫定措置法、全部関連をして

わけです。そういう点からいけば、先ほど副長官から、非現業の一般公務員の人事については国家管理でやるのだ、その建前からいって、これは組合管掌でなしに国家管掌だ、それを逆に裏返しをすれば、今回出された国家公務員共済組合法の適用を受ける公務員については、これは、今までの国家公務員法その他でなしに、この際、やはり労働基本権の問題でも、政治活動の問題でも、そういう制限をはずしていくのである、私はさき公務員制度調査室長に聞いたのは、そのことなので、片一方は、国家が人事管理をやるから国家管掌だ、片一方の方は、組合管掌だ、逆な立場からすれば、必ずしも国家の人事管理ではないのだ、だから組合管掌なのだ、こういうことになれば、この法律の適用を受けるものについては、やはりこれは労働基本権の問題です。その他の問題については、全面的に今までついていた制限は、これを全部取り除く、こういうことに、当然あなたが考えている公務員制度の改正においては考慮されなければならぬ、副長官の答弁からいけば、そうなる。これは、副長官でもけっこうです、公務員制度調査室長でもけっこうですから、御答弁いただきたいと思ひます。

○藤原政府委員 私、先ほどの答弁に関連しますので、概略申し上げまして、足りないところは、望長から補足していただきますが、この附則第十三条の第一項にありますが公務員につきましても、私が申し上げましたのは、人事管理の建前から申しますと、これは一般の非現業公務員と同じに扱うべきであるが、各現業の実際の人事の面等

の扱いの上で、実際上の便宜からこの法律の適用をすることにしたのである、こう申し上げたのであります。従いまして、今おっしゃいますような点につきましても、やはりこれを適用したから、公務員に対するものもろの制限等はずすという趣旨ではございません。

○横路委員 そうなると、先ほどあなたが私に答弁した、国家管掌にしなければならぬというの、公務員の人事については国家管理にするのだ、だから組合管掌ではだめなのだ、従って国家管掌だ、あなたの方で、この法律の適用を受けるものについても、やはり人事管理については国がやるのだ、こういうことになれば、私は、この法律の適用を受けるものは組合管掌なのだ、から、そういう点からいけば、非現業の一般公務員についても、何も組合管掌であつても、国家が人事管理をしないというにはならないではないですか。そうすると、あなたが言う、これは国家が人事管理をするから国家管掌でなければならぬという根拠がなくなるのじゃないですか。私はそのことを聞いています。

○藤原政府委員 横路先生は、論理の展開が非常に巧妙でいらっしゃいます、必ずしも逆は真ならずということもありまして、人事管理の必要上国家管掌にするというののすぐ裏が、そのまゝ組合管掌にするから、人事管理をはずすのだというわけでもなからうと思ひます。

○横路委員 この法律の第二条の第一項には「一職員」とございまして「常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のもので政令で定めるものを除く）」をいう。と非常によやこしい規定をしておられるわけです。これは、具体的にどの程度のことをいっているのですか、どういふものは適用される、どういふものは適用されないというのですか、具体的に言ってもらいたい。

○岸本政府委員 法案の解釈でございますので、私から申し上げます。前段の「休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを含む」と申しますのは、休職及び停職なり、あるいは職員団体の専従職員になりますと、国家から給料が出ないわけでございます。掛金も払えない。そういう意味で、一応この法律の組合に入つてこないわけでありまして、しかし、御本人が掛金を納める、またその掛金を確保することができるところ場合には組合員として認める、こういう意味でございます。

○横路委員 今の前段の組合専従者等について、本人が掛金を納めることができるというものであれば適用を受ける、それはそれでけっこうだと思ひますが、その後段の、「臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のもので政令で定めるものを除く」ということになると、今あなたのお話では、林野庁等において常勤の労働職員ではないが、常用労働者ということになつてくる者について、一応考えられるというお話ですが、今日いわゆる建設その他いろいろの仕事がございまして、実際には高等学校や大学を出ている、しかし、それはいわゆる臨時職員だ、これが今日の公務員制度全般の上で大きな問題になつてくるのだが、この点については、林野庁の常用労働者だけは入れるというわけですか、その他については、これは全然入れないというのですか、これはどうなんですか。

○岸本政府委員 一般の定員法の規制を受けております国家公務員のいわゆる非常勤職員という名称の方々、これは、現在でも国家公務員共済組合には加入いたしております。と申しますのは、つまり非常勤職員として身分保障もない、あるいは給与の面でも一本の手当である、そうした一般の常勤職員の方とは異なつた取扱ひを受けております方を、この組合員に取り入れるということになりまして、これは、逆に定員法あるいは給与法の方に影響する問題でありますので、ひとり共済組合の立場からだけではちよつと議論できませんし、給与法あるいは定員法といった、そういう面の所管省とも話し合ひまして、この問題をさらに将来検討したいと考えております。

○横路委員 公務員制度調査室長にお尋ねしますが、あなたは、制度だけを考へておればいいのかもしれないが、今のお話のように、この法案は定員法の問題、それから公務員法の問題、そういう問題にみんからんでいられるわけ。今一番大きい問題は、お話しのように非常勤職員と呼ばれていられる職員なんです。これは、高等学校も出ておるし、大学も出ておるけれども、実際には毎日勤めておるのです。今日これの定員法が非常に問題なんだが、定員のことばせておいて、私は、この点については、当然公務員制度調査室としては今回の公務員制度改正に当つては、これら諸君を全部共済組合法の適用を受けるように、何らかの措置をしなければならぬと思う。そうではないでしょうか。あなたのお考えはどうですか。公務員制度全般に關してのあなたの改正の場合には、この点は当然考えなざるを得ない問題だと思ふ。どうなんですか。

○増子政府委員 ただいま御質問の点でございますが、問題としては、確かに国家公務員の範囲あるいは定員法の解釈、運営というものと関連してくるわけでございます。これらのいろいろな制度を勘案いたしまして、最も実態に即した公務員制度としてはどうなるかというのを、私ども検討いたしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、これらの点を決定いたしますにつきましては、関係する制度等も非常に多く、必ずしも現在最終的な結論に達してない、いわゆる検討の段階でございます。従ひしても、いろいろ問題のある点はあるわけ

でございますけれども、今申しましたような角度から検討することになりまして、現在この制度をとること、

大蔵省から御見解を伺っていただきたいと思ひます。

も、時期的にはいかがかという問題も出てくるわけでございます。従いまし

○横路委員 今公務員制度調査室からお話がありました。名目は非常勤職員だが、実質上は常勤職員である、

て、この原案におきましては、いわば現状に即して一応運用上支障のない程度

の法律の適用を受けるようにすることが望ましいのではないか、しかし、こ

るものと、私も解釈いたしておりました。御説のように、いわゆる非常勤職員、特に常勤的な非常勤職員につきま

しては、二カ月間の雇用だというのが、これは形式なんですね。雇用を二カ月ず

どうかという点につきましては、私どもから申し上げるよりも、大蔵省の見

解を伺った方がよいかと思つたのでありますが、私どもの考え方としては、

では、現在いわゆる非常勤職員というレッテルを張られておりまして、実

態的には常勤であるという職員につきましましては、できる限りその実態に即し

た扱いが望ましいというふうには私どもも考へております。しかし一応制度

上、あるいは雇用の形式といたしまして非常勤、いわゆる二カ月以内の期間

で雇用されているという雇用形式というものが存在いたします限りは、な

かなか制度的に一律に扱うということが困難であらうというふうに思われるの

でございます。特にこの共済組合法におきましては、短期給付は別でござ

いますけれども、長期給付におきましては、やはり本体として、ある程度長期

に勤務する職員を考慮すべきであらうと思ひますので、そういう意味にお

きまして、雇用の形式上二カ月以内で雇用されておられる場合には、そうい

は、私の考へただけでございますので、五年も六年も非常勤職員でぶつ飛ばざ

れているということは、これは、定員法との関係もございまして、

○横路委員 現在の規定からいけば、今の御答弁以外にないかもしれませ

も、私は、これこそこの法律を適用する場合の運用の妙で、たとえば一年な

が、これは、一つぜひ公務員制度室長、今一番のガンなのです。今、内閣委員

ら一年以上雇用した者についてはこの法律の適用を受けられる、こういうふ

会において定員法の一部改正がかつていても、なかなか審議が進まないとい

うにしなければならぬと思ふ。今現にあなたは、林野庁においては、常用労

務者等についてもそういう適用を受けさせると言つておられるのですから、こ

の点は、私はそういう非常勤職員であつても、一年以上の者については適用さ

せる、こういうふうな一つここで答弁してもらいたいのです。給与課長、ど

うですか。

○岸本政府委員 この問題は、同じこととを、形式的なことを申し上げて恐縮

でございますが、制度面ばかりでなく、やはり定員法との関係もございま

すので、かりに定員がふえれば、そちらの方で当然こちらの方に入つてく

る、ちょうど境目の職員でありますから、因果関係の職員である。それをど

ちらで拾い上げるかと申しますと、やはり制度というものは確立しておいた

方がいいのではないかと、これは、やはり恒久的に国に勤務する方のための職

域保障でありますから、そういう方を対象とした制度をしっかりとしておく

というところが先ではないかと思ひます。林野庁の方は、ちょっと申し上げ

ましたが、私の説明が不十分でございまして、ちょっと誤解をされたかと思

理由につきましては、大蔵省の方から……。

○岸本政府委員 給付の計算の基礎を三年平均俸給としたのは、これは、一つには今回の年金が、現行の共済法と同じであります、いわゆる費用折半負担を原則とする保険制度であるといふことでございませう。つまり各人が積み立てたもの、それに応じて国庫が負担したものを、これを積み立てにできるだけ比例してあとでもどすといふふうにした。そういうこととすると、一生を通じてのいろいろな昇給降給の人は一つの保険グループの中に入つて参りますので、あまり最終俸給だけにこだわりますと、非常に公平性が害されるという意味でこれを入れたのです。厚生年金あたりは、一生を通じての平均俸給制度をとつておるわけでありませう。

それからもう一つ、最終俸給にする掛金が非常に上つてしまふのです。三年平均俸給で四・四、五％程度のところだと思ひますが、最終俸給にするのもっと掛金が上りますので、これは、今日の職員の負担にはたえ切れな、そういう実利上の点も若干考慮いたしております。

○横路委員 今まで恩給法の適用を受けておるものは、長いこと御苦労であつたといふので、最終の月にある程度俸給を上げて、それが積算の基礎になる、そういうことになっておるわけですね。その点は、大蔵省の方ではいろいろ理由を述べておられますが、結果的には、この法律の施行によって、最終的に俸給を上げて、それによって受ける金額が多くならないようにといふことであらうと思ふのですが、この点に

ついては、私は従前のものよりは、この点だけは下つておると思ふのです。

その次、同様に一時金の対象です。第八十条、一時金の対象、短期給付といふものです。これまで現行では、六ヵ月以上のものでも支給しては、それから公共企業体関係の方は一年以上なんです。三公社の方はどうしてこれを三年以上にしたのです。この点ばかりにきくさいことをしたものです。こういう点は、せつかく大蔵省で組合管掌をしようといふので、われわれも支持しようとして今まで進んできたのを、こんなところでみみちいこいとして、三年以上でなければならぬといふのは、これはどういふ理由です。

○岸本政府委員 この面は、一つには三年と区切りましたのは、今回恩給法の適用者が、五現業につきましては適用対象に入つて参ります。恩給法は、現在御承知の通り二％の納付金を納めておられますが、一時恩給は三年経たなければできないわけですね。そういう一時恩給者にとっては、三年というの別に既得権の侵害でも何でもないわけですね。雇用人の方々については、ある程度期待権の侵害と申しますか、年金面でのレベルは下るわけでありませう。しかし、別途退職手当は、短期採用者については現行の約倍くらいのところ参つておられます。年金と退職手当を合せましたところでは、この一年、二年で退職される方の雇用人の方の給付を合せてもほとんど下らない、こういうことにはいたしておるわけですね。

○横路委員 あなたの言う恩給法の適用を受けておるものがこの中に入つてくるから、それはどうしてもいろいろ

な関係で三年以上でなければならぬといふのは、経過措置として入れればいい。今恩給法の措置を受けておるものは、三年以上でなければならぬ。しかし、新たに参入するものについては、これを全部三年以上にしようといふことは、今まで六ヵ月以上、あるいは三公社については一年以上という点からいけば、これはおかしいじやありませんか。恩給法の適用を受けるものがこの適用を受けることになったものについてのみ経過措置としてやるべきであります。その他については、新たに参入するものについては、やはりたとえば三公社同様であるならば一年以上、こういうことにするのが、法律上の建前ではないですか。これを、全部今入つてくるものの恩給法の適用を受けておるものを、その中に入れた経過措置のものにしなければならぬといふことは、これはふに落ちません、どうです。

○岸本政府委員 私の説明の申し上げ方が足りませんでした。基本的には、今度保険制度になる。保険制度でしかも年金といふものに重点を置いて参りたい。年金は、今までよりもレベルが上つておられます。この上り方は、職員の掛金負担能力、国庫の負担能力、その限度を考えたから、年金をできるだけ上げようといふことが一つには必要なのですね。その場合に、退職一時金の場合、職域保険として、一、二年でおやめになる方は、それほど貢献されておらないわけですから、この面での退職一時金は遠慮していただくと、これは年金の方に回していただく、こういう考えであります。厚生年金保険

の方は、五年たたないと、実は脱退保険金は出せません。しかも、それは五十五才まで支給しないというようにきびしい。財源をあげて年金の方に振り向けておるわけでありませう。私どもの方としても、年金を目的とする保険の方が保険制度として本旨でなかつたかといふことで、一、二年の方には御遠慮をさせていただく、そのかわり退職手当でレベル・ダウンのないよう補充いたして行く、こういうことであります。

○横路委員 次に、この法案全体を通じて見て、国家管掌、組合管掌といふ議論をしていく中から、組合管掌にしたいきざつの中で、大蔵省の権限を非常に強化したものであらうと思ふのですが、共済組合の積立金の余裕金は、私は、組合員の利益と福祉のために運用されるのが共済組合として第一義的なものであると思ふのです。そういう建前からいけば、組合の資金の運用といたうのは、その組合の自主性を尊重すべきだと思ふのです。これは、やはり大蔵省としては、そういう建前で行くのであらうと思ふのですが、その点についての基本的な考え方はどうなんですか。

○岸本政府委員 年金の積立金の運用方針につきましては、現行制度におきましては、大蔵省としましては、省令でごく広い範囲の運用規制を設けております。たとえば有価証券、あるいは不動産投資はどれくらい、あるいは組合員貸付金はどれくらい、あるいは広い幅で制限を加えておるわけでありませう。このやり方は、今回やはり踏襲するわけですが、ただ一点今までと違つて参りましたところは、

積立金の一部を厚生年金保険特別会計の積立金と同じように、資金運用部への預託をお願いするといふ点が違つて参つております。この点の理由を御説明申し上げますと、国家公務員共済組合の年金は、大体レベルをいまして、厚生年金保険の倍以上のレベルに相なります。つまり厚生年金よりさらに高い年金を労働折半負担で持ち寄つてゐる。しかしその内容には、厚生年金保険に相当する部分がある。国家公務員に共済組合法が適用されていらないとすれば、当然公務員も厚生年金保険に加入しておるその積み立てたものは、当然資金運用部に現在入つておるわけでありませう。それと同じ考えで、共済制度で年金はもたえますが、その基礎の厚生年金保険に相当する部分の積立金は、民間とのバランスを考慮いたしまして、資金運用部に預託して運用していただく、こういうことを一つ入れておきます。これは、給付の内容におきまして、厚生年金保険法に匹敵するような最低保障額をつけるといふことで、民間の年金制度と一つのバランスを見ていくといふために作つておる規定でございます。

○横路委員 今の第十九条の第二項の資金運用部に預託を希望する組合の場合、これはやはり国民年金の実施の時期まで保留した方がよいのだ、こういう意見もあるのですが、この点は、どうなんですか。

○岸本政府委員 国民年金といふことは、実は私の方で今非常に概念があいまいで、よくわからないのでございませう。それにいたしまして、現実問題といたしまして厚生年金保険法が現にある、民間の使用があるいは被用者が

輸出した保険料が現在二億も積み立てられているわけであります。それに見合う共済組合の積立金も、これは当然やはり民間とのバランスという関係からは、預託をお願いいたさなければならぬじゃないか、かように考えております。

○横路委員 政務次官にもう一つお尋ねしますが、どうも私は先ほどの附則第十三条の第一号、第二号の点については、非現業の一般公務員についての退職年金法を出した場合に、その方の適用を受けるのだ、それまでの暫定措置のようにおぼえておる。そうすると、明らかにこの法律は、非現業の一般公務員について退職年金法は出すというところが前提になっておるんだが、それはいつ出すのか、もう一ぺんよく聞いておきたい。これはどうしてかという、同じように組合管掌であれば問題ないのですが、総理府の副長官からは官管掌、特別会計だ、大蔵省の給与課長からは、特別会計にすれば、国庫で融資対象にはならないというわけ、だいたい違わうわけですか。そうすると、第十三条第一号、第二号、これは受けていた者はいないが、しかし、このままでいけば、いつまでたっても非現業一般公務員における官と雇用人との身分上の差別が残る、だから、身分上の差別を早く撤廃する意味からいえば、一本にすべきだ、こういうことになってくる。そういう意味からいっても、いつお出しになるのか、時期をはっきりしていただきたいと思う。もうだいたい時間もおそくなりましたから、具体的に一つ御答弁していただければ……。

○坊政府委員 非現業の一般公務員につきましては、これは、今日ここで明確にお答えすることはできませんが、できるだけ早くきょうに持っていきたい、こう考えておりますが、いざいざいたしまして、このインシアチブは総理府がとっておりますから、総理府ともよく協議をいたしまして、できるだけ早くそういうふうにして持っていきたいと考えております。

○横路委員 もう一つ公務員制度室長にお聞きしておきますが、あなたの方でお出しになる公務員制度全般に関する改正といえますか、改革といえますか、これは、次の通常国会になるだろうと思う。今明らかにしたことは、従前の例による官と雇用人との区別はなくする、こういうことはわかりました、そのほか公務員制度を改正しようという大きなところはどこですか、その点、一つここで述べたいかという。

○増子政府委員 従来から問題になっております点を申し上げますと、横路先生も御承知であろうと思ひますが、公務員制度調査会の答申がございまして、その答申におきましては、公務員の性格、範囲を基点としたしまして、給与制度なり、あるいは任用制度なりは職階制度、さらに職務のいろいろ関係、労働権等も含んで参ります、そういう面につきまして、それぞれいろいろ問題があるわけでございます。これらの問題をどういう形で結論を出すかということにつきまして、現在いろいろ案なり意見がございまして、まだ最終的にきまっておりますので、ごいいます。

○横路委員 もう一つ大蔵省の給与課長にお尋ねいたします。実は扶養家族の問題と遺族年金でお尋ねしたので、

すが、どうもふに落ちませんことは、この中の遺族年金のことで、組合員がなくなった場合における父母、祖父母については、廃疾年金を受けられる程度の廃疾の状態にある者を除いて、五十五才に達するまではその支給を停止する、こうなっております。これは、今まではそうじゃないと思ひます。子供の場合には、あなたの方でも、十八才未満の者については同様に適用しておるのです。これは、いろいろ生計の状態によつて違ふのじゃないかと思うのですが、どうして父母または祖父母については、廃疾年金を受けられる程度の廃疾の状態にある者を除いて、五十五才に達するまでは支給を停止する、現在の制限ないわけですか。

○岸本政府委員 遺族の範囲については、現在配偶者は、遺族の範囲に入るが、支給停止を食うというわけですが、父母、祖父母については、五十五才まで停止する、これは確かに現行にない規定ですが、今度の改正が一般の社会保険というものの考え方が近づいていくという考え方もございまして、五十五才、厚年の方のもう一つは、死傷病の遺族年金は少し範囲が広がりました、今まで二十年たつて死んだ人の遺族でなければ、遺族年金は出なかったわけですが、それを十年まで下げる。さらに公務上の遺族年金も出さうというところになっております。つまり幅が広がって、対象は、若干生活能力があると認められる方々には御遠慮いただく、こういう考え方になっておるわけでありまして。

○横路委員 政務次官にお尋ねいたしますが、この法律をわれわれが委員会でも修正して、非現業の一般公務員についても適用するのだとやったら、これは支障がありませんか、今の国会で修正すればできる。その方が、今まで議論してみたところでは簡単でいいと思う。

○坊政府委員 御審議をお願い申し上げます。政府の原案を御審議願ひたいと思ひます。

○横路委員 私はこれで終わりますが、大蔵省に強く要望しておきます。これは、やはり大蔵省側としては、ぜひ既定方針通り組合管掌でござんて、二本立て、国家管掌なんという二本立ての適用されておるものを、やがて非現業一般公務員に入れる。組合管掌の適用を受けておるものをわざわざ引き出して、しかも身分上の関係からいって、これは、先ほどお隣に並んでいる副長官から御答弁があったように、国家管掌にする理由は、人事については国家管理にする、だから国家管掌だ。そういうことを言えば、これは組合管掌なんぞ、この適用を受ける者は、国家が人事管理をしないのかということになりますので、そういう意味で、私は、大蔵省は、既定方針通り組合管掌で早く非現業の一般公務員も出してほしい。あまりもたないでほしい。この国会でさつと修正して通しておいた方が、将来禍根を断つことにならぬのではないかと。その点は強く要望しておきます。

○坊政府委員 政府といたしましては、原案でお願いしたいと思ひますけれども、国会の御審議、国会の御判断によってお願い申し上げたいと思ひます。

○足鹿委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時まで休願いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時三十分開議

○足鹿委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)及びたばこ耕作組合法案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。神田大作君。

○神田(大)委員 私は、たばこ専売法の一部改正案につきましてお尋ね申し上げますが、過般小委員会を作りました、この問題等につきましていろいろと議論がかわされたのでございまして、その結果、専売公社といたしましては、相当考へるところがあつたろうと思ひますが、これについて、總裁並びに大蔵省関係官はどのような構想を持たれたか、お尋ねします。

○村上(孝)政府委員 昨年来たばこ専売法につきましては、参議院及び衆議院におきましていろいろ御審議をいただきました。その際いろいろ御意見のありましたところも、われわれ研究いたしました。昨年通常国会参議院、参議院に提案したわけでございます。ただ、われわれがいろいろ他の法令の表現技術その他から考へまして提案いたしました法案は、それから参議院の大蔵委員会ではいろいろその後審議されましたところ、さらに改善すべき点が三、四点あるということで、本日杉山参議院議員から説明されましたような修正案が成立したわけでございます。その第一点は、価格基準に關します

規定でございまして、現在われわれは、政府の購入します農作物の価格政策の一環として、たばこにつきましても、他の農作物の価格と均衡のとれた価格というのを考えまして、現在のような方式を踏襲しておるわけでございまして、その表現として、対価というふうな葉タバコの使用価値を強調し過ぎるきらいのある表現を避けるというふうな修正、これにつきまして、われわれも、三党共同修正によって御意見の一致しましたところでございますから、妥当であろうと考えております。

それから第二点につきましては、審議会の構成割合及び委員の数でございますが、構成割合につきましては、法律そのものにはうたがってございませんでいろいろ審議されましたところに従いまして、民主的な審議会の運営としては、約半数程度の耕作者の代表を入れてもらいたいということ、われわれは、今後審議会の政令案を作成してその場合に、その御趣旨を尊重してこれを表現したいと思っております。それから審議会の意見を開かなければならぬという表現について、さらに審議会の結論をより尊重する意向をもっと強く表現しろというふうなことから、議を経なければならぬというふうな修正になったわけでございまして、今後の審議会の運営におきまして、われわれの正しと信ずる諸問題をこの審議会で御審議願うわけでございしますが、その審議にわれわれの意図するところをよく御説明いたしますとともに、公正な審議検討をいた

だしまして、その結論については、これは尊重したい、こういうふうなことを考えております。

○松隈説明員 たばこ専売法の一部を改正する法律案につきましては、参議院において、法文の上では三カ所、法文から出ます政令の關係において一カ所の修正があったわけでございまして、修正の第一点は、第五條第三項中、「耕作者が適正な対価を得ることができよう」とありましますのを、「耕作者に適正な収益を得させることを旨として」ということに改めることになつたわけであります。政府原案の適正な対価という表現でありましますと、たばこ葉タバコの効用であるとか、使用価値を基準とするというふうな点が強調され過ぎるきらいがありましますので、生産者側の収入等の諸事情も考慮するように、表現を適正な収益と修正されたわけであります。私としても、この修正は大体において妥当なものと考へておる次第でございまして、

第二点は、第五條の第四項中、「その意見を聞かなければならない」とありまするのを、「その議を経なければならぬ」ということに改められたのであります。これは、提案理由の説明を伺つてみますと、審議会の答申については、これを十分尊重すべしという意向を表わすには、この方が適切である、こういうふうな御意見に基いておるようでありましますので、この修正は妥当である、かように考へております。

それから第三点は、第二十六條の六の第三項で、審議会の委員の数は「九人以上」となつてゐるのを「十一人以上」に改めるといふ問題でございまして

るが、審議会の運営を一そう民主的ならしめるといふ意味におきましては、何も九人に執着しなければならぬといふこともございませんで、十一人以上に改めるといふこともけつこうなことで、かように考へております。

○神田(大)委員 この「耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない」といふこの収益といふことについて、この字句を、總裁並びに大蔵省の係官はどういうように考へておるか、この点を一つ伺いたい。

○村上(孝)政府委員 収益という言葉がどういふ意味であると考へておるか、これはなかなかむづかしいわけでございます。まあわれわれが普通法文上の言葉を解釈いたしますときには、他の法令においてその言葉がどういふふうに使われておるかということ、いろいろな研究しなければならぬわけでございます。私の今まで検討いたしました限りにおきましては、民法にこの言葉がよく使われております。民法二百六十六條の所有權に關する規定に、使用、収益処分するといふ言葉がござい

ます。それから二百七十四條、二百七十五條の、永小作權のところにも「収益」といふ言葉がございまして、二百七十四條におきましては「永小作人ハ不可抗力ニ因リ収益ニ付キ損失ヲ受ケタルトキ」といふふうな言葉がございまして、それから二百七十五條には「小作料ヨリ少キ収益ヲ得タルトキハ」といふふうな言葉が使われております。これらの言葉を考えますと、収益の中には、素収益及び純収益という二つの言葉の取りようができるわけでござい

ますが、ただいま申し上げました民法の規定では、素収益といふふうな言葉の

意味が強いのではないと思つております。ただ、この素収益と純収益との關係は、素収益から経費を引きましたものが純収益になります。これは、自家消費とか資本利子というものに該当するものかと思つておりますが、全体が適正であるといふこと、その部分が適正であるといふこと、いずれにいたしましても、問題は適正な対価といふもの、適正な価格といふものをどうしてきめたいかといふ問題にならうかと思つております。あの価格基準をきめました今度の専売法の改正案の中には、適正な収益なり適正な価格を得るための規定がいたしてございまして、「生産費及び物価その他の經濟事情を參照し」といふふうな書きでございまして、その生産費をいろいろ適当に勘案するとか、あるいは物価、他の工業製品の価格との均衡をとるとか、あるいは他の農産物価格との均衡をとるとかといふふうな、その手段的な方法論におきまして、そのしんじやくの仕方が妥当であれば、そこで得られます収益は、素収益といふ意味に解しませんが、純収益といふ意味に解してしまつても、おのづから妥当な線が出てくるのではないかと考へます。その根拠をいづれの意味だ、こゝ言われましますと、いろいろ検討しなくてはならぬ要素もございまして、われわれが現在この一般法である民法の規定では、この収益といふ言葉は、素収益的な言葉を意味するのではなからうか、こゝいふふうな解釈いたします。

○松隈説明員 収益の解釈につきましても、ただいま監理官が述べたところと全く同じ考へを持っております。

す。要は、公社としての運用の問題であると思つておりますが、葉タバコの価格は、具体的な計算といつたしましては、法律にうたがってあります通り、生産費、物価、その他の經濟事情を參照して決定することになるのでございまして、適正な収益といふのは、これらの要素を參照しまする際におきまして、特に耕作者の諸事情を十分考慮いたしまして合理的にきめる、こゝいふことであらうと解釈しておる次第であります。

○神田(大)委員 大体抽象的な御答弁だが、抽象的に言いますれば、そのようなことだろふと思つて、それで、具体的に申しますと、三十二年度のこの葉タバコの価格をきめる場合に、当然従来きめておつた方式できめまうと、ちよつと数字が違ふかどうか、長いことだからわかりませんが、四・六％程度上げるわけですか。それを一・六％程度しか上げなかつたその理由を尋ねましたところが、パリテ指數が上昇しておるにもかかわらず、タバコの収納価格を下げたという理由の中に、その中の基準として、現在の価格とかサツマの価格といふように、現在農作物の中でも下りつある価格を參考に入れてタバコの価格をきめたのですが、こゝいふようなきめ方は、いいことであるとお思ひになりますか、これが一体耕作者の適正な収益を得ることを考慮に入れたと思われましかどうか、お尋ねいたします。具体的な問題です。

○村上(孝)政府委員 昭和三十三年年度の葉タバコの価格をきめましたときの算定方式につきましては、昨年夏にもいろいろわれわれの方から御説明いたしまして、御了解を得たと思つてござ

ざいますけれども、昨年といひますか、昭和三十一年までの算定方式は、農業パリティを中心としたしまして、その他の要素としたしましては、対麦均衡と申しまするか、麦との均衡

つの農作物との均衡を考えておるといふことで、少くとも現在われわれがたどり得ました結論からいいますと、要当ではなかろうか、こういうふうにと考へております。

○神田(大)委員 結果的には、これはタバコ耕作者に不利益を来たす結果になつております。そういうふうには、基準のとり方によってどういふふうにて

たわいでございますから、この点について、十分尊重していただきたいというのを一言申し上げまして、この問題については、皆さんの方では私の口で言ったことをどうおとりになるか、とてもそういうわけにはいかぬとか、あるいは私が今発言したことに對しまして、尊重されるかどうか、この点をお伺い申し上げます。

○村上(考)政府委員 昨年は、何と申しまするか、価格の算定方式が、従来とっておりましたのと変更された年でございます。しかもその伸び方が、

○神田(大)委員　そういたしますと、この額とかサツマというような比較的价格が安くなつていくであらうと思わ

てやつていく方針でありますか。

○村上(孝)政府委員 他の農作物との価格のバランスといいますが、そういう

う意味に於いて、現在のタバコの価格を決定します際に、考慮に入れるべき他の農作物が、ほかにこういうふうなものの方がよろしいのだというふう

な研究の成果でも出ません限りにおきましては、少くともタバコの対抗作物として取り上げましたこの二つの農作物は、政府がまたその価格決定に参与

すので、その点せひもっと広範な意味合いにおいて、収益を守る意味合いにおいて御検討をお願いということをお願いします。その点についてどう考えます。

○村上(孝)政府委員 繰り返し御答弁申し上げておりますように、われわれとしてはタバコの価格を決定するため、合理的な他の農作物との均衡を得

られるその方法論として、こういふふうな農作物の価格を取り上げて、それの前三年の比価を求めることがよろしいのだというふうな、そうした具体的な

が、たばこ耕作審議会では、価格の問題だけを取り上げることになるのか、そのほかにも、葉タバコに関する問題、あるいはたばこ専売に関する問題等を取り上げるかどうか、お尋ねをいたします。

○村上(参)政府委員 この審議会には、もちろん葉タバコの価格だけでなく、その他耕作に関する重要事項を審議の対象にしたいだけでなく、いろいろあります。従って、当初考えておりましたような収納価格審議会ではなくて、耕作審議会というふうに変えたわけでございます。

○神田(大)委員 そうすると、これには耕作反別の問題とか、あるいはまた標本制定の問題とか、そういう問題も含まれることになりますか。

○村上(参)政府委員 耕作反別は、もちろんこれに入ると思っております。それから鑑定その他問題につきましては、私はあまり技術的によく知っておりませんので、生産部長からも答えていただきますが、耕作に関する重要事項であれば、これはすべて入る、こういうふうにお答えできるかと思っております。

○西山説明員 ただいまお話のございました耕作審議会における審議事項の中に、標本の決定が入るかどうかという点につきましては、元来標本の内容が、その収納価格の等級とあらはらの関係にあるものでありますので、一面においては、当然審議会の審議の対象になってしかるべきものと思っておりますが、しかし実質的には、標本はいわば尺度でありまして、従来設備いたして参りました標本を変更する等の事態がない限り、それについて御審議

を願うということは必要がなからうかと考えておりますのであります。

○神田(大)委員 そうしますと、鑑定に用いるところの標本の制定に對しましては、この審議会の議を経る必要はないというふうに聞きとつてよろしうございませうか。

○西山説明員 標本の設備が方針として変更されます等の場合においては、審議の対象となつてしかるべきかと考えますけれども、通常の場合におきましては、標本そのものは、ただいま申し上げましたごとく、一種の尺度に相当いたしますもので、現在ありますものをそのまま踏襲いたします限り、審議を経る必要はないものと考えております。

○神田(大)委員 この標本の制定に對しましても、この前の小委員会等においてずいぶん議論したので、農民が鑑定に對しまして不服を感じて、再鑑定の要求をしまして、いつでも標本というものと實際鑑定したタバコとが合わない——なかなか技術的にむずかしいでしようが、非常に標本の制定が實際に即しておらないで、高く標本ができておる。そのために、いろいろとそこに弊害を來たしておるんじゃないかというところを、小委員会でも非常議論したので、そういう点について、その後生産部長は、あの暑い最中に汗をふきつついつも答弁に立っておられたのですから、そのことはおわかりでございませうが、ああいふ議論の後において、標本の制定について何らかの工夫をしなくちゃならぬ、あるいは現在のようないかどかというふうなことにしても、ずいぶんお考えになつたろうと思つてござい

ますが、その後どういふふうにお考えになつておりますでしょうか。

○西山説明員 鑑定の結果不服があつた場合に、再鑑定を求めるといふ制度があるのでございませうが、實際の場合において、その事例に乏しい。それは、元来標本は、一定の品位のそろつたものを設定したておるのであります。品質の幅のあるものが混入したておるのは、やむを得ないのであります。従つて、鑑定の基準といつたしまして、ある範囲内においては、その混入を認めて鑑定を実施したておるのであります。従いまして、標本の性質はその等級の最低の品位を示すものであります。が、實際の収納品は、今申し上げました幅のある品質の混入品でありますので、耕作者から見ますとあるいは不満に思われまして、標本に照らしますと、實質的にはそれに及ばないというものが実状であります。従つて、それを耕作者も認識したておりますので、通常の場合において、再鑑定の申し入れがないという事情でござい

ます。

○神田(大)委員 今までに再鑑定の申請があつて、再鑑定の結果、再鑑定を申し入れた人の方が勝つたというような事例がありますか。

○西山説明員 古い昔の事實は存じませんが、ここ最近相当期間にわたりましては、再鑑定を求められた事例がございませう。従つて、その結果についても申し上げることはございませう。

○神田(大)委員 これは、非常に大事なことで、多くの不平、不満を持つておるにかかわらず、年に膨大な買い入れ

をやつておつても、再鑑定の申請が一つもなかつた、そういうようなことは、専売法そのものに根本的な何か欠陥が私にはあるのではなからうかと思つてあります。総裁並びに生産部長は、そのような再鑑定の申請のないことは、まことに願ひに、しかも公平にこの収納が行われるとお考えになりませうか、それとも、何らかそこに欠陥があつて、農民がおそれながらといつて再鑑定を申し出るのに、何かはかかるものがあるようにお思ひになりますか、その点をお尋ねしたい。

○松隈説明員 葉タバコの収納に當りましては、公社としては適正に行われることを期して、葉タバコ耕作の段階において、耕作指導員が耕作指導に當つて、懇切丁寧をきわめて指導をしております。現実の問題としては、その指導した人が鑑定して収納する、こういうことになつております関係上、従来円満裏に行われておることと考へております。特にそれがために、非常に葉タバコ収納の事務が曲げられておるというふうには考へておりません。

○西山説明員 補足して申し上げたいと考へますが、葉タバコの鑑定につきましては、本来幾多の困難な点があるものでございまして、まず第一には、葉タバコの品質を鑑定するのに、いわゆる科学的な方法によつてこれを實施することができない、また第二に、ただいま申し上げました實際の収納に當りましては、ある程度の品質の幅のあるものによつて、いわば我田引水的にものを見るという場合があると思つております。また第三には、いわゆる売手と

買手という立場において、耕作者が一種の心理的な作用を鑑定に持つということも、人情上避けられないところと考へるのであります。それだけに、現在われわれが實施したております鑑定の方法は、今日の段階においては、できるだけ限りの配慮をめぐらしておるつもりでございまして、これを食糧作物の検査法等と比較いたしましたとしても、あえて遜色がないと考へておるものでございませう。従いまして、實際においては、耕作者の申し入れがないといふことは、耕作者といつたしまして、よくその辺の事情を了解いたしましたので、事例に乏しいと思つております。しかも反面においては、普通にいわれておりますことは、一定の鑑定者に自分のタバコの鑑定をしてほしいという産地の強い希望であります。われわれが収納事務をできる限り短期間に終らせようために、場合によつては他よりの応援を求めてこの鑑定をしようといつたしまして、多くの場合においては、従来信頼をいたしておる鑑定者の鑑定を受けた、従つて、他よりの応援者による鑑定を拒否するといふのが実情でございまして、かような点等から考へまして、今日われわれがいたしております鑑定の方法が、あえて理想、万全を尽したものと申し上げられませんが、今日の段階においては、まずやむを得ないものであらうと考へております。

○神田(大)委員 生産部長としては、そういうお答えをすることが當然であらうと思ひますが、これは、まことに全部末端の耕作者の事情を十分おわかりになつての上のお答えであるか、それとも、公社において、ただそういう帳簿の上やあるいは報告だけによるお答

えであるか、私はよくわかりませんが、それでも、生産部長もたいぶ苦勞もされておられますから、末端の事情を知りながら、耕作者の立場を守るために、そういうお答えをしたのだらうと私は善意に解釈します。もしそうだとすれば、どうか生産部長は、末端の耕作者へ、生産部長という肩書きをなして、一つ水戸黄門が諸国を行脚したように、一人々々の耕作者のところへ行つてぜひ見てもらいたい、ぜひ聞いてもらいたい。果してそういうような気持ちで耕作者が収納に當っておるかどうか。あるいは多くの不満と不平を持っておられるけれども、ここで不満と不平を言えば、タバコ耕作が減らされるのじゃなからうか、あるいは安く買われるんじやなからうか、あるいはまた憎まれて、おれだけがつまらぬ目にあうのじやなからうか、そういうことを心に置いて、泣く泣く引き下つておる耕作者といふものも数多くの中にはあると思う。そういう点において、これが専売事業だから、ほかへ売ろうと思つても売れない、公社へ納めるより以外ないのだ、自分で吸うわけにもいかぬ、捨てるわけにもいかぬ、食うわけにもいかぬ、作つた以上は、専売公社に納めなければならぬ、そのためには、少しでも有利に納めようと思つて、耕作者は耕作者なりの苦心をするわけですから、そこに、私は問題があると思うのです。今生産部長が言つたような標本の制定、それから鑑定の方法に特段の、もっと精密なる工夫を加えないと、そういうふうな苦勞をする農民がたくさん出てくると思うのでございします。私は、こういうことを今度はあまり言いたくないのですが、しかし、

これは、公社の責任ある人々は十分わかつておるんだらうけれども、やはり自分の立場上、そういう私の満足し得ないような答えをされておりますが、私は、この問題については、もっと工夫と創意をもつて當てていただきた。ただ従来のやり方ではないと思うのだというような答弁では、われわれは満足しないというのを申し上げます。

○西山説明員 ただいま神田先生の申されましたことは、まことにごもっともに存するのであります。先ほど申し上げましたごとく、現在われわれがいたしております鑑定方法が、必ずしも万全のものであり、最上のものとは考えておらないのであります。従来とでもできる限りの検討、工夫はいたしておりますが、いまだ結論を得るに至つておらない現状でございまして、なお今後とも、またただいまの御意見も十分尊重いたしまして、できる限り改善に努めたいと考えております。

○神田(大)委員 そのほか耕作審議会では、耕作面積の決定とか、そういう問題等について審議されることになつておるのですかどうか、お尋ねいたします。

○松隈説明員 御承知の通り改正法律案の第七條第二項をこちらになりますと「第五條第四項の規定は、前項の規定によるたばこの種類及び耕作面積の決定について準用する」ということになつておりますので、「あらかじめたばこ耕作審議会にはかり、」従来であれば「その意見を聞かなければならぬ」といふ修正によりますれば、「その議を経なければならぬ」といふことになつておると思つております。

○神田(大)委員 今度このたばこの問

題が大きく議會等において取り上げられ、問題になりました端緒は、専売公社でもって三年間の葉タバコのストックがある、だから、一割減反しなければならぬというようにその表面に出して、そして、一割減反を計画された。これに対して、耕作農民が大きな不満を持つて、今までは作れ作れといつて作らして、そして今度は、公社の計画の一つの間違いによつて、大々さんのストックができた、だから、お前たちの耕作反別を減らすのだという公社側当局の一方的なやり方によつて、農民は、耕作反別を減らざるを得なくなつた。いわば労働者の賃金の切り下げとか、あるいは首切りになるものであります。農民が長い間苦勞を重ねて作つてきたタバコを、今まで三反歩作つておつたものを、二反五畝なり、二反歩、あるいは二反八畝なりに減らされるということになりますと、それだけ収益が少くなるし、経営上においても大きな誤算を來す。それは、やはり労働者が賃金を安く切り下げられた、あるいは首切りされたと同じだ。こういう問題に対して、私たちは、やはり小委員会において、そういうような一方的なやり方は、あまりに悪いのではないか、専売法におきましても、よけいに作つたりなんかするのと、ひつこく抜いて、場合によれば罰金まで課せられるけれども、公社の都合によつて減らされることは、お前は減らすんだということで、一片の通牒によつて減らされる、そういうことは、耕作者の生活を守る上においてまづいと考へたのであります。それに対して、公社側はその後どういふふうな処置をとられたか、あるいは今後そう

いう場合には、どういふ方法をとられるかというところをお尋ね申し上げませう。

○松隈説明員 昭和三十三年の葉タバコの耕作反別を定めるに當りましては、ただいまお話がありましたように、公社側の事情をいたしましては、葉タバコ在庫が、種類によつては三年分も手持ちする、こういうような状況に立ち至りました。この点につきましては、御指摘のように、公社が出来高を見誤まつた、こういう御非難があるわけではございますが、これについては、弁解するようでありませうけれども、一応公社といたしましては、従来の実績を參照して、反別から推して、この程度の葉タバコ収納量はあつたであらうといふふうに推定をいたしましたわけでありませうが、その場合において、技術の進歩ということがございします。これは、最近三年なり五年なりの平均を見れば、その点は反映するわけでありませうが、一方において、日本は非常に災害が多い国でありまして、災害が一へん起りますと、収納量に相当大きな狂いがきます。災害といふことを、三年とか五年とかいう期間の平均で見るとは、これまた誤まりのものになりますので、ある程度長期間を平均した見方も取り入れなければならぬ。こういうことから、短期的な見方と長期的な見方を取り入れて見当をつけることにいたしておるわけでありませう。御承知の通り、葉タバコの積付、収納は、大体米と似たような時期に相なつておりますが、米が三年間豊作であると同様に、葉タバコについても三年間豊作が続いた。これは、一方において技術が進歩した結果でもありませうけれども、豊作が三年続くことは、通常の資料からは

予想できなかったことではございします。で、ある程度御理解が願えるのではなかつたかと存じます。そこで、減反せざるを得なくなつたのであります。余く公社側だけの都合をもつて農民に押しつけるというのを極力避けるようにいたしましては、タバコの消費数量の増加、あるいは輸出等についても特段の力を入れて、着々その方の成績も上げつつありますけれども、それだけでは足りないもので、減反をお願いしたのであります。この場合においても、できるだけ耕作農民の方々の御希望をいれ、その利益を害する程度が最小限度に済むような考慮はいたしまして、ございします。なお減反をいたしました割合は、さつめてわずかなパーセントでございします。その減反をしたあとで、他の作物に転換もできるわけでありませう。最近減反をせざるを得なくなつたといふのは、葉タバコが相当よけいでございまして、農民のふところ工合と申しますか、所得状況もそれだけよくなつてゐる点もあるからというようになことを説明いたし、納得づくで減反をしてもらつたという事情でございします。

○神田(大)委員 いろいろの事情で減反せざるを得なくなつた事情は、われわれにもわからぬことではないのであります。しかし、そういう減反をやる場合、少くとも公社は、これらのものに対して補償を出すべきだと思つて、減反補償金というふうなものを出して、農民に納得させるべきだと思つて、何らのそういう補償もせずして、たとえ米米葉の場合で言いますれば、農民は、米葉を作るために小屋を作ります。この小屋は、五年間年賦償還でもつて返さ

目下のところ考えておりません。

○神田(大)委員　これは、今後審議会の議を経て、十分考慮をして、そういう場合は対応する。しかしながら、補償というようなことについては考えないといふことであります。私どもは、この問題については、今後納得づくで、農民の立場も十分に考慮して、公社もやはり一つの事業をやっておるのと同じでございますから、この事業をやっておるものが、自分の事業の都合によつて

て相手方を傷つけないようにしてもらいたい。そのためには、皆さんは相当の人を使つて、あらゆる計画を立てて、あらゆる方法をして、少くとも農民に迷惑のかからないような方法をとってもらいたい。もし迷惑がかかれば、当然これに対しては補償すべきだと思ふ。そういう点ははっきりとしてもらわないと、今後安心して耕作に従事するわけにいかないことでありますから、その点をぜひ今後御考慮願いたい。

聞くところによりますと、過般の減反等につきまして、相当耕作組合等からも反対が出まして、それで、減反の数量等も減らされたようでございます。あるいはこれに對しまして、何か連合会に、それらに見合う資金が出ておるということも聞いておるのでございませうけれども、そういう点はどうなのですか。あるいは今後三カ年間にわたって減反を續けていくというようなことも、われわれ聞いておるのでございませう。

すが、そういう点は、どういうお考えでございますか、お尋ねしたい。

○西山説明員　今回の減反に当りましては、お話のごとく、耕作団体より相当強力な異議の申し出を受けたのであります。しかしながら、公社の手持ち

原料の需給の關係から、やむを得ざる事由のある点をるる御説明をいたしまして、これが御協力を求めたのであります。しかして、なお末端の産地の耕作者各位にも、その意のあるところを十分理解を求めますために、相当程度の金額を耕作者組合に支出いたしました。懇談、了解の方途に充てた次第でございます。

なとお今後の減反の見通しにつきましては、これもただいま総裁のお話のありましたごとく、全く今後の情勢いかんによりますので、今日われわれは、何ら定まつたる見通し、計画を持っておりません。

○神田(大)委員 末端農民に納得して
もらうために、相当の金が出ておると
いうことでございしますが、幾らくらい
の金が出ておりますか、お尋ねします。

○西山説明員　今回の減反措置に對しまして、公社が耕作団体に支出いたしました金額は、千二百萬円でございまして、これらの金が組合において有効に利用せられ、末端耕作者の理解を求め、るのに利用せられたと信じています。

○神田(大)委員　なるほどまいこと

を考えた、われわれの言うのは、末端のそういう不利益をこうむった耕作者に、補償金を出さぬかと言ったところが、あなたたちは、耕作者の末端には補償金を出さないで、耕作組合に金を出して、まあ何とかなだめてくれというようなやり方をした。これのぜひは論ずると長くなりますから、私はあまり追及しませんけれども、一体こういう金は、どういうふうに使われておりますか、お聞かせになりましたか。

○西山説明員 ただいま申し上げました金の使途につきましては、その目的

は、今申し上げた通りでございますが、その実行方法については、地方によつてやり方も相違いたしておると存じますが、おおむね各段階ごとに会合を設けて、それぞれ生産の現状を説明し、タバコ生産は耕作者と専売公社と一体となつて、長い目で見て専業の発展を期さなければならぬという趣旨において、御理解を求めたのであります。

○神田(大委員) 重大問題だ。専売公社が減反をやった、それに対して反対運動をやった団体に、まあまあといって金を渡した。これは、どうもわれわれ聞いておかしい話だと思う。専売公社自体が、そういういろいろと支出される理由を工夫することは、必要でありましようけれども、減反に反対している団体に公社が金を交付するということ

ことは、これは労働者と資本家の、まあそういう一つの質上げ闘争や、あるいは首切り闘争と比較するのはちよつとおかしいかもしれないけれども、そういうときに、反対闘争をやつておる団体の幹部に、まあこれでもつて一つがまんしてくれ。しかし農民は、私

る案情にあるということを、十分辨作者の各位にも御理解を求めることが肝要であろうと考えまして、さような要出をいたしたのでありまして、決してこれによって反対の氣勢を懷柔するということのような、陋劣な意図に出たものではないと思います。

○神田(大)委員　今たゞこ耕作組合法の制定をするかしないかといううような重要な問題をやつておる、そうして滅反論を阻止しなくちゃならぬという熾烈な努力をする末端農民の聲が盛り上つておる、そういうさなかに、そのような手でもつてそのような火の手を消すということに對しまして、これは非常に誤解を招くものであらうと私は思うのです。ことういうことに對しまして、あなたたちは、末端の耕作者がそれで納得したと思つていますか。一つも末端の耕作者

は納得しません。またそういうことに
対しまして、わかりません。なぜ専売
公社は勝手に減反したのであろう、今
後も減反しようとしているのじゃなか
ろうか、そういうことを、末端の農民
は、いまだに不審に思つておると私は
思うのです。それは、耕作組合連合会

の人たちの、先頭切つてやる人たちは、それでおきまつたでしょう。しかし、果して末端の農民がそれで納得しましたか。そういうことを、あなたたちは実情を調べましたか、それをお尋ねします。

○松隈説明員　ただいまのお話であります、耕作団体は減反に反対を唱えておつたのだ、それに金を与えるということは、金で反対を押えつけないかというふうな手を講じたのではないかというふうにおとりになるのであります。が、減反せざるを得ない事情について

は、先ほど来申し上げた通りであります。そして、公社といたしましては、この事実を率直に訴えて、耕作団体並びに農民の方々の御理解を得ることが、従来葉タバコの生産収納について、公社、農民一体として成績をあげて参りました趣旨を貫くゆえんである、かように

考えまして、まず耕作団体の方にもよくお話をしまして、私の了解するところについては、不満はもちろんございいますが、大体やむを得ないというような事情をつかみ取ることができました。そこで、耕作面積の公示をいたすことになっておる関係上、減反を含んだ耕作面積を公示したのであります。が、これを末端におろしまして、個々の耕作農民に割り当てるといふことの仕事が残っておるわけでありませう。その段階におきましては、やはり公社の

方から、天下りの的に幾ら減らすという
ようなことを押しつけると、先ほど来
お話になっておったような農民の反感
を買う、公社としても成績が上らぬ、
こういうことになりますので、やはり
物事は話し合ひでありまして、公社が
一方的である、こういう議論も成り立

つけけれども、どうしてこういう事情になったか、それから公社の方も、自分は何も損をしないのかといえ、公社の方も、先ほど申し上げました通り、消費数量の増加なり、輸出なりについても骨は折っておる、成績もある程度上っておるというようなことも説明申し上げ、かたがた数量もわずかだから、長い取引の関係もあるから協力してもらいたい、こういうふうに申し上げることがよしい、かように考え、そうすれば、勢い説明のための集まりというようなことも開いてもらって、

た、そう思われることは、まことに迷惑だと申すけれども、それは、そう思われます。耕作組合は一生懸命やっていますから、これらの団体に適當な指導を円滑にするために、たくさん金を下さることはけっこうな話です。これは、われわれ常に言っているのです。あなたが指導監督をすると言っておりながら、よく補助金を出さぬ、耕作連合会が十分足りるだけの補助金を出さない。そうして義務だけを押しつけておる。これはまづいけません。じゃないかというところは、前の委員会等においてもわれわれは指摘しておる。だから、連合会にそういう指導をするための必要な資金を出すことはけっこうな話だ。けっこうな話だけれども、減反の問題はまた別です。減反において一番迷惑をこうむるのは、末端の耕作者なんだ。耕作者に対して何らかの手を差し伸べるべきなんです。それをあなたたちは、どうもお考えが変じゃありませんか。どうですか。

○松隈説明員 耕作農民の方が迷惑というか、あるいは損害が全然ないとは申しておりません。ある程度困られたことと思うのでありますが、公社の方でも困っているというので、損と申しますか、困難なことは持ち寄り、お互いに公社も努力をする、農民の方にも理解の上がまんしていただく、こういう方針のもとに話し合いで解決づけてきた、こういう事情でございます。

○神田(大)委員 この問題は、あす委員会が開かれますから、あす大蔵大臣に来ていただきます。私はいろいろとこれに関連した質問をしますから、そのときにいたします。私は、連合会にそういう指導をするために金をやる

ことが、現在においては非常に少なかった、これをふやせという主張は妥当であると思ひますし、そうすべきだと思います。しかしながら減反だ、ところが耕作連合会が反対だ。そうしたら、お前らの金を持っていつて納得させないか、そういうやり方は、営利会社ならいいでしょう。少くとも公益法人としての立場にあるところの公社が、そういうことをやっていいかどうかというのに対しては、大きな疑問を持つておられますから、私は、この問題については保留しておきます。

次に、この法案に関連いたしました。前、前渡金制度というのがあります。公社は生産者に対して、タバコを植えて、その植付検査が終了いたしました。それに対して幾ばくかの前渡しをいたします。これは、どういふふうにして、どういふふうな標準とやり方でもって前渡しをしておるのか、質問をいたします。

○西山説明員 概算払い、耕作者個人ごとに、所轄収納所の前三か年の反当り年度平均収納代金をもとにいたしまして、その二割を限度として支給いたします。

○神田(大)委員 その前渡金を支給するに付いては、条件がありますか。

○西山説明員 葉タバコの生産を確保するために、肥料その他の資材の購入の資金を予定いたしました。その目的のために支出いたしております。

○神田(大)委員 この前渡金というものは、末端の農民に渡すということになっておるのでございますか、どうでありますか。

○西山説明員 建前として、耕作者個人ごとに支給すべきものであります。

が、耕作組合、あるいは総代会において耕作者と話し合いの上で、場合によつては耕作組合が一括代理事業をいたしておる事例もござります。

○神田(大)委員 一括代理事業をしておるということをお聞かせますが、これは、私の見るところ、大部分のものが、そうじゃなからうかと思うのです。これは、前渡金二割といたしまして、五反五万円といたしまして一万円、二百町歩を作ると二千万円、二千万円というふうな金が一括渡されて、それがどういふふうに使われるか、そこをいろいろの問題が起きていることを私は知っております。でございますけれども、こういう問題等について、あなたは公社の責任者として、この前渡金問題のいろいろの使い方、あるいは方法等についてつぶさに研究し、これを善処しなくちゃならぬというふうなことを考えたことがあるかどうか、お尋ねいたします。

○西山説明員 概算払いに支出いたしました金は、建前といたしまして、明年度の肥料その他の資材の手当に使用するのでございます。従来多く地方に見られますのは、当年の肥料を、他の金融機関より金を求めまして買入れをいたしておりますので、それが概算払いによつて肩がわりをしておるといふ事例が相当多いのであります。しかして、お話を二、三の耕作組合において、概算払いの金の経理が適正に行われていないという話も聞かれました。ありますので、目下調査中でございます。理由が、耕作組合が、従来比較的小さい組合が多く、従つてその責任者、あるいは経理担当者に入を得ない、ある

いはまた十分経理が行われていないまに見送られて参つたという点に原因が多いように考えます。これがために、今国会において審議せられております耕作組合法案が成立いたしますれば、公社は、その組合の業務を監督する権限と義務を与えられますので、今後そのような不正事態を未然に防止することができるよう考慮して考えております。

○神田(大)委員 何も今度の組合がでなくとも、あなたたちは組合に対して、補助金を出しておる、あるいは前渡金等も出しておる。そういうことは、この法案が何も通らなくても、それはできるわけですね。それをできないからといって、そういう問題を指導監督できないというのではない。私は、かつて農業共済資金がいわゆる一括払いをされまして、いろいろと問題を起したことを知っております。少くともこういう前渡金等、公社が非常な親心を持って考えておる資金は、やはり農民に渡すべきだと思ふ。そうして農民は、それによつて自由にタバコ耕作の発展のためにやはり使ふべきである。連合会がぜひその金が必要であれば、一たん農民に渡してから、連合会がそれを受け取つて、その使用に当たらないと、そういういろいろの問題が起ると私は思ふのです。この金がいわゆる特殊な業者との取引に利用され、あるいは特殊な金融機関に預けられて、そういう明細な報告もされないというふうなことが全国の中にはあると思ふのです。こういう点は、あなたは知らぬわけはないのですから、十分お知りでもございましょう。秦野の問題等も、いろいろそういう点からまっ

ておるようには私は聞いております。そういう意味合いにおきまして、この前渡金制度、農民が生活、あるいは生産資材を買うために必要な資金を、資材というのことに限定せずして、もっとフリーな立場で農民に渡し、それを農民が自由な考えのもとに有効に使うようにすべきであらうと私は思ふのです。また、この問題等について、あなたは現在やっているとがいろいろと思ひになるか、それとも改善の要があると思ひになるのか。私は、前渡金そのものはいいと思ふのです。それに対して異議を申しているのではない。そのやり方に対して、もっと明瞭なやり方があるのではなからうか、不明朗な温床がそこにあるのではなからうか、そういうことは、あなたも専門家などからございまして、十分承知しながら見て見ぬふりをしておったのか、それとも、これを改革しようという考え方を持っておられるのか、お伺いします。

○西山説明員 耕作組合の経理内容につきましては、現行の規定のもとにおきましては、公社が支出いたします補助金、交付金の範囲に限つて調査の権限を与えられておるのであります。その他のものにつきましては、正式に調査に立ち入ることは許されておられません。従つて、資材等の関係につきましても、われわれは、残念ながらその多くを知っていない状況でございます。しかしながら、ただいま申し上げましたごとく、今回の法案が制定されれば、一般業務についての監督検査を実施できますので、これが未然に防止できるのではなからうかと考えております。また、昨年来国会に

おいて、タバコ生産に關する種々の御
 檢討が加えられております現狀は、産
 地の末端にまであまなく伝わって参つ
 ておりますので、今後組合の運営等に
 おきましても、格段の改善進歩を遂げ
 るものと考えます。従いまして、従来
 ごさいました弊害は、相当部分除去し
 得るものと考えております。

○神田(大)委員　その問題については、あなたは、今の制度でけっこうだというふうには受け取れるのですが、私は、末端の人たちは、何だか公社から前渡金が来るらしい、しかし、どうもおれにはさっぱりわからない。肥料やなんか、お前は尿素化成を幾かます使え、過燐酸を幾かます使えといつてきて、それをただ受け取るだけだ。あと二年も三年もたつてから精算なんかされて、さっぱりどうもわからない。そういうところにも大きな不満を持つておると思う。こういう点について、私は前渡し制度というものはいいことだと思えますから、これをほんとうに耕作者がありがたがるようにしてもらいたいと思うのです。この点について、ぜひ今後御研究を願いたいと思います。

○西山説明員 御意見、ごもっともと思つたところが多いのでございます。でき得る限り御趣旨に沿うように、今後とも努めたいと思ひます。

○神田(大委員) この審議会の中に、委員を選ぶことになっておりますが、この委員というものは、どういう人をするか、どのような形で選ばれるのか、お尋ねいたします。

○村上(孝)政府委員 審議会の委員は、参議院で修正を受けまして、十一人という事になっております。その

半數程度を、耕作者の代表の方々に
なつていただきたいと思つておりま
す。十一人の半數程度でございま
す。五人ということにならうかと思
うのであります。耕作者の代表の方
々につきましては、いろいろな推薦
の方法があらうかと思いますが、も
ちろん委員者である總裁、公社当
局と十分なる打ち合せが行われま
して、また耕作者の団体の方々の
自主性も尊重されまして、それぞ
れの地域、あるいはタバコの種
類につきまして十分代表されます
よう、そうした委員の選出がされ
ることを私は希望しております。そ
れから残りの学識経験者でござい
ますが、これは問題が専売制度で
ございまして、財政制度についての
専門家、あるいは葉タバコにより
まして、場合により価格も変わる
わけでございまして、国民経済、
あるいは消費階級の利益をよく知
つてゐる方、そうした面からの代
表者、あるいは、場合によつては、
そうした大衆嗜好につきまして最
もよく人の感覚を看取できるジャ
ーナリズムの代表というようなも
のもよいだらうと思うのでありま
す。が、ともかくも、そうした専
売事業に当ります学識経験者から
委員になつていただきたい、こ
ういうふうに思つております。

○神田(大)委員 農民代表でござい
ますが、もちろん耕作組合連合会、ある
いは中央会等はその対象になるであ
りましょうが、これらの団体が推薦す
るものを考慮するものか、またそのほ
かに、農民組合等の自主的な団体から
も考慮して入れるのか、その点はどう
いうふうにお考えになっておりますか。

○村上(孝)政府委員 耕作者の代表の

○村上(孝)政府委員 耕作者の代表の

方々の委員の委嘱でございますが、過日の参議院における審議の際にも、そういうふうな質問がございました。われわれとしましては、審議会に耕作者の意見をよく代表していただくというふうなことからしますと、耕作者の方々の自主性をよく尊重したような形で選任して参りたいというふうに考えております。たとえば耕作者組合中央会というところ、よく末端の意見も考えまして候補者を推薦していただき、それを総裁が委嘱するという方法もどうかと考えております。

○神田(大)委員 農民組合は、

○村(上孝)政府委員 農民組合というのは、どういう意味か私によくわかりませんが、耕作者を代表する人々でございまして、耕作者を代表する人々を選任するのに最も適当なる団体の代表というふうに考えております。

○神田(大)委員　なるほど耕作者を代表する耕作組合連合会、あるいは中央会等は、適切な団体であります。私もそれを認めます。しかしながら、今度のたばこ耕作組合法案の中では、専売公社の指導監督を受けるのがたばこ耕作組合であり、中央会である。こういう指導監督を受け、あらゆる問題について専売公社と一体になる形、悪い言葉で申しますと、今まではよく御用組合であるといわれておりましたが、そういうきらいがないわけではありませぬ。公社の言うことを聞かないと、いろいろ都合が悪いではなからうかという事態が、実際問題としてあった。これは、あなたもお認めてあろうと思う。組合は、何もそういうことはしたくないけれども、公社のごきげんをそこ

なつてはいけないというような含みがずいぶんあったわけですね。これは、ないとは言えない。そういう指導監督を受ける組合の代表が、耕作農民の代表として審議会へ行つて、どれだけの発言が保障できるか。これは、相当りっぱな人でもございますから、相当りっぱな発言をし、堂々と耕作者を代表して言いますけれども、最後は指導監督を受けているあなたたち専売公社に、結局は折れざるを得ない。一人々々の農民のほんとうの心を十分わかつてくれる人を推さなくてはならぬと、心の中ではわかつていながらも、最後には折れざるを得ないというような立場に追い込まれるのではないかと私は思いますけれども、あなたはどうか考えますか。これは、あなたに聞くのはちょっと変なんですけどね。

○村上(孝)政府委員 從來たばこ耕作組合の代表の方々が、組合に対する監督権、指導権を持っておりまする公社との關係において、その発言がきわめてなれ合い的になるのではないかと、いうふうなお考えのようでございます。私、あまり経験がございませんので、この点について断言いたすわけには参りませんが、從來少くともそうした方々と、一緒に議論をいたしました。これは、具体的に申しますれば、從來は、そうした耕作組合の代表の方々が、總裁限りで作っておられました葉たばこ収納価格審議会というもので、いろいろ從來の価格についての議論をいただいたわけでありまするが、その審議会に私が出席いたしました限りにおきましては、決して神田委員の御心配になるように、おとなしい方ばかりではございませんで、非常に活発な討

論をしていただいております。従つて、おっしゃいましたような弊があるかどうか、私としてはないと思うのであります。が、しかし、問題は、結局局辨作者を代表するものというふうに法律に書いてございますので、辨作者の大多数がこの方法がよろしいというところについて、委員の方を選任していただき、推薦していただき、これを委嘱する、この方法が妥当なわけでございます。ですので、今後もし神田委員のおっしゃいますような弊害がございましたら、おのずから辨作者の方々から、別途の選任方法というふうな要求もあるかもしれませんし、またその場合においては、虚心にわれわれは耳を傾けたい、こういうふうに思っております。

○神田(大)委員　これは、米価審議会等においても、活発な議論がなされておりますが、この米価審議会において、活発な議論がなされておる大きな原因は、何ら農林省に制肘されないところの人たちが出てゐるからです。消費者代表、あるいは農民組合代表、政党代表、そういう人たちが出てゐるので活発な議論ができる。ところがやはり耕作組合と公社、公社の指導監督を受ける耕作組合——その代表を悪いと私は言つておるのではありません。それのみではまずいのではないかと言うのです。それはやっぱりばに議論されます。私も速記録を読みました。堂々とやりました。やりましたけれども、結果はどうです。結果は、これは公社の言うことを聞かざるを得ない羽目における人たちなんです。そういう点において、私は農民組合とか、あるいはもつと公社の指導監督を受けないで自由な立場

に立ち得るような、そういう立場の農民を入れるべきではなからうかと考えておられるが、そういう点について、これはあなたに聞いても、あなたは監督する立場ですから変かと思うのでございませうけれども、常識としてどうお考えになりますか。

○村上(幸)政府委員 耕作者を代表する方々で、しかも公社と関係のない者という事でございませうが、専売事業という広い仕事の中に、耕作者の方々も入っておられるわけでございませう。そういう意味においては、いかなる意味においても、公社と全然無関係の耕作者の代表ということとは考えられないわけではございませう。もしそうであれば、耕作者の代表者ではなくて、それは学識経験者ということにならうかと思うのであります。学識経験者の方々は、もちろん、これは公社から指導監督を受けているわけではございませうので、公社とは全く独立したその道の専門家でございまして、その中には、もちろん農政関係の学者の方々も入られるのであります。タバコのみにとらわれない、農業政策全般に関する広い学識を提供して下さる委員の方々もおられると思っております。要するに、耕作者の代表者という事は、結局、耕作者が自分の利害関係を、その諮問委員会において十分に審議してもらい、適当だと認める方々のことでございまして、先ほど神田委員も言っておられましたように、世論のキャッチということとはなかなかむずかしいのでございませうが、耕作者の方々の御意向を今後いれまして、正しい代表の方々の選任が行われますことを、私は希望する次第であります。

○神田(大)委員 その問題は、われわれは、こういうような諮問機関では意味ない、これは、あくまでも諮問機関じゃないに、審議機関というもので、専売公社の外局としてやらなければ意味ない、こう思うのです。総裁の諮問機関なんだから、文句を言ったって、この問題は根本的に問題が違ふと思うのでございませう、ないよりもあった方がいいだろうというので、われわれも、これは参議院においていろいろと議論したわけです。そういう意味において、私は、基本的にはもっと権威のある審議会にすべきだと思ふが、その点について伺いたい。

○村上(幸)政府委員 まさにおっしゃいます通りでございませう。私は、たばこ審議会は非常に権威のあるものであつていただきたいと思ひます。権威のあるものでありますれば、その答申に対して、公社も十分にこれを尊重するということになるわけではございませう、御説の通りでございませう。

○神田(大)委員 たばこ耕作組合に関する事をお尋ねいたしますが、これをいろいろ尋ねますと、三日か四日かかります。(発言する者あり)大事なことを審議しているのだから、ゆっくりやらして下さい。皆さんに迷惑をかけようと思つたのです、五時までにやめようと思つたのです、もう十分くらいで、あとはあすやらせていただきます。このたばこ耕作組合の中でも、重要な点の二、三だけをお尋ねして、あとはあすに保留します。

この中の第三十七条で、役員を選出を代議員会でやることになっておりますけれども、私は、役員という重要な重要な選出を代議員会でやるという

のは、民主化を阻害するのじやなからうか、少くとも役員を選出は、総会でやるべきだと思ふのでございませうけれども、そういう点について、これは総裁にお尋ねいたします。

○榎田(明)委員 ちよつと事務的な答弁を私から申し上げます。今神田先生のおっしゃいました、役員を選出は総会においてやるべきだという御意見は、もつともでございませう。しかし、たばこ耕作組合の条におきましては、総会にかわるべき代議員会というものを設置いたして、役員会といたしまして、本来は、代議員会は総会にかわるべきものでありまして、その範囲で、議決事項にどの程度制限を加へるかという問題にならうかと思ひますけれども、最も民主的にと申しますか、やろうと思ひますれば、役員を選出は総会で行ふべきだと思ひます。これは、御説の通りであります。しかし、代議員会が総会にかわるというやうな意味におきましては、この耕作組合法案におきましては、最も組合の根本であります定款の変更と解散、合併だけはできないというやうなことにいたしております。これは、森林組合法等のほかの立法例と並べておそろく立案されたんじゃないか。しかし、ほかの農業関係の農業協同組合法なり水産業協同組合法なりにおきましては、神田先生のおっしゃる通りの規定をいたしております。

○神田(大)委員 たばこ耕作組合といたうものは、専売公社の指導監督を受けるので、そういう意味合いにおきまして、五十人か七十人のやうな代議員会が役員を選出するということ、どうしてこれは、なれ合いになるおそれがあるわけでありませうが、少くとも全部の耕作者が自分たちの役員を選ばんだ、いわゆる組合の民主化を意味するべきだと思ひます。これは総会でやるべきだと思ひます。協同組合法におきましては、代議員会においては役員を選任をゆだねておりません。これは、組合の役員というものを民主的に選ぶというのとは基本でございませうから、そういう意味合いにおきまして、私は、代議員にこういう重要な役員選挙という権能を与えることは、行き過ぎじゃないかと思ふのでございませうけれども、提案者は、これをどう考えておりますか。

○森山(欽)司 提案者といひましては、この規定は、民主的じゃないとは考えておりません。民主主義は、選挙というものを基礎にする。その選挙というのは、直接選挙の形もあるし、間接選挙の形もあるわけなんです。代議員会において役員を選任するということは、間接選挙の形をとるわけでありまして、間接選挙の形をとつたらそれは非民主的であるという議論には、賛成いたしかねる次第であります。

○神田(大)委員 耕作組合は、やはり一つの農村における有力な団体であります。農村の民主化を推進する上においても大事な組合です。そういう組合でありますからこそ、農業協同組合が今日非常に民主的に運営が行われておるのとは、役員が総会において選挙されるということが守られているからです。そういう意味合いにおきまして、役員というものが少数の人にゆだねられるということになりますと、これは、そういう組合の民主化を私ははばむおそれがあると思ひますので、一つ

今後の農村の民主化を推進する意味合いにおきまして、総会において役員を選出すべきであるというふうになさるべきでなからうかと思ふのであります。この点について、森山君の意見はわかりましたが、総裁はどうお考えですか。

○松隈(明)委員 役員を総会において選任するか、代議員会において選任するかという点については、立法論としていろいろな考え方があると思ふのであります。結局、程度の問題でありまして、民主主義を達成する上において、代議員会でもその目的は十分達し得るということで提案者が提案をし、ただいま説明があつたわけでありませうので、公社としても、その説明に承服しておるわけでありませう。

○神田(大)委員 タバコというものは、さつき申した通り、どこにも売れないのです。公社にしか売れない。ほかは買つてくれない。そういう一つの独占企業です。価格の点でも、専売公社が、審議会というものはありますけれども、その価格を握つておる。管理も公社が握つておる、いろいろ指導も握つておる、そういうふうにして、公社が組合を指導監督するのである。公社というものは、どうしても公社のいうことをきかなければならぬやうな立場に追い込まれる。そうすると、五十人くらいいる代議員だ、あつて、公に言うにいらぬ。あとで、公社に協力しないからだめだ、というやうないろいろな問題が起る。これは、私がここであつて、西山さんなんか、神田君はどうも頭がどうかして、い

と、あなたに思われるか

もしないけれども、これは、實際末端に於いてよく研究して下さい。そういう状態です。だからして、そういうような独占企業が独占的な仕事をやらせる組合の役員を選ばに當って、少数で選ぶべきではない。それは、見えざる力というものが代議員会の中にかかってくるわけですね。これは、おわかりになると思うので、けれども、よく研究しますれば、だれもよくわかっておられるのだらうと思う。けれども、そう言くと、いろいろ法案の審議に差しつかえるから言わないだけで、西山さんも十分おわかりだと思ふ。そういう意味合いで、総会という大きなところで民主的に選べば、そういう弊害をある程度除去することができると思ふのでございまして、総裁並びに西山さんは、どうお考えになりますか。

○松隈説明員 ただいまだんだん御心配でございまして、世の中も進歩して参りまして、以前のような、公社限りで横車を押すようなことは、とうてい許されない時代に至つたのであります。従つて、数多くの組合員の中から直接選挙でやるか、あるいは数を限つた中間母体による間接選挙によるかという問題は、結局程度の問題であり、心配すれば切りがないこととありますけれども、良識をもって考えれば、そこまでの御心配は要らないのではないかと、かように考えられますので、私は、原案でよろしいと思つておるのでございまして。

○西山説明員 私も、ただいま総裁の申されましたことと全く同感でございます。今日の事情は、最近に至ります事態は相当進歩を遂げておりますので、今後の見通しといたしましては、

神田先生の御心配になります。が、ごとき、著しき弊害は出ないものと見ております。

○神田(大)委員 私が心配するやうな問題が出ましたら、あなたたちは責任を負いますね。

○松隈説明員 そういふことは、万ないと思つております。

○神田(大)委員 それでは、われわれの見解と皆さんの見解はまことに異なる。協同組合でさえも、代議員にいては役員を選挙をしないというやうな、民主的な団体がそうやうしているに、たゞこの専売法によつて独占企業を管んでおる、そのもとにおいて指導監督を受ける組合が、こういうやうな役員を選び方をしても弊害が起らないというのを、あなたはこの重大な委員会の席上で言明されたのですから、そのときには、責任を負つてもらうことにいたしまして、われわれと見解を異にするのを申し上げておきます。

次に、第八条の問題でございまして、第八条の、出資金を持たない団体が経済行為をやることについて、どのような御見解を持っておるか、お尋ねいたします。

○西山説明員 耕作組合は、出資金を持たない団体でございまして、その管でおります事業は、限られた必要資材の融資の範囲に限られております。従ひまして、それに必要な資金も、あるいは概算払いによるもの、あるいは一定の金融機関より借り入れたものをもつてまかなつておりますので、この程度の事業をいたしますのは、出資をいたさない耕作団体においても支障がないと思つております。

○神田(大)委員 それは、基本的な問題でありますので、こういうことが議論されないでこの法案が通つたといふと、一体委員会は何をやつたのだという事で、後刻批判をされるおそれもありますから、私は、この点をはっきりしておきたい。仕事をやるためには、いろいろと物を買つたり売つたりするために、元手というものが要る。元手のないものが商売をするといふことは、経済的な常識からいつてもできないことです。いやしくも賦課金といふものは、一年限りでとつていく。この賦課金というものは、一つの目的があるわけですね。耕作の指導をやるか、あるいは給料を払うとか、いろいろ目的があつて、一年でなくなる。一年で消費されるやつが賦課金です。出資金というやつは、それを元手にして仕事をやる。ところが、元手のないものが経済行為をするといふことは、経済論からいつても成り立たないこととありますけれども、それが成り立つと思ひますか。

○西山説明員 ただいま申し上げましたごとく、耕作組合の管みます事業の範囲が限定をせられております。またそれに所要の資金も、特定の資金によつてまかなつております現状に照らしまして、差しつかえないものと思つております。

○神田(大)委員 部長の言うことは、特定の事業だから差しつかえない、そんな理論は通らぬですよ。どんなに小さい仕事でも、仕事には変りない、経済行為は資本があつてこそ初めてできるものであつて、なくてもできまうといふやうなことで、それは、前渡金でも商売はやれるといふのですが、そ

うなると、またここに問題があるので。前渡金といふものは、ものをかう資金ではあるけれども、元手ではない。そういう点において、ここに大きな欠陥がある。これは、やはりあなたたちにおわかりだと思ふのでございまして、けれども、これに矛盾を感じないかといふことを私はお尋ねしておるのであります。いかがですか。

○西山説明員 ただいま申し上げましたように私は考えております。

○神田(大)委員 この問題も、あとの人がやるから……。私は、この問題は、今の答弁では全然満足しておりません。これは、何回言つてもあなたの答弁がはつきりしませんから、時間の関係もありまして、それでは先に進みます。

この法案の中に、同一地域に一つの組合しかできないのだという問題があります。これもおかしいと思ふのです。これはいかがですか。同一地域の中に一つの組合しかできないのだ、あとは自由にできないといふことは、これは、憲法にも抵触するのではないかと、自由の原則を阻害すると思ふのでございまして、いかがでございましょうか。

○森山欽司君 すでに小委員会において御答弁申し上げたところでありまして、同一の地区内に同種の組合がございまして、組合員が錯雑、混雑することになりまして、組合の組織が弱くなると考へるのであります。また組合員の負担等から見ましても、決して有利じゃないといふふうに考へます。専売公社の側からすれば、生産指導をやつておりますから、この生産指導が徹底したい。また事業の指示とか、事務の執行等にも不便がある。こんな点から見まして、非効率、不経済

となるといふふうに考へますので、地区内は一組合にすることが望ましい。こういう考へ方を、すでに小委員会において神田委員に申し上げた次第であります。

○神田(大)委員 終戦後新憲法ができた。これは、いかなる人であらうとも結社、言論の自由を認められております。一地域に一つの組合しかできない。その組合に対して不満を持つておる。そういう場合に、脱退してあと組合を作ることができないと、非常な不利益もこうあるから、結局脱退もできない、不満であるけれども、その組合におらなくちゃならぬといふやうなこともなるし、また一つの組合のみを認めるやうなことになる。その組合がわがままをする、非常に横暴になるおそれもあると思ふ。そういうふうな自由の原則。この結社の自由——それから耕作者が五人でも十人でも集まつて、そして新しい組合を作ることにして、私はこれを押せる理由はないと思ふのです。これは、どうも憲法にも抵触するのじやなからうかと私は思ふのです。一つの地域に一つの組合しかできないなんというところは、東条内閣時代ならいざ知らず、今日の時代においては、私はいまだかつてそういう法律を聞きません。もちろん一つの組合が好ましいことは、私も知つております。一つの組合が好ましくれば、一つの組合でみんなが守つていくやうな、そういう民主的な運営をすれば、分裂もありません。二つ組合を作る必要もありません。これは、すなわちその組合が結びつて民主的に育つていく大きな原則であると思ひます。それを、一つしかできないといふふう

それで、組合を一地区に一つにした方がいか、あるいは二つ以上にした方がいかというについては、そ

便宜主義的なことでもってこういう上
うな自由の原則を束縛しては、これ
は、私は大へんことになると思う。

は、公社がもしそれに賛意を表するならば、一つの組合にしまして、いわゆる独占的な企業をおろす上において非

の負担の軽減をはかるのがそれであり
ます。いま一つは、統合することによ
って、経理その他の業務の実施面に

ただ最後に、ある青年から私のところに手紙が来ております。それを読み

ますと、組合費が非常に高い、一反歩千円から千二百円取っている。一体あの金がどういふふうに使われているのか、そういうことを質問すると、収納代金とか、いろいろそういうものに響くだろうと思つてがまんして、みんな黙っている。しかし、どうかこういう問題も徹底的に、もっとみんなが納得のいくような運営にしてもらいたいという切実な手紙が私のところに来ております。私は、こういう問題は、ほんとうに組合の民主化、専売公社の民主化のために、あなた方が真剣になつて考えるならば、そういう末端の組合員の氣持をもっとつかまなければならぬと思う。あなた方は、専売事業の上にあぐらをかいて、いつまでたつても、この黙っている農民——黙っているから、「ものいわぬ農民」という本も出ておりますが、農民は、洋服を着た人や、少しひげをはやした人だものと言えない、黙っているり端でもって、商いしている古着屋やさんにはいろいろ文句を言っているという本を、西山生産部長も読んだそうですが、よく読んでくれたと、私は感謝しておるのであります。私が、そういうふうに、洋服を着たり、ひげをはやしたりしている人には、ものが言えない。そんな農民が大きな不満を持って、専売公社の民主化と民主的運営を願つておるといふことをあなたたちはよくお考えになつて、今後ほんとうに農民を愛し、ほんとうに専売事業を民主的にして、そして国家のために役立たせようとするならば、もっと根本的に突っ込んでもらいたいということを最後に申し上げまして、非常に残念でございしますけれども、この質問を終ります。

○足鹿委員長 石野久男君。

○石野委員 非常に詳細にわたつて神田委員の質問がありました。私は、別の角度からちょっとお聞きしたいのですが、専売公社というのは、もともとその性格上、やはり競争者もないことですから、ただいま神田委員から言われたような、専売公社と耕作者との間におけるいろいろな問題が、何か権力的に圧力的に耕作者にかかってくるというような面が出ていないと思ひます。しかし、それとまた同時に、専売公社が、一面においては予算の一部であるところの専売益金を予算に入れなければいけないという責任を、総裁は相当感じておるから、いろいろな無理も、そこに出てくるのだと思ひます。ここで出てくるのだと思ひます。ですが、総裁は、毎年予算編成に當つて、当然政府から、年度におけるところの収益を国庫に入れるようにという相談があると思ひます。その際、あなたが一切の専売公社の運営と機能の發揮のための立場から、こういう政府からの要請に対して、常にどういふようなお考え方で、この予算編成に対する主張をなさつておられるか。またあなたは、そういう問題についての構想をどういふふうにお持ちになられるか、こういう点を、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松隈説明員 専売公社といたしましては、新しい年度の予算を組むに當りましては、事業会計でありますから、収入は収入の面、支出は支出の面で見積りを行うわけであります。この場合に、何を基礎にするかと申しますれば、大体予算編成時までの最近の実績を基礎とするということが、一方にお

いて常識的であり、またそれ以外の資料ということになりますと、非常に議論が多いものですから、大体最近までの実績を基礎にいたしまして、それに來たるべき年度の予想を加へまして、ある部分はふやしてある、ある部分は減らしてあるというふうなことにやる個々の費目ごとの積み上げ計算をいたしまして、収入を見積り支出を見積りした結果、公社の事業は三つの大きな柱になつておりますが、たゞこの事業については収益金額が幾ら出る、それから塩につきましては、遺憾ながら黒字という見積りはできないのでございします。昭和三十三年度までは、予算を作ります際には、塩会計においては、大体収支とんとんになるように水準を合せておりましたが、むしろそれは、決算的に見ると、その通りについていない例が相当続きましたので、昭和三十三年度においては、先ほど申し上げましたような趣旨によつて算出した結果、赤字が出るのであるならば赤字を出すというふうな方式のもとに、予算を組みました。ショウノウ事業については、大体において、先ほど申し上げたような方針で計算いたしますと、収支とんとんというところに出ますので、その方式で予算を見積つて、その結果、国庫に納めます専売公社の納付金並びに地方公共団体に入りますところのたばこ消費税を見積つた、こういうわけでありまして。

○石野委員 その場合に、公社としては、大蔵省からの予算編成に対するいろいろな要求もあろうかと思ひますが、そういう大蔵省の要求と、あなたが今おっしゃられたそういう問題とのかね合ひの中で、必ずしもいつもあな

たの考へているようにばかり予算の編成がしにくいのと思ひます。そういう事態は、今まで起きていなかったかどうか、またそういう問題が起きたときに、あなたは、大蔵省との間にどういふような建前で交渉しておられますか。

○松隈説明員 先ほど申し上げましたように、予算編成当時におきます過去の資料を基礎にいたしまして、それに將來の見通しを加へるわけであります。が、この將來の見通しというふうなことにつきましては、意見必ずしも一致しない。これは、やむを得ないことであると思ひます。見通しすなわち予測でありますから、強氣な見方をする人もあれば、弱氣の見方をする人もあるというわけでございます。その場合、正直に申し上げますれば、公社として弱氣な見積りをして、益金が少く出るような予算を組んでおく方が、実行に當つては楽だ、こういうことはいえ

るわけでありまして、大蔵省といたしましては、専売納付金なり、あるいは地方のたばこ消費税の増大することを希望して、強氣な見方をする、こういうこともありがちなことであります。しかし、これらは話し合ひをしまして、結局双方の意見を十分に述べあつて、どの辺のところか合理性を持つたという合理的な判断、こういうことになるわけで、一方的な都合からのみ他方に押しつけることはよろしくないというところで、公社の主張の方に近寄つて認められてゐる場合もあれば、大蔵省の主張に近寄つて認められておるものもあるというところで、これは、常に公社が大蔵省の言うことを聞いてばかりおるというわけのものでは

ございせん。

○石野委員 予算の編成に當つての折衝は、それぞれの立場で意見があると思ひます。その場合に、総裁が公社の建前からいろいろな主張をなさるに當つて、公社運営の、特に公社の収益の出どころである原価計算や何かの問題が当然頭の中にくるわけですから、そのときに、いわゆる公社に働いておる職員、あるいはまた公社がやはり一番基礎に置いておられます耕作者等に対して、あなたが、その運営上どのような考慮を払い、またどういふような主張をなさつておられるか、一言伺ひたい。

○松隈説明員 専売公社の仕事は、申し上げるまでもなく公共企業体でありまして、公益方面と企業面の二つございまして、この調和をはかるということがむずかしいのであります。さらに財政の面からの役割がございします。公社といたしましては、一つの企業体として考えました場合におきましては、原料を買い入れて、これを労賃を払つて加工して、製品として消費者に売る、これが企業の実態といへば実態であります。その限りにおいては、民間の物品製造販売業者と似ておる、こう言えるわけでありまして、民間の物品販売業者であつても、原料を売る人からただ安くたいて買へばいいというわけではない。それでは、やはり原料供給者も離れていってしまうし、これもお得意先として大事にしなければならぬ。それから自分の従業員にいたしまして、従業員の給与の改善、労働条件の改善というふうなことをはかることが、結局において企業の安定、発展をはかるゆゑんだというところは、申し上げるまで

もなと思うのであります。それから製品を消費者に売り渡すについては、値段をできるだけ安くして、しかも品質のいいものを渡す、こういうことは、当然心がくべきことであると思うのであります。従つて、これを公社の企業に移し、また、葉タバコの収納なり、あるいは塩の収納なりにつきまして、これは、コストの相当大部分を占めるものでありますから、その生産コストの上をを防ぐということは、収益を確保する上において必要なことであると思います。また、葉タバコは耕作農民とか、あるいは塩田業者というものを圧迫するというのでは、やはり長続きいたしません。公社としても、必要な原料が得られないということになるおそれがあるので、その辺の調和をしなければならぬということは、申し上げるまでもないと思います。従業員の待遇にしても同様であつて、待遇をよくするということがなれば、能率も上がるのであります。これも、かね合ひの問題で、どのくらいの給与財源を確保するかというのを最終的に決定する場合には、ただいま申し上げた面を考慮しなければいかぬと思つております。消費者に対します部分につきましては、専売であります。関係上、民間の販売業者のように、コストが上つたというように、すぐに値段を上げるということとは許されておられません。値段の改正は、別途の方法で、法律改正と同様に、国会の御審議を願わなければならぬのであります。品質あるいは包装等については、やはり消費者の感覚を考へて改善をはかつて参らなければならぬ。それらを総合して、今度は益金にどう響いてく

るかというのを考へて、終局の益が予算的にきまつて参る、こういう順に相なつております。

○石野委員 時間の関係がありますから、これからはタバコは耕作者のことについての御答弁でけつこうであります。あなたが専売の事業を管理していく上に當つて、公益性、企業性、あるいは財政面に対する考慮をいろいろと払いながら、特にあなたのごころのたばこの事業の中で、耕作者の諸君が収納するタバコの代金というものが、生産コストの上をを防ぐという建前からすると、そこは当然やほりいろいろの衝突する事件が出てくると思つております。この場合、総裁としては、今の答弁の中では、もしそれを無視すれば、原材料が得られなくなるということをおっしゃつたけれども、実は、専売事業であるためにそういうことはいけません。これは、また一面から言へると思つて、生産に対しては一定のワタをはめてやつていくことで、これは当然出てくると思つて、問題は、そういう公社と耕作者の立場の力の関係と、それから企業のある方の問題からくる力の関係があると思ひますので、総裁は、簡単に、もし耕作者に不利な買上げ方をすれば、原材料は得られないうことではないのだと思つておられます。そこで、私はお尋ねしたいのであります。そこでも、生産者の作る葉タバコの納入価格の問題について、あなたの方から出されていくものによつて、今度の法案には「適正な対価」ということになっておられます。参議院の方では「適正な収益」ということになつておられます。これらの問題を通じて、耕作者が食つていけるように、やつていけるように、こういう建前を、どの程度総裁はお考へになつておるか。もつと端的に申し上げれば、耕作者の生産原価というものを対して、買上げの立場に立つておる専売公社としては、どういう建前でそれを見ておられるかということについての御意見を承りたい。

○松隈説明員 タバコの収納価格についての基準の問題でございますが、従来のやり方といたしましては、バリエーション方式を中心としたしまして、葉タバコの生産費、需給事情、他の農産物価格との均衡等を考慮して決定しておつたわけでございます。その中で、生産費という項目もございまして、その生産費の点を考慮に入れておることは事実でございます。今回は法律改正になりまして、価格基準を法律で明定することになりまして、その価格は、生産費及び物価その他の経済事情を参酌してきめるということになっております。やつていけるかやつていけないかということとは、生産費に關係があると思つておりますが、生産費は参酌する事項の一つになつております。問題は、御指摘になりました通り、原案は「耕作者が適正な対価を得ることができるよう」と書いてあつたのを、参議院において修正を受けまして、「耕作者に適正な収益を得させることを旨とし」ということに改まつたわけでありまして、この間の事情及びその解釈につきましては、先ほど神田委員の御質問に對してお答えした通りでありまして、適正な対価とだけありますと、葉タバコの効用とか使

用価値を基準とするというように点が少し強く出過ぎるきらいがあるのではなからうか。そこで、生産者側の収入等の事情をもう少し立ち入つて考へるといふようなためには、表現を改めて、適正な収益という表現の方がいいのではないかと、こういう御意見がございまして、参議院の修正は妥協なものとして了承しておる、こういうわけでございます。

○石野委員 参議院の修正については、それは適正なものだといふふうには考へておるという意見は、先ほど神田委員の質問に對してお答えを聞きまして、私が聞いておきたいのは、参議院での修正はそのようなことになつておるが、本質的に申しまして、総裁としておつて、ほんとうにそれでやつていけるような、そういう値段で買上げてやるということにならないといふわけでは、従来米価審議会の場合も、あるいはまたこの耕作者審議会の中でも、いろいろそういう問題も審議されておるであらうか、こういう審議会というものは、いろいろあります。ありまして、またその説明は、非常に上手な説明がされております。けれども、現実には農民といふのは、いろいろな計算の問題で、端的にいへばごまかされておる。ごまかされて、生産費を償ひ得るといふ価格が、実は償ひていないという実態が出てくるわけなんです。私は、一番最初に総裁に聞きました。国庫に對しては益金を納付するといふ問題と、それから耕作者に一応の——不当な利得をせざるを得ない、だから、再生産を償ひ得るような収納価格で買上げてやるということと

らひは、しなくては行けないのではなからうか、こういう点が非常に重要だと私は思ふ。大きな企業体であり、しかも専売という特殊な企業の中でやつておるので、この事業において農民の諸君が非常に押えられて、そこから大きな収益を国庫へ納入するといふような形がきますと、国庫の財政面からいへば、収入が多くなるのはけつこうなことです。けれども、その反面において、農民が非常に犠牲を受けるということでは、これは片手落ちであるといふことをわれわれは考へなければいけないのではないかと、そういう点について、もつと農民諸君が納得のいくような線を考へるべきである。これは、特に総裁がそういう点において考慮しなければならぬのではないかと、こういうふうにお思ひますけれども、総裁は、それはおれの領分ではない、こういうふうにお考へですか、その点をお聞かせ願ひたい。

○松隈説明員 収納価格をきめること、これは、その年の葉をすぐその年使うわけでありまして、結局それが公社のたなにおろし資産になつて、いつかそれが使われるわけでありまして、終局においては生産費に影響があらわれますけれども、収納の年には、すぐに益金の方に影響をするという關係が直接的には出ない。従つて、益金をぜひ確保するためにたいて買わなければならぬといふほどのつながりに考へなくてはならないといふのが、毎年の葉タバコ収納価格をきめておるときの実情でございます。農民がやつていけるようにするといふような表現については、先ほど、農民が成り立たなくなるように

なつても、葉タバコを作る数量は減らないだろうというお話がございましたけれども、やはり収納価格が不当であるというふうなことになるならば、耕作意欲が減退いたします、割り当てました耕作反別が消化されないというふうなことになるまして、公社としては、必要な原料が得られない、また必要とするところの品質の葉が得られない、こういうおそれもありますので、原料の安定と申しますか、必要な品質、必要な数量を得るといふ公社の建前から、農民と、言葉は当るかどうかわかりませんが、共存共栄というふうな考えに立つべきものである、かように考えております。再生産を確保するというふうなお言葉がございましたけれども、その点については、国民の主食である米と、葉タバコのよき国民の嗜好品の原料になるものとは違ひますので、価格基準も書き方を違へておるので、直接そういうような意味においては価格のきめ方はいたしませんけれども、農民が適正な価格、今度は収益という字で表現しましたが、それを得るといふことは、価格決定に当つての大方針といたしまして守つて参りたい、かように考えております。

○石野委員 これは、論争するわけではありませんが、ただいま言われた御答弁では、私はなかなか納得しにくいのです。といひますのは、たとえば、こし収納した葉タバコですぐ収入が出てこない、だから、国庫に対する納付金と収納価格等との関係はあまりないのだ、こうおっしゃられたのでありますが、しかし、そうじゃないと思ふのです。なるほどその年にすぐ収

益にならないかもしれない。しかし、これは輸年で、少くとも二年か三年の後にはくるわけですから、それから、あらかじめあなたの方の原価計算の予定の原価の中に入れておるといふことが言えるわけですから、それを無視しては、あなたの方の事業計画は成り立たない。同時に、もう一つは物価の変動がある。物価の変動に伴つて、タバコ価格の変動もやはり当然出てくるわけでありまして、そういう問題を考えますと、必ずしも国庫へ納付する資金と収納価格との関係は、ないというふうな簡単な理論で割り出すわけにはいかないわけですから、これは、当然関係がある。ただ、その関係のランクがすぐに直接であるか、一枚どこか飛んでおるか、間を置いておるかというだけであつて、当然関係があります。それからまた、非常に収納価格が減れば、耕作意欲が減つてきて、原料確保ができなくなる。これは当然です。ただし、総裁の言われるようなことは、非常に極端な場合を言つておる。今私の言つておる問題は、その極端な場合ではなくて、ちよつと見れば生産価格を補つておるように見えるけれども、事實は、そこでわずかにかりの損が出ておる。——わずかに足りない、相当程度の損が出ておる。ただ、たまたまタバコ耕作者は、タバコ耕作だけ専業でやつておらないから維持できている。別に本業としての業も作れば、場合によれば損も作つておる。主として山間地ですから、稲を作らない人は多いのですが、とにかくそうした他の作物によつて生計を営むというところがあつて、現金収入のおもなものをここへ持つてきておるから、そういう点で、そういう欠点が出ていないだけであつて、これがもしタバコだけの専業者だということになつたら、当然少しも問題が出てくるわけですから、あなたのおっしゃるやうに、非常に極端な例を言へば、それは、あなたの言う通りになりますけれども、現実の問題としましては、こういうやうな多角経営をやつておる中でタバコ耕作をやつておる農民でありますから、若干の不満足な価格でも管業をやつていけるし、生計もやつていけるという事情にあるのですから、こういう点は、総裁、よく農民の立場を理解しなければならぬと思ひます。それに対して、あなた

が不当な価格であれば、もうやつていけないし、葉っぱという原料を安全に確保することができないというやうな理屈は、これは非常に一方的だと思ひます。私は、この御答弁の中から察知することは、相変らず専売局と耕作者との間のいわゆる力の関係が、はつきり出ておると思ふのです。ここでは、耕作者の意見はほとんどない。ほとんどは、専売局の一面的な立場だけからの意見しか出ていない。耕作者はどうか原料だけを確保すればいいのだという建前が出ておつて、非常に不親切な態度が、総裁の答弁の中にあると私は思ふのです。これは、改めてもらわなければいけないと思ひます。それから再生産の問題につきましても、これは、主食の問題などといふ違ふことは、よくわかつております。しかし、今日の農業は、別に米を作るとか、あるいは麦を作らなければ生きていけないというわけではなくて、農民は、今日一番大切な現金をいかにして取得するかという問題です。何を作つたて

いいのですが、現金が収入できれば、米はどこからでも買える。だから、自分の投下した生産手段と自分のそこへ出したところの労働力が、いかにしてここで確保されるかという問題から、われわれは再生産を確保するということを言う。だから、そういう問題について、総裁は、もう少し考え方を改めなければいかぬと思ふ。そういう意見はともかくといたしまして、私は総裁にお聞きしたいのは、あなたは、耕作者組合と公社との関係をどういうやうにおつかみになつておられるか、考へておられるかという点について御意見を承りたい。

○松隈説明員 耕作組合は、耕作者の代表と考へられます。専売公社といたしましては、葉タバコの生産に当りましては、耕作農民を指導、教育して参ることが、農民のためにも必要であり、また公社としても、必要な品質、数量を確保するゆへんでもありますので、生産方面についても力を注いでおりますが、そういう場合においては、耕作組合と連絡いたしまして、指導の徹底をはかつておる、こういうわけでございます。また従来は、葉タバコの収納価格をきめる際は、葉タバコ収納価格審議会というものがございまして、この委員も、結局タバコ耕作者の代表から選ぶということが適當であると考えておるわけでありまして、そういう場合においても、耕作者の団体の代表者に、葉タバコ収納価格審議会の委員になつていただいて、これらを通じて、耕作農民の意向をくみ取つて、公社は、収納価格の決定の際の参考意見としておる、こういうわけでありまして、公社にとりましては、公社の仕事は円滑に実施、運営していきまする上において大切な申しますか、必要な機関である、かように考へております。

○石野委員 これは、時間がありませんので、その問題については、できるだけ一つ自分の下部機関であつて、おれが指導するのだという立場だけで組合を見ないやうにしていただきたいということですが、むしろやはり下からの意見を、あなたの方の企業運営の中に十分生かすやうな建前で組合を見てもらうということが、非常に大事だと思ふ。従来、われわれが見ている組合に對する公社の考へ方というものは、どうも上からの監督的な立場からだけものをを見る、そういうやうな指導だけをやつておるというふうに見えておるわけですから、これが違つておれば幸いだけれども、実は、そういう具体的な事例が組合の中に、その組合を運営する人たちに映つてきまして、組合の指導の立場に立つておる人々が下部の大衆に對してはほとんど権力的な立場で、命令権を持つておるのかときき立ておるので、これは改めなくちゃいけない、こう思ひます。こういうやうな点が、先ほど神田委員がいろいろ質問した内容になつてくるものだと思うので、私は、先ほどの御答弁の中で、山部長さんからお話がありました、標本と収納価格の問題についてでございまして、標本の問題は、審議会では、標本の規格を変えない限りは、審議会へはかけないのだという建前をとつておられる。ところが、耕作審議会というからには、当然やはり収納価格の問題が論議されるわけですから、論議されると

いうことになれば、論議される価格と他のいろいろな経済的要素が入ってくることに、その価格の決定が行われるかと思ひます。ただし、その場合、当然出てくるのは、一つの標準の中につぎ込まれているところの生産費、努力、こういう問題は、当然また年次によって変わってくると思うのです。たとえば、生産手段が非常に高度化するとか、あるいは、やがてその一級品なり二級品なり、一等品、二等品という中に入るところのものも違ってくるし、またその時期における標準の決定との関係は、非常に緊密であると思ひます。ですから、私は、この標準の問題と価格の問題を分離した形で、価格を決定するということ、これは、どうも十分ではないか、というところ、一定の標準、標準というものが永久不変であれば別で、ごまかすけれども、そうでない限りは、ただ変化するというだけでは、そのとき、そのときの経済事情の変化というふうなものとの関係の中で、価格と標準との関係というものは、西山さんが言われたような簡単なものではない、いろいろな要素がある、これは、もつと緊密な関係があり、そして、常時それを考慮しなければいけない問題じゃないか、と思ひますが、その辺について、西山さん、どういふふうな……

度となり、標準は、それらのいろいろな変動とは一応無関係に考えて差しつかえないものと考へておるのであります。耕作技術が進歩し、品質が向上したければ、上位の等級がそのために設けられておるのであります。二つの変数が同時に変わります。むしろ適正な価格を把握することが困難であろうとも考へるわけであり、むづかしい問題であると思ひます。

○石野委員 標準を決定するそれ自体のことについては、価格の問題とかなんかとは、別個に考へていいと思ひます。ところが価格を決定する場合、そのときにおける標準の内容は、内容になる生産技術とかなんかが、みな関係してくると思ひます。ですから、私は、標準をきめるということ、これは、これは一等だ、二等だということ、それは、それでよいと思ひます。けれども、価格をきめる場合には、その標準の内容になるべき労働だとか、いろいろなものをどうしても勘案しないくちやならぬので、この関係はあるように思ひます。しかし、あとでもう一ぺん検討してみたい。

最近あらでもこちらでも、タバコの耕作面積を減らすというふうな意見が出てきているわけなんです。この耕作面積を減らすわけなら、基本的な原因は、どういふところにあるのですか。

○松隈説明員 葉タバコが過ぎるというところは、少し誤解があります。けれども、現実問題として、予定以上の収納の結果、一方において、需要量なりあるいは輸出量が予想以上に伸びます。公社の手持ち在庫というものが年々増加したとして、昭和三十三年度においては、平均して二カ年半分程度、黄色種のごときものは、三十カ月分をこえるような持ち越しになって参つたので、減反をお願いせざるを得ないような事情に立ち至つた、こういうわけであり、思ひます。

○石野委員 総裁は、今タバコ専売の事業として責任づけられておる建前からして、今日日本で消費されているたばこの中で、外国のたばこは、國産のたばこの間の比は、どういふふうになるか、またそれに対して、公社企業を維持する上から、そういう問題をどういふふうにお考へになつておられるか、その点について伺ひたい。

○松隈説明員 現在公社のたばこ製品については、遺憾ながら全部國産のたばこをもちいて作るという段階に参つておられます。上質品と認められる製造たばこについては、外国葉を使つておるものであります。これは、特別なにおいなり特別な味なりを出すためには、日本の葉だけでは、そのままでの水準に達しない。たとえて申しますれば、ピースにいたしまして、内地葉についても、ずいぶん品質改良について改善努力を加えておるのであります。が、氣候、風土の関係上、においなり味なりについて劣るというのたために、ピースを世界の水準だといつて売出すためには、外国葉を入れたおるといふ事情でございます。外国葉の使用量は、全体の葉タバコの使用量に對しては、きわめて比率が低く、三%から四%の間くらい、できればこれを内地葉に置きかえたいのであります。が、現状においては、その程度の使用をいたしていかないと、今度は製品の売れ行きの方が落ちる心配がある、この

ういふわけであり、思ひます。

○石野委員 公社がたばこを生産する上に、外国葉を使うということについては、一応理解できるのですが、私が先ほど聞いたのは、そうではなくて、現在日本の國で消費されているたばこの中で、國産のたばこは、外国のたばこは、どういふような比になつておるのか。

○松隈説明員 國産のたばこのほかに、外国の製造たばこを入れたおる。これは、きわめてわずかな数量で、観光客用といったような目的をもち、ホテル等において販売するために、特別の申請に基づいて、主としてフィルター付きのキング・サイズものをに入れておるといふだけでございまして、その数量は、もうほとんど比率に載るほどの数字でもない、こういうふうな御了解願ひたいと思ひます。

○石野委員 そうしますと、現在日本専売公社がたばこを生産するに當つて、外国のたばこをその生産に何らかの圧迫を加えるというふうなところには、いってないというふうな理解でよろしいですか。

○松隈説明員 大体御説の通りであります。ただ、駐留軍の外国たばこの横流しというものが、今日漸減の方向になつておるというわけでは、全くありません。検査件数も、一年にある程度の件数に上つておりました。金額の見積りも、全くの見積りであり、公社側としては、最近一年間に、駐留軍の外国たばこの横流しによつてこうおつておる損害は、約二十五億圓程度に上るのではないかと考へております。その部分は、やはり外国たばこの影響というふうに入るかと思ひます。

○石野委員 これは、あとでまた考へなくちやならぬことですが、大体推定で二十五億という数字が出ておるが、実は、もつと圧迫される面が大きいだろうと思ひます。それから、専売の事業の中には、もつと違った面が出てくるのじやないかと思ひます。それらのことが、たとえば、今日皆さんのところに収納した葉を非常に過剰な在庫高にしておるというふうなことになるおるとすれば、これは、われわれとしても、やはり考へなくてはならぬ問題だと思ひます。そういうことのために、耕作者の耕作面積を減反するという状態が出てくるというところになるとすれば、専売という特殊の企業体の中で、すべてを擲げてそれに協力しておる農民にとつては、これは、たまらないものになつてくるわけでございます。そういう点からの危惧がありやなしやという点について、われわれ非常に心配するわけですが、総裁は、その点、どういふふうにお考へですか。

○松隈説明員 外国のやみたばこの防止につきましては、監視部または監視課にそれぞれ監視員を置きまして、先方とも連絡をとつて、厳重な取り締りを行つております。漸次その反則件数が減つております。ただ全く絶滅するに至つていないことは、先ほども申し上げた通りで、ある程度内地たばこの消費の妨げになつておると思ひます。

一方公社におきましては、公社製品である製造たばこの販売促進のために、消

費数額の増大をはかつております。一応たばこが国民に行きわたりましたので、著しい消費本数の伸びはございませぬけれども、それでも、やはり毎年ある程度の伸びは見ております。最近ホープとか、みどりとかいうような新製品を売り出したことも、消費本数の増大には、ある意味での効果を持っておりますのであります。

それから葉タバコの外国輸出につきましても、こういうような状態のもとにおいては、できるだけ努力をいたしまして、葉タバコの手持ち数量を減す必要がありまので、これについても努力いたしました結果、昭和三十一年度比をすれば、三十二年度は、二倍以上に葉タバコの輸出の面もふえております。これも今後ますます努力して、輸出数量をふやすようにして、一方的に耕作農民の減反のみにたよることなく、内地消費、外国輸出ともに消費数量の増大によって、幾らかでも減反の負担を軽減できる措置をとる必要があり、それは、公社として当然心がけねばならぬことと考えて、努力はいたしておるつもりでございます。

○石野委員 先ほど神田委員からもお尋ねいたしましたことですが、特に今後のたばこ耕作組合の中で、地域の限定の問題、一地区一組合という問題についてでございますが、われわれも、なるべく態勢をよく、組合が公社と協力できるような態勢をとることは賛成なんです。ただし、それが非常に膨大なものになって、公社の方は、いろいろ指導上あるいは諸関係を持つに当って有利になるでしようが、耕作者の方が非常に不便を感じるというこ

ますと、大体支局とか出張所を一単位にするということ、公社の方は考えているようにございませぬけれども、この点については、少し広範囲にわたるきらいがありはしないかと思ひます。特に御存じのように、タバコの耕作地というものは、大体山間地であるとか、米麦の作地とは別個の形での、違った趣きを持った、また地勢的にも不便なところが多いと思ひます。そういふところを広範囲に一地区々々に固めるということになると、耕作者の方からすれば、そこに非常に重荷がかかってくることになる。

従つて、私は一地区一組合という一地区の考え方というのは、一地区をあまり大きなところで考えられると、これはともないことになる。専売公社の方としては、あまり詳しく定木的な、皆さんの方の都合だけで考えないで、むしろ経済的、地勢的關係をよく考えた地域というものを、ここではっきりお考え願ひたい。それでないと、法律の実施に当っておかしなことが出てくるんじゃないかと思ひます。そういう点について、総裁はどういうふうにお考えになりますか。

○松隈説明員 組合の区域は、地区のたばこ耕作組合にあつては、政令で定める区域ということになっております。要は、一地区一組合を希望いたしますのであります。問題は運営でありますので、政令で区域を定めます場合においては、お話しのように、あまり大きな区域をとりましたために、組合員の意見が十分に伝達できない、組合の民主的運営ができないといううなことになるのは、たばこ耕作組合

法制定の趣旨も違せられないわけでありま。一方、またあまり小さく分けるといふことは、経費の問題なり、人の問題なりの面も出てくるかと思ひます。その辺、御意見もございまして、政令を出します場合には、十分考慮して参りたいと思ひております。

○石野委員 この共同購入の問題について——これは、従来も組合がよくやつておることです。今度あつせんすというところに、われわれは変えようとしておるわけでありま。この場合、従来公社の方から組合を指導し、監督し、いろいろしてきたと思ひます。が、こういう資材とか肥料とかいうものを共同購入するに当つて、特に肥料などにしても資材にしても、皆さんの耕作者に対する収納金の支払いがあるときに、大体翌年度の分まで差し引いてするといふようなことが、しばしば行われていたわけなんです。こういうやり方は、今日の経済事情のもとで、特に農家における現金の働きというものが重要な意味を持つておる、こういうときに、来年使ふものを、半年も一年も前に買い置きして、それを差し引きで計算してしまふといふことは、非常な越権行為だと私は思ひ、こういうようなことを、皆さんはどういうふうに見ておられるか。またそういう問題に対して、今後皆さんが、組合と公社との關係を非常に円滑に進めていくに當つて、耕作者の生計状態もめんどろを見えてやらなければならぬといふことを考へる場合に、どういふふうに進導するか、あるいはまた対処するお考えでおられるか、御意見を伺つておきたい。

○西山説明員 概算払いの制度を開きました趣旨は、翌年度の肥料その他の生産資材の資金に充てるといふ点から出発したものであります。その当時、主肥料とするものは、菜種油が主でありまして、これは時期によりまして、価格の変動が非常に激しいので、最も価格の安い時期に入手するといふために、翌年度の肥料を当年において手当をするといふことが、便宜であるのであります。この考え方は、程度の差はありますが、現在においてもなお言ひ得るところであります。従つて、従来地方によりましては、明年度の肥料の手当のために、耕作者が自発的にある程度の貯金を積み立てたしまして、その経費に充てるのであります。従ひまして、この概算払い制度を多く活用するといふ趣旨から申しますならば、やはり明年度の資材の経費に充てるといふことが本筋であろうと考へますが、地方によりましては、当年の肥料の資金に追われておるといふところもございませぬので、そういうところでは、むしろ概算払いが入手するまでの期間、他の金融機関より借り入れをして入手したておるといふ実情にありませぬ。さうなところでは、この概算払いが借入金と肩がわりとなり、金利の負担を免れるといふように活用せられておるのであります。これは、その地方の実情並びに耕作者の希望によって、適当に処置するべきものであらうと考へております。

○石野委員 肥料あるいは資材を先に買い取つておくといふことは、全く経済的な事由から来ていると私は思ひます。経済的事由といふことになりま。す、たとえばインフレが非常に上昇しているときであれば、今言われたことがそのまま適用されます。しかし、デフレ化に進んでいくようなときに、そういうふうによつたら大へんなことになりま。もしデフレのときに、そういうふうによつて——それは現実に、翌年度ものすごいデフレになったといふ場合に、公社は、その損失のめんどろを見てやりますとか、あるいは収納価格の点で、そういう点についての損失に対してめんどろ見るだけの御意志があらはれますか。

○西山説明員 御懸念のときデフレ下における事態の節等は、公社においてこれを補償するといふことは、不可能であります。もちろん組合の理事者が、当時の経済情勢を勘案し、また組合員の総意をくみ取りまして、適当に措置すべきものであらうと考へております。

それはそのままですけれども、しかし、概算払いで与えても、翌年はその問題についての責任はとらないのだから、当然負担だけは全部耕作者に来るので、大事なことは、ここで資金のない組合がそういうことをやったら、責任の所在はその理事者というけれども、結局、組合の末端の一人々々の耕作者に及んでくるという問題を、あなた方は、公社の立場からどういふふうに御指導なさいますか。

○西山説明員 組合に損失を生じました場合の処置であります、従来の任意組合におきましては、その責任の所在が必ずしも明確ではありません。しかしながら、今回御審議になっております組合法が成立いたしました後においては、理事者の責任が明確に規定せられておりますので、従来ありましたごとき事態を防止することができると考えております。

○櫻園説明員 ちょっと補足したいと思いますが、ただいま審議願っております耕作組合法案の第十一條におきまして、組合員の経費の賦課のことを規定いたしまして、その第三項をもちまして、「組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る」というようにうたっておりますので、組合員自身につきましてそういうような損失が生じた場合の負担ということ、今後の場合は、全然起り得ないということを言い得るのじゃないかと思っております。

○石野委員 組合員に及ばない——その必要な経費の限度に限るということになり得るけれども、しかし使った金というのは、今のような共同購入とかいうことに使った金のことというの

でしょう。結局その範囲の負担がくるわけですね。負担がくるというその辺のところは問題があるのです。相当多額のものを、そういうふうにして先へ買い込み、そして、しかもそれが損失が出てきたという場合の負担をどうするかというのを私は聞いていたわけですね。それ以上のことを聞いていたわけでは、ない。それだから、今あなたのおっしゃったことには、私は満足できないという一つ。

それから、そういう買い取りをせなければならぬということ、従来の耕作者組合というものはそういう慣行を作ってしまったから、今はそうせざるを得なくなった形になっている。しかし、現在の需給の關係からすれば、翌年必要な時期にその肥料あるいは資材を買い取ることもできるわけなんです。ただ問題は、買い取る際の現金の形をどういふふうにするか、まるまる現金を持って行かなければ買えないということばかりでもないと思う。もちろん現金で買い取るによつて、一定の価格よりも割引して買えるという便宜もあるけれども、デフレのときなんかは、その割引以上の価値が出てきたときに、資金を持たないところの組合がそういう作業をしたときの損失の負担というものが、非常に違った形で出てくる、またこの問題を非常に大きく広げていくと私は思うのです。そういうことは、やはり十分基金を持たしたところで、その基金とのにらみ合せの中で仕事をさせなければ、皆さんの監督の立場から——あなた方は、組合を監督するということになる

かどうかかわからないが、あなたの方の關係の上からいって、よくないことじゃないかと思うかと私は思うわけですね。皆さんの端的な考え方を一つ聞かしてほしい。

○櫻園説明員 概算払いをどういふふうに使つかという問題であります、それは、先になつて、ちょうど肥料を購入した時期に借金して買つて、それを次の収納時期に精算した方がよろしいのか、あるいは概算払いをもらひましてから、そのとき安い肥料が買えるなら買った方がいいのか、そういうような肥料等を購入いたします場合、価格がどう動くかという問題、それから、あるいは借入金をする金利等がどうなってくるかという問題等を、前渡金を使う場合と前渡金を使わないで借入金によって先に決済する場合と、二つの場合におきまして、個々の農家が肥料を買う場合の単価が幾らになるかというところをそれぞれ比較してみます、いずれか有利の場合に決定するものが正しいやり方じゃないかと思っております。それで、現状におきましては、法律が要求いたしますのは、品質を向上し、または生産の数量を確保する場合に初めて概算払いをやるとだといふような概算払いの目的が掲げてあります関係上、われわれはこれをいたしまして、そういうような指導なりをいたしておるわけでありまして、最近におきましては、先生が先ほどおっしゃいましたような、生計資金等に振り向けるというような地帯も一部出て参つております。しかしながら、これはほんとうにそうした方がいいかどうかということも、組合の代議員会なり組合の總會等において決議い

たしておりますし、公社が概算払いを支払いますときには、個々の耕作者なり、あるいは耕作者が委任いたしました耕作組合長に一括払いいたしておりますので、その後の使用につきましては、組合の自主性を尊重して、指導してやらせておきますけれども、公社としては、現在、当初の方針よりは、個々の農家、耕作組合の持つております資金の運用につきましては、若干後退したような線で行われているのが実情のように、調査の上ではなつておるわけでありまして。

○石野委員 概算払いについての問題は、そのときの価格の問題も一つあるし、それからもう一つ重要なことは、基金を持たないところの組合に對して、皆さんは、結局作業をしておるから、やがて収納するんだからという見合ひで概算払いをするわけですね。この概算払いはけいこうなことだと私は思っています。別に悪いことじゃないのです。ただし、國の企業としての専売が概算払いをするに當つて悪いことじゃないけれども、もつと信頼性を持ち確実性を持ったところへ、また特に危険負担を十分背負い得る態勢のところには概算払いするのだ、そうでない場合とでは、非常な違いがあります。私どもがしばしば言つておるやうに、基金を持たない組合にこういう経済行為をさせるというところは、あまりよくないことだと思つて、これは、経済の常識からいつても、そういうふうな思ふ。そこで、農民としてのタバコ耕作者が、その地域におけるところの農業協同組合とか、そういうところで基金を十分持ち、しかも経済行為に十分耐え得るやうな、その組織の中でそういう

仕事をされておる、そういうところへ皆さんが概算払いをしていられる。別にはかの人に使わざなくていいと思ふのです。農業協同組合の中の耕作部なりタバコ部とかいふところへ、それを引き当てるにすると、そういうこととしていく方がむしろ安全性があるのではなからうか、またそれの方が、金の使い方にしても、また時期を見るについても敏であり的確性を持つてくるのじゃないかというふうに思ひます。ただ、公社としては、特にタバコの耕作組合にそういう金を限定的に出そうというやうな考え方を持ておられるのは、何か理由があるのかないのか。農業協同組合とタバコの耕作組合というものを、一体の考慮の中でそういう資金を概算払いで流していくという形をするのがよくはないかというやうな考え方を、われわれは持ちますが、それに対するお考え方を聞かしていただきたい。

○西山説明員 概算は、タバコの収納代金の一部を前渡しするのであります。従ひまして、これを受領する耕作者が組織しておる耕作組合が、組合員の意思によつて事業の資金に充てるといふのが、最も自然なあり方であらうと考へておるのであります。従ひまして、今後組合が健全にこの事業を運営いたして参りますならば、御懸念のごとき点は、まずあるまいかと考へております。○石野委員 それについては、私はまだ意見があります。また問題として、これは、組合に基金を持たないで経済行為をやりますと、いろいろの不測な事態が出てくるし、そのことを中心にして、またいろいろ違った面に問題が發展することも懸念されるので、われ

われは、そういう点に非常に注意をしなければいけないと思います。その点は、またあとで、われわれはもう一度考えてみたいと思います。今御答弁のありましたことについては、私はまだ十分納得していないわけです。要するに、われわれがこれらのことをいろいろとお尋ねしておることは、公社と耕作者組合との間における関係の問題で、民主的に対等の立場で話ができるようになるかどうかという問題を、一つ問題点として考えておること。それから、なお従来の耕作組合と違ってわれわれがこれから新しく民主的に作っていくという耕作組合というのは、内容的にもっと合議が活発に行われて、そしてその中でほんとうに組合員の満ちた意見が出てこなければならぬということだと思ふのです。その結果が、当然あなたの方の経営される専売事業の中に反映して出てこなければならぬ。それは、結局これらの耕作者に対して、十分な生産費を償い得るような取納価格での買い取り方ができなくてはならないということだと思ふのです。それができれば、非常に明朗になってくる。ところが、今までは、やはり公社の方が、自分の経営の都合によっていろいろなものを押しつけておるといふことが、しばしば神田委員からも言われておるうちに、各所に出ておるわけです。その点は、一つ総裁以下、公社当路の方々が十分注意してやってもらいたいというように私は思ふのです。そういう点について、一つ最後に、総裁から御意見なりを聞いておきたい。

○松隈説明員 今回たばこ耕作組合法が新たに制定されようとしておりま

す。それを機会に、従来のたばこ専売法の一部改正案も提出されて、御審議を願っておるわけでありまして、いずれこの二つの法律案は、両院の御審議を経て成立すると思つております。が、やはりたばこ耕作組合法ができるとか、あるいはそれを機会に、その内容になるべきたばこ専売法の改正が行われるということとは、これは、時代の大きな一つの動きだと思ふのであります。どういふことがなくとも、時代は、公社の一方的な押しつけによって専売事業が運営されるというようなことはなかなか許されないうで、公社の企業の健全な発達のためには、私が先ほど申し上げましたように、双方の立場の利害を調整していく、こういうことによつて伸びていかなければならないのであります。が、今回は、さらにこういう法律の改正が行われるのであります。また国会においても、その機会において、いろいろ御議論があつたことでもありますので、われわれといたしましては、法律改正の趣旨並びに国会における御議論の趣旨もよく体しまして、今後の専売事業のあり方については、慎重の上にも慎重を期していきたい、かように考えております。

○足鹿委員長 この際緊急問題について、私から一つだけ公社のお考えを聞いておきたいのです。

すでに御存じだろうと思ふのですが、三月二十八日から三月三十日に至る三日間、非常な寒冷が訪れまして、全国的に雪害、凍害等が発生しておるようであります。その被害の状況はつまびらかではありませんが、農作物あるいは果樹等に対して甚大な被害を与えたようであります。またタバコは

苗床にありまして、抵抗力もなし、私の手元に来ております鳥取県の情報によりまして、苗床は全滅の状態にあるように伝えてきております。きょう午前中農林水産委員会は、理事会において、政府より被害状況の説明を求め、すでに対策を講じてつあるようであります。公社には、この被害状況について、どういふふうな全国からの報告が集まつておりますか。また調査は、どういふふうにしておられますか。生産期を前にして非常に重大であると思うのであります。この被害に對する対策も、早急に樹立していただかなければなりません。また被害の程度によつては、耕作者に対する救済等の措置も必要であるように思ひます。その点について、万全を期してもらいたいと思ひますが、この際御所信を承つておきたいと思ひます。

○松隈説明員 三月末に異例な寒冷な氣候が出現いたしましたために、各地において一般農作物、また葉タバコについて被害が起きたであろうということ、十分想像されるところでございまして、今日までのところ、公社の方に十分の報告を得るまでに至っておりませんが、これは、公社から地方局なり出張所なりに指図するまでもなく、当然報告は出てくると思ひますが、全国的な問題でもあり、非常に重大な問題でもありますので、本社において積極的な資料を徴する、こういう措置をとりますとともに、現地において応急対策をできるだけ講ずる、かわりの苗が得られずとか得られないとか、できるだけ三十三年度の葉タバコの生産に及ぼす影響を少くするような措置を講ずる指示はいたしたい、かように考えております。

す。なお被害の状況が非常に大きいといふことの結果、農民が損失をこうむりました場合におきましては、罹災補償の規定もございまして、それらの措置につきましては、お言葉にありました通り、万全を期したいと考えております。

○足鹿委員長 できる限りすみやかに実情について御調査になり、当委員会にも適当な機会に御報告をお願いしたいと思ひます。その上で、十分なる対策を講ずる必要があれば、当委員会としても措置したいと思ひますし、積極的に、至急に対策を講じていただきたい。強く要望いたしておきます。

○足鹿委員長 連合審査会開会の件についてお諮りいたします。ただいま本委員会において審査をいたしてありますたばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)及びたばこ耕作組合法案の両案につきまして、農林水産委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾し、連合審査会を開会するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足鹿委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決します。

なお連合審査会は明日、午後二時より開会することといたしますから、御了承願ひます。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時四十八分散会

大蔵委員會議録第二号中正誤
小委員会會議録第二号中正誤

ハ 段 行 誤 正
八 四 末 一 関東、中国、関東信越、

第二十八回国会 衆議院 大蔵委員會議録第二十五号(その二)

〔本号(その一)参照〕

国家公務員共済組合法案
国家公務員共済組合法

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の全部を改正する。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 組合及び連合会
第一節 組合(第三条・第二十条)

第二章 連合会(第二十一条・第三十六条)
第三章 組合員(第三十七条・第三十九条)

第四章 給付
第一節 通則(第四十条・第五十条)

第二節 短期給付(第五十一条・第五十三条)
第二款 保健給付(第五十四条・第六十五条)

第三款 休業給付(第六十六・六十九条)
第四款 災害給付(第七十条・第七十一条)

第三節 長期給付
第一款 通則(第七十二条・第七十五条)

第二款 退職給付(第七十六・八十条)

第三款 療疾給付(第八十一条・第八十七条)

第四款 遺族給付(第八十八・九十三条)

第五款 補償事業(第九十八・九十九条)

第六款 費用の負担(第九十九条・第一百零二条)

第七款 審査の請求(第一百零三条・第一百零四条)

第八款 国家公務員共済組合審議会(第一百零一条)

第九款 雑則(第一百零二条・第一百零七条)

第四款 遺族給付(第八十八・九十三条)

第五款 補償事業(第九十八・九十九条)

第六款 費用の負担(第九十九条・第一百零二条)

第七款 審査の請求(第一百零三条・第一百零四条)

第八款 国家公務員共済組合審議会(第一百零一条)

第九款 雑則(第一百零二条・第一百零七条)

第十款 罰則(第一百零八条・第一百三十一条)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、国家公務員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、療疾若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に關して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び補償事業に關して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服すること

を要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるものの以外のもを除く)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主として組合員の収入により生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること(職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く)をいう。

により職員でなくなること(職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く)をいう。

五 俸給 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。

六 各省各庁 衆議院、参議院、総理府(内閣を含む)、各省、裁判所及び会計検査院をいう。

前項第二号又は第三号の規定の適用上、主として組合員の収入により生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満であつた者の死亡の当時から引き續き別表第三の上欄に掲げる程度の療疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

第二章 組合及び連合会
第一節 組合

(設立)
第三条 各省各庁ごとに、その所属

の職員(次項各号に掲げる各省各庁にあつては、当該各号に掲げる職員を除く)をもつて組織する国家公務員共済組合(以下「組合」という)を設ける。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。

一 総理府
イ 警察庁に属する職員、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に属する職員

ロ 防衛庁に属する職員
ハ 調達庁に属する職員

ニ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員

二 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員

三 大蔵省
イ 印刷局に属する職員

ロ 造幣局に属する職員
四 厚生省 医務出張所、国立病院及び国立療養所に属する職員

五 農林省 林野庁に属する職員
六 通商産業省 アルコール専売事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

(法人格)
第四条 組合は、法人とする。

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十五号(その二) 昭和三十三年四月一日

(事務所)

第五條 組合は、各省各庁の長(第八條に規定する各省各庁の長をいう)の指定する地に主たる事務所を置く。

2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第六條 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 運営審議会に関する事項

五 組合員の範囲に関する事項

六 給付及び掛金に関する事項

七 審査会に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項の定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

4 組合は、定款の変更について第二項に規定する認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(住所)

第七條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(管理)

第八條 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(第三條第二項第一号、第三号又は第五号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ警察庁長官、防衛庁長官、調達庁長官、自治庁長官、印刷局長、造幣局長又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。)は、それぞれその各省各庁の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

(運営審議会)

第九條 組合の業務の適正な運営に資するため、各組合に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

3 委員は、各省各庁の長が組合員のうちから命ずる。

4 各省各庁の長は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

第十條 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

2 運営審議会は、前項に定めるものほか、各省各庁の長の諮問に

応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき各省各庁の長に建議することができる。

(運営規則)

第十一條 各省各庁の長は、組合の業務を執行するために必要な事項で大蔵省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、運営規則を定め、又は変更する場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(国の職員及び施設の提供)

第十二條 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

2 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

(組合の事務職員の公務員たる性質)

第十三條 組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第十四條 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画及び予算)

第十五條 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを變更しようとするときは、そのつど、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第十六條 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の承認を受けたときは、その財務諸表を事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

(借入金の制限)

第十七條 組合は、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを變更しようとするときは、そのつど、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第十六條 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の承認を受けたときは、その財務諸表を事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

(借入金の制限)

第十七條 組合は、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の積立)

第十八條 組合(第二十一条第一項に規定する連合会加入組合を除く。以下次条第二項において同じ。)は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第十九條 組合の積立金及び余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質

に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

2 組合は、責任準備金の額のうち、組合が厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

(省令への委任)

第二十條 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に關して必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二節 連合会

(設立)

第二十一条 組合(政令で指定する組合を除く。以下「連合会加入組合」という。)の事業のうち次に掲げるものを共同して行うため、連合会加入組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を設ける。

一 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)の決定及び支払

二 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

三 福祉事業(第九十八条第一項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。)

2 前項第三号の規定は、連合会加入組合が自ら同号に掲げる事業を行うことを妨げるものではない。

(法人格)

第二十二条 連合会は、法人とする。

(事務所)

第二十三条 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 連合会は、必要な地に従たる事務所を設けることができる。

(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 長期給付の決定及び支払に関する事項

七 福祉事業に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 第六条第二項及び第三項の規定は、連合会の定款について準用する。

(登記)

第二十五条 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

(役員)

第二十七条 連合会に、役員とし

て、理事長一人、理事九人以内及び監事三人以内を置く。

2 前項の理事のうち六人以内及び監事のうち二人以内は、連合会加入組合の事務を行う組合員をもつて充てる。

(役員の職務及び権限)

第二十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

(役員の任命)

第二十九条 理事長及び監事（第二十七条第二項の規定による監事を除く）は、大蔵大臣が任命する。

2 理事（第二十七条第二項の規定による理事を除く。以下第三十二条第三項において同じ。）は、理事長が、大蔵大臣の認可を受けて任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が、評議員会の議を経て任命する。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二 政党の役員

三 連合会と取引上密接な関係を有する事業者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

3 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員の兼業禁止)

第三十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(理事長の代表権の制限)

第三十四条 連合会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が連合会を代表する。

(評議員会)

第三十五条 連合会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、連合会加入組合を代表する組合員である評議員各一人をもつて組織する。

3 前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省各庁の長が、その組合員のうちから任命する。

4 次に掲げる事項は、評議員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五 その他連合会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

5 第十條第二項の規定は、評議員会について準用する。この場合において、同項中「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、「建議する」とあるのは「意見を述べ」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第三十六条 第七條及び第十一條から第二十條までの規定は、連合会について準用する。この場合にお

いて、第十一條中「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、第十二條中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」と、第十三條中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と読み替えるものとする。

第三章 組合員

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁の職員をもつて組織する組合（第三條第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により当該各号の職員をもつて組織する組合）の組合員の資格を取得する。

2 組合員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3 一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

(組合員期間の計算)

第三十八条 組合員である期間（以下「組合員期間」という。）の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年数による。

2 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前

昭和三十三年四月一日

め、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴取すべき金額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第四十八条 組合は、給付事由が第

三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者（給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。以下次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その額の限度で、給付をしないことができる。

（給付を受ける権利の保護）

第四十九条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融庫に担保に供する場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職給付及び休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

（短期給付の種類）

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 出産費
- 四 配偶者出産費

- 五 育児手当金
- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 傷病手当金
- 九 出産手当金
- 十 休業手当金
- 十一 弔慰金
- 十二 家族弔慰金
- 十三 災害見舞金

（附加給付）

第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

（被扶養者に係る届出及び給付）

第五十三条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、大蔵省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならぬ。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者があつた場合には、その者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日から、それぞれ行ふものとする。ただし、同号の規定による届出がその事実の生じた日から三十日を経過した後にされた場合には、その届出を受けた日から行ふものとする。

第二款 保健給付

（療養の給付）

第五十四条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号又は第六号に掲げる療養の給付は、組合が必要と認める場合に限り、行ふものとする。

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一 組合（連合会加入組合にあつては、連合会を含む。）の経営する医療機関又は薬局

二 組合員（他の法律に基く共済組合で療養の給付に相当する給付を行ふものの組合員を含む。）のための療養を行ふことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関から療養を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三条ノハ

の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額を当該医療機関に支払ふものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用を負担し、同項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払つた一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払ふものとする。

4 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基く厚生大臣が定めたところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定をした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

（療養費）

第五十六条 組合は、前条の規定により療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の医療機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合には、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 組合は、組合員が前条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第四号までに掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

4 前条第四項の規定は、前項に規定する療養に要する費用の算定について準用する。

（家族療養費）

第五十七条 被扶養者が第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき、組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の五十に相当する金額をこえることができない。

3 被扶養者が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受ける場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費

として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

4 被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代り、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

6 第五十四条、第五十五条第一項及び第四項並びに前条の規定は、家族療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を控除した金額」とあるのは、「療養に要する費用の百分の五十に相当する金額」と、「現に療養に要した費用の額」とあるのは、「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する金額」と読み替へるものとする。

(保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう)は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

(療養の給付期間)

第五十九条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一人に係る同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という)に關しては、これらの給付(他の法律に基く共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む)の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

2 組合員の資格を喪失した日の前日まで引続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という)が退職した際に療養の給付、療養費又は家族療養費を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれらの給付を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員(他の法律に基く共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。以下次項、第六十一条第二項及び第六十七条第四項において同じ)の資格を取得したとき(家族療養費については、その被扶養者がその期間内に組合員又はその被扶養者となつたときを含む)は、その日以後は、この限りでない。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費を受けている場合には、その者が死亡しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受

けている者に支給する。ただし、その期間内に当該組合員若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときは、その日以後は、この限りでない。

(他の法令による療養との調整)
第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行わない。

(出産費及び配偶者出産費)
第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、俸給の一分に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く)が出産したときは、配偶者出産費として、俸給の半月分に相当する金額を支給する。

(育児手当金)

第六十二条 組合員又はその被扶養者である配偶者(次項の規定の適用を受ける者を除く)が出産した場合、その生れた子を育てる場合、その育児手当金として、出産の日から引き続き育てている期間(その期間が六月をこえるときは六月とし、その期間に一月に満たない端数があるときはこれを一月とする)一月につき四百円を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職した場合において、その者又はその被扶養者である配偶者がその退職後六月以内に

出産し、かつ、その生れた子を育てたときについて準用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 一年以上組合員であつた者がその資格を喪失した際に育児手当金を受けている場合には、その者がその資格を喪失しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることができる期間、継続してこれをその者(その者が死亡した場合においては、その死亡の当時被扶養者であつた配偶者)に支給する。

4 前三項の規定による育児手当金は、出産した場合に前金払をすることができ。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、俸給の一分分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行った者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

二分の一に相当する金額を支給する。

第六十四条 第五十九条第二項の規定により療養に關する給付を受けている者(当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という)が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。

2 第五十九条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)

第六十五条 家族療養費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病氣、負傷、出産又は死亡に關し、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定により療養の給付又は分べん費若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款 休業給付

(傷病手当金)

第六十六条 組合員が公務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日

につき俸給日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている場合は支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から通算して六月間（結核性の病氣については、三年間）とする。

4 第五十九条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。

5 第三項の場合又は前項において準用する第五十九条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

6 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合に、その期間内は、支給しない。

(出産手当金)

第六十七条 組合員が出産した場合に、出産手当金として、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかった期間一日につき俸給日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十五号(その二) 昭和三十三年四月一日

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。

3 第六十一条第二項ただし書の規定は前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれ準用する。

4 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その期間内に他の組合員の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(休業手当金)

第六十八条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合に、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき俸給日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一 被扶養者の病氣又は負傷

二 組合員の配偶者の出産 十四日

三 組合員の公務によらない不慮の災害又はその被扶養者に係る不慮の災害 五日

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日

五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由 運営規則で定める期間

(俸給との調整)

第六十九条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給の全部又は一部を受け度においては、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款 災害給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十条 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十一条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に應じ、同表に定める月数を俸給に乗じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付

第一款 通則

(長期給付の種類)

第七十二条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一 退職年金

二 減額退職年金

三 退職一時金

四 廃疾年金

五 廃疾一時金

六 遺族年金

七 遺族一時金

2 長期給付に関する規定は、次に掲げる職員である組合員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の適用を受ける者に限り、適用する。

一 郵政事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

二 第三条第二項第三号及び第六号に掲げる職員

三 国有林野事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

(年金の支給期間及び支給期月)

第七十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(退職給付と廃疾給付との調整)

第七十四条 この節の規定により廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職一時金は、支給しない。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は、支給しない。

(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 組合は、年金である給付の支給に必要なる範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動及び廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに應じない者があるときは、その者に対しては、これに應ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職給付

(退職年金)

第七十六条 組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、俸給年額の百分の四十に相当する金額(組合員期間が二十年をこえるときは、その金額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節において同じ。)一年につき俸給

年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額とする。ただし、その額が三万四千八百円より少ないときは、三万四千八百円とし、その額が俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、その金額に止める。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給する場合に、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、俸給年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を俸給に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額

(退職年金の停止)

第七十七条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である間、その支給を停止する。

3 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

4 十二万円をこえる金額の退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六十万円をこえるときは、その者に支給する退職年金の額が十二万円を下らない限度において、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき退職年金の額のうち、所得金額から六十万円を控除した残額(一万円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額)を一万円で除し、これに千分の二・五を乗じて得た割合(百分の五十五)を当該退職年金の額に乗じて得た金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額のうち退職年金の額以外のものは、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

(退職年金の額の改定)

第七十八条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額

を改定する。この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

(減額退職年金)

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

3 第七十七条第一項、第四項及び第五項並びに前条前段の規定は、減額退職年金について準用する。

4 前項において準用する前条前段の規定により改定した減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基準となつた俸給年額に対する割合に、再び組合員となつた期間の年数一年につき百分の一・五を加え、これを再退職に係る俸給年額に乗じて得た金額とする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

の差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

(退職一時金)

第八十条 組合員期間三年以上二十

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

第三款 廃疾給付

(廃疾年金)

第八十一条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、その者が死亡するまで、廃疾年金を支給する。

一 公務により病気にかかり、又は負傷した組合員 その公務による傷病(以下「公務傷病」という。)の結果として、退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

二 組合員となつて一年以上経過した後、公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者その傷病の結果として、退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

疾年金(以下「公務による廃疾年金」という。)については、公務傷病について国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けていない者にあつては、「公務傷病がなかつた時又は同法第十九條の規定による切迫補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、同項第二号の規定による廃疾年金(以下「公務によらない廃疾年金」という。)については、第五十九條第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者にあつては、「療養の給付又は療養費を受けることができる期間内になつた時又はなかつたがその期間を経過した時」とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項各号に規定する期間を経過した後であつても、組合が国家公務員共済組合連合会の議に付することを適当と認め、かつ、国家公務員共済組合審査会においてその廃疾が公務傷病によることが顯著であると議決したときは、そのときから、廃疾年金を支給する。

(廃疾年金の額)

第八十二条 公務による廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ俸給年額に別表第三の中欄イに掲げる率を乗じて得た金額(組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額)とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が俸

給年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 公務によらない廃疾年金の額は、廃疾の程度に応じ俸給年額に別表第三の中欄に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が生じた者に廃疾年金を支給する場合に、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十六条第三項第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。（廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等）

第八十三条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第三の上欄に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2 第八十一条第二項の規定は前項に規定する退職の時に、同条第三項の規定は前項の規定による。

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十五号(その二) 昭和三十三年四月一日

る廃疾年金の額の改定について、それぞれ準用する。

3 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その権利は、消滅する。

4 組合員であつた期間十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合において、既に支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が退職の際受けるべきであつた退職一時金と俸給十二月分との合算額より少ないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

(二)以上の廃疾がある場合の取扱）
第八十四条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第八十一条第一項各号の病状又は負傷によらないものを除き、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、公務傷病による廃疾と公務傷病によらない廃疾とがあるときは、公務によらない廃疾年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、公務傷病による廃疾を公務によらないものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第八十二条第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、公務傷病による廃疾を公務傷病によらないものとみなし、これらを併合して算定した廃疾年金の額（当該公務傷病による廃疾の程度が別表第三の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が公務傷病によらないものであるとされたならば当該廃疾について支給されるべき廃疾年金の額を控除した金額）とする。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）
第八十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3 第八十一条第二項の規定は、前項に規定する退職の時に準用する。

4 前二項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が改定前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして）

する程度であつたものとみなして算定した金額。以下この項において同じ。）より少ないときは、改定前の廃疾年金の額をもつて改定額とする。

（公務による廃疾年金と障害補償との調整）
第八十六条 公務による廃疾年金は、国家公務員災害補償法第十三条の規定による障害補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 別表第三の上欄の一級に該当する者 百分の三十
二 別表第三の上欄の二級に該当する者 百分の二十
三 別表第三の上欄の三級に該当する者 百分の十

（廃疾一時金）
第八十七条 一年以上組合員であつた者が公務によらないで病状にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第五十九条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になつた時又はなおらないがその期間を経過した時）に、その傷病の結果として、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾一時金として、俸給の十二分を支給する。

2 同時に二以上の廃疾があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの廃疾を併合した廃疾の状態を同項に規定する廃疾の状態として、同項の規定を適用する。

第四款 遺族給付
（遺族年金）
第八十八条 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に、当該各号に掲げる額の遺族年金を支給する。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合 俸給年額の百分の四十に相当する金額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合 その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは廃疾年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する金額

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合 俸給年額の百分の十に相当する金額

九

当する金額(組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額)

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合 俸給年額の百分の十に相当する金額

2 前項の規定による遺族年金の額が二万一千円に満たないときは、これを二万一千円とする。

(遺族年金の停止)

第八十九条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合に、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の失権)
第九十一条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該

当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む)。

三 三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫で別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六 別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

(公務による遺族年金と遺族補償との調整)

第九十二条 第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金は、国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額の百分の二十に相当する金額を支給を停止する。

(遺族一時金)

第九十三条 組合員期間が三年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第二

に定める日数を乗じて得た金額とする。

第四節 給付の制限

(給付の制限)

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、廃疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせたときは、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、廃疾、死亡又は災害に係る給付は、行わず、また、当該廃疾については、第七十七条第三項の規定は、適用しない。

2 第三節第四款の規定による遺族給付(第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第九十二条第三項において同じ。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させたときは、その者には、当該遺族給付は、行わない。

組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者は、同様に、遺族給付を受けるべき者、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは廃疾の程度を増進させ、

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは廃疾の程度を増進させ、

若しくはその回復を妨げ、又は故意にその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者には、当該病氣、負傷、廃疾又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該廃疾については、第八十三条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する級以下の級に該当するものとして同項の規定による廃疾年金の額の改定を行うことができる。

第九十五条 組合員がこの法律に基く給付の支給に必要があると認め、その支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第九十六条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は組合員が懲戒処分によつて退職したときは、その者には、その組合員期間に係る長期給付の全部又は一部は、行わない。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その者には、遺族給付の一部を行わないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第九十七条 長期給付に關し第九十四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定の適用を受けた者

が再び組合員となり、かつ、再び退職したときは、当該長期給付の基礎となつた組合員期間に係る年金である給付でその者に支給すべきものの額は、これらの規定による給付の制限の程度に応じ政令で定める金額を第三節の規定により算定した金額から控除した金額とする。

第五章 福祉事業

(福祉事業)

第九十八条 組合(連合会を含む。以下第九十六条において同じ。)は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の經營

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の貯金の受入又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付

五 組合員の需要する生活必需品の供給

六 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2 前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

第六章 費用の負担

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用は、次に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。

一 短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 長期給付に要する費用については、その費用の予想額と長期給付に係る次項の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平均的になるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てて、一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の四十五、国の負担金百分の五十五

三 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

四 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国の負担金百分の百

3 前項第四号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため国が負担すべき金額は、毎年度、国の予算をもつて定める。

4 専任職員（国家公務員法第九十八条の職員団体又は公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第三条の労働組合

（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつてば従事する職員である組合員をいう。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第三号まで中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（掛金）
第百条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徴収しない。

2 掛金は、大蔵省令で定めるところにより、組合員の俸給を標準として算定するものとし、その俸給と掛金との割合は、組合の定款で定める。

3 組合員のうち俸給の額が七万五千円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が七万五千円であるものとみなす。

（掛金等の給付からの控除）
第百一条 組合員の給付支給機関は、毎月、俸給その他の給付を支給する際、組合員の給付から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この項において同じ。）の給付支給機関は、組合員が組合に對して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、俸給その他の給付（国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）に基く退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項において同じ。）を支給する際、組合員の俸給その他の給付からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

3 連合会加入組合は、長期給付に充てるべき掛金については、前二項の規定による払込があることに、これを連合会に払い込まなければならない。

（負担金）
第百二条 各省各庁の長又は職員団体は、それぞれ第九十九条の規定により国又は職員団体が負担すべき金額を、毎月組合に払い込まなければならない。ただし、連合会加入組合に係る長期給付の事務に要する費用は、大蔵大臣が直接連合会に払い込むものとする。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 連合会加入組合は、政令で定めるところにより、第九十九条に規定する長期給付及び福祉事業の費用に充てるべき国又は職員団体の負担金に相当する金額を、当該負担金の払込があることに、連合会に払い込まなければならない。

6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。

（議事）
第百五条 審査会は、組合員を代表する委員、国を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係人に対する通知等）
第百六条 審査会は、審査の請求を受理したときは、当該審査の請求に係る組合及びその他の利害関係人にこれを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査会に対し、当該通知に係る審査の事件について意見を述べることができ、

（審査のための報告等）
第百七条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人から報告若しくは意見を徴し、又はこれらの者の出頭を求めて審問することができる。

（決定の方式）
第百八条 審査の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、会長及び決定に関与した委員がこれに署名押印しなければならない。

2 審査会は、請求人及び第百六条第一項の規定により通知を受けた

第百九条 審査の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、会長及び決定に関与した委員がこれに署名押印しなければならない。

2 審査会は、請求人及び第百六条第一項の規定により通知を受けた

第百九条 審査の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、会長及び決定に関与した委員がこれに署名押印しなければならない。

2 審査会は、請求人及び第百六条第一項の規定により通知を受けた

第百九条 審査の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、会長及び決定に関与した委員がこれに署名押印しなければならない。

組合その他の利害関係人に決定書の謄本を送付しなければならぬ。

(決定の効力)

第九九条 審査の決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

二 審査の決定は、第六六条第一項の規定により通知を受けた組合その他の利害関係人を拘束する。

(政令への委任)

第十十条 審査会の委員及び第七七条の規定により出頭を求めた関係人の旅費その他の手当の支給その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 国家公務員共済組合審議会

(国家公務員共済組合審議会)

第十一一条 この法律に基く組合に關する制度及びその行い給付その他の事業の運営に關する重要事項について、大蔵大臣の諮問に應じて調査審議するため、大蔵省の付屬機關として、国家公務員共済組合審議会(以下「審議会」という)を置く。

二 審議会は、組合に關する施策及び組合の運営に關する事項について、大蔵大臣に建議することができ、

三 審議会は、委員九人以内で組織する。

四 委員は、学識経験がある者、関係行政機關の職員及び組合員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

五 委員は、再任されることができ、

六 審議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

七 会長は、会務を總理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行ふ。

八 委員は、非常勤とする。

九 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雜則

(時効)

第十二条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行われないときは、時効によつて消滅する。

二 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行われないときは、時効によつて消滅する。

三 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとした日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(期間計算の特例)

第十三条 この法律の規定により

給付の請求又は審査の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(戸籍書類の無料証明)

第十四条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(端数の処理)

第十五条 年金である給付を受ける権利を決定する場合において、その給付の額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

二 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

(大蔵大臣の権限)

第十六条 組合の業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

二 組合は、大蔵省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。大蔵大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産

の状況を監査させるものとする。

四 大蔵大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

第十七条 大蔵大臣は、組合の療養に關する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当てを行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当てに關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

二 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

三 第一項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(医療に關する事項等の報告)

第十八条 組合は、大蔵省令・厚生省令で定めるところにより、この法律に定める医療に關する事項その他この法律の規定による給付に關する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

(船員組合員の期間計算の特例)

第十九条 船員保険の被保険者(以下「船員」という。)である組合員(以下「船員組合員」という。)の船員組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

(船員組合員の療養の特例)

第二十条 船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合における療養に關しては、第五十四条から第五十九条までの規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十一条ノ二の規定の例による。

二 前項の場合において、船員保険法第二十九条ノ三の規定の例により国が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行ふものとする。

(船員組合員の療養以外の給付の特例)

第二十一条 船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付(組合員でない船員であつた期間がある場合

には、これらの給付並びにその期間に対する船員保険法第三章第五節及び第七節から第九節までに規定する給付（葬祭料を除く。）

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員として受けるべき船員保険法の給付で前号に規定するもの（船員でない組合員であつた期間がある場合には、当該給付及びその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付）

2 前条及び前項に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に關する給付を除く。）

第百二十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百二十三条 国は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に要する費用（同法第二十九条ノ三の規定により船舶所有者が負担すべき費用を含む。）については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第五十八条の規定による国庫の負担及び同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（外国で勤務する組合員についての特例）

第百二十四条 外国で勤務する組合員に対するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

（組合員職員の取扱）

第百二十五条 組合員に使用され、組合員から給付を受ける者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。）でその運営規則で定めるもの（以下「組合員職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、は、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「俸給」とあるのは「運営規則で定める俸定俸給」と、第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第三号まで中「国の負担

金」とあるのは「組合の負担金」と、第百二十三条中「国は」とあるのは「組合は」と、同法第五十八条の規定による国庫の負担及び同法」とあるのは「同法」とする。

2 組合員職員の職員となつたとき、又は職員が組合員となつたときは、第四章第三節その他の長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日に退職したものとみなす。

3 職員であつた期間に係る組合員期間と組合員期間であつた期間に係る組合員期間とは、第三十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、合算しない。

（連合会役職員の取扱）

第百二十六条 連合会の役員及び連合会に使用され、連合会から給付を受ける者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。）でその運営規則で定めるもの（以下「連合会役職員」という。）をもつて組織する共済組合を設けることができる。

2 前項の規定により共済組合を設けた場合には、連合会役職員は、職員と、同項の共済組合は、組合とそれぞれみなして、この法律の規定（第四十一条第二項の規定及び役員については第四章第三節その他の長期給付に關する規定を除く。）を適用する。この場合において、は、この法律中「各省各庁」とあるのは「連合会」と、「各省各庁の長」とあるのは「連合会の理事長」とし、その他前条第一項後段の規定を準用する。

3 前条第二項及び第三項の規定

は、連合会役職員（連合会の役員を除く。）について準用する。

（省令への委任）

第百二十七条 この法律の実施のための手続その他この法律の執行に關し必要な細則は、大蔵省令で定める。

第十章 罰則

（罰則）

第百二十八条 第百十六條第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百二十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合員職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行う者は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十九条（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組合の積立金又は余裕金を運用したとき。

三 第百十六條第四項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

四 この法律に規定する業務又は他の法律により組合若しくは連合会が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

第百三十条 連合会の役員が第二十五条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、三万円以下の過料に処する。

第百三十一条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第百十七條第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、附則第三條第三項（同条第四項及び附則第三條第二項後段において準用する場合を含む。）の規定は、公布の日から、第十九條第二項、第三十八條第三項、第四十一条第二項及び第四十二條第二項から第四項まで、第四章第三節、第百條第三項並びに附則第三條、第百條第一項の規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

（旧法の効力）

第二条 改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧法」という。）中第三章第三節から第五節までの規定その他これらの規定に規定する給付に係る規定（これらの規定に基く命令の規定を含む。）は、昭和三十三年十二月三十一日まで（これらの規定を他の法令において準用し、又は適用する場合については、当分の間）は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、当該旧法の規定に抵触する限度において、本則の規定は、適用しない。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定は、第二百二十五条第一項又は第二百二十六条第二項の規定により職員とみなされる者についても適用する。

(組合及び連合会の存続)

第三条 旧法第二条の規定により設けられた共済組合(以下この条において「旧組合」という。)又は旧法第六十三条の二の規定により設けられた共済組合連合会(以下この条において「旧連合会」という。)は、昭和三十三年七月一日(以下「施行日」という。)において、それぞれ第三条又は第二十一条の規定により設けられた組合又は連合会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧法の規定により定められた旧組合の運営規則及び旧連合会の定款でこの法律の規定に抵触するものは、施行日(前条第一項に規定する給付に係る部分については、昭和三十四年一月一日)からその効力を失うものとする。

3 各省各庁の長は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條及び第十五條の規定の例により、組合の定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該

定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「各省各庁の長」とあるのは「連合会の理事長」と、「旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六條及び」とあるのは「第二十四条の規定及び第三十六條において準用する」と、「定款を定め」とあるのは「定款を変更し」と読み替えるものとする。

(連合会の役員の特例)

第四条 この法律に基いて最初に任命された連合会の理事及び監事のうち第二十七條第二項の規定によるものの半数については、理事長の定めるところにより、第三十條第一項の規定にかかわらず、その任期は、一年とする。

(従前の給付等)

第五条 この附則に別段の規定があるもののほか、旧法(附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法を含む。)の規定に基いてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

(被扶養者に関する経過措置)

第六条 施行日の前日において旧法第十八條に規定する被扶養者であつた者が第二条第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として当該組合員又は組合員であつた者の

収入により生計を維持している間に限り、同項同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷により生じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持している者

二 その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者

(一部負担金に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、その収容に係る傷病については、第五十五條第二項の規定にかかわらず、健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払ふことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該傷病により病院又は診療所に収容されている間に限り。

第八条 組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻その他の措置で大蔵大臣の定めるものを行うことができる。

(療養費に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

(資格喪失後の給付に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第二項(旧法第五十五條第五項において準用する場合を含む。)、旧法第三十六條第三項若しくは旧法第五十六條第三項の規定により支給されている給付又は施行日前に組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出生し、若しくは死亡したときに、旧法第三十五條第二項(旧法第三十六條第三項において準用する場合を含む。)、旧法第三十八條若しくは旧法第五十六條第一項後段の規定が適用されるものとした場合にこれらの規定により支給される給付については、第五十九條第二項、(第六十六條第四項において準用する場合を含む。)、第六十一條第二項、第六十二條第二項及び第三項、第六十四條並びに第六十七條第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第五十九條第三項又は第六十二條第三項若しくは第四項の規定は、前項の規定により家族療養費又は傷病手当金を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

(傷病手当金の支給に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第五十五條の規定により傷病

手当金の支給を受けている者については、前条第一項に定めるもののほか、第六十六條第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(休業手当金の支給に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第五十七條第一号又は第六号の規定により休業手当金の支給を受けている者については、第六十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(長期給付に関する規定の適用)

第十三条 第四章第三節その他の長期給付に関する規定は、当分の間、次に掲げる職員である組合員についても適用する。

一 第七十二條第二項各号に掲げる職員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受けない者

二 第七十二條第二項各号に掲げる職員以外の職員のうち恩給法(大正十二年法律第四十八号)の適用を受けない者

(長期給付に関する経過措置)

第十四条 前条その他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(連合会組合の設立に伴う権利義務の承継)

第十六条 第二百二十六條第一項の規定による組合(以下「連合会組合」)

第十七条第一項の表中財政制度審議会の項の次に次のように加える。

大蔵大臣の諮問に 応じて、国家公務 員共済組合に關す る制度及びその行 う給付その他の事 業の運営に關する 重要事項について 調査審議すること。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第二十六条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)」に、「共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。
第五条第一項中「共済組合法を「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧共済組合法」という。）」に改め、同条第二項中「共済組合法」を「旧共済組合法」に改める。
第六条第一項及び第二項、第七條の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六條第一項中「共済組合法」を「旧共済組合法」に改める。
第二十四条中「共済組合法」を「旧共済組合法」に、同法の規定に

よる共済組合」を「共済組合法による共済組合」に、「第四十条」を「第七十七條第一項及び第七十八條」に改め、後段を削る。
(防衛庁職員給与法の一部改正)
第二十七条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
第二十九条第一項を次のように改める。
自衛官又は学生に対する国家公務員共済組合法第四十二条第一項

の規定の適用については、同項中「その二十五分の一に相当する金額」とあるのは、「これに政令で定める割合を乗じて得た金額」とする。
第二十九条第二項中「第五十五条第五項において準用する第三十四條第二項」を「第六十六条第四項において準用する第五十九条第二項」に、「第五十五条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。
(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二十八条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「災害給付」を「災害給付」に改める。
第二十五条及び第二十五条の二を次のように改める。
(国家公務員共済組合法の準用)
第二十五条 この節に規定するもののほか、保健給付、災害給付及び休業給付については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)第二條(第一項第一号、第五号及び第六号を除く)、第四十三條から第七十一條まで、第九十四條第一項及び第三項並びに第九十五條の規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二條第一項第四号	職員	組合員
第四十七條第二項	前項の場合においてその保険医	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又はその学校法人等又は保険医
第五十三條第二項	大蔵省令	文部省令
第五十四條第一項 第六十三條第一項 第六十六條第一項 第六十八條第三号	公務	職務
第五十五條第一項第一号	組合(連合会加入組合にあつては、連合会を含む。)	組合
第五十五條第二項 第六十八條第五号	運営規則	業務方法書
第五十九條第一項	これらの給付(他の法律に基く共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。)	これらの給付
第五十九條第二項	被保険者を含む。	被保険者をいう。

第六十一條第一項及び第三項 第六十三條第一項 第七十一條	俸給	標準給与の月額
第六十六條第一項及び第二項 第六十七條第一項 第六十八條	俸給日額	標準給与の日額
第六十九條	俸給	給与

第二十五条の二 この節に規定するもののほか、退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、当分の間、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二十条から第二十九条まで、第三十九条から第五十二条まで及び第五十九条から第六十二条までの規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第四十二條第一項 第四十五條第一項 第三十九條第二項 第四十條第二項 第四十一條第一項	公務	職務
第十三條第二号又は第三号	私立学校教職員共済組合法第十六條第二号から第四号まで	

第三十九條第二項	俸給	平均標準給手の月額
第四十一條第二項		
第四十二條第二項		
第四十四條		
第四十五條第二項		
第五十二條第三項	俸給日額	平均標準給手の日額
第三十九條第二項		
第四十一條第二項		
第四十二條第二項		
第五十二條第三項		
第五十九條	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

第三十六條中「給付」を「組合員の資格若しくは給付に改め、異議のある者は」の下に「、その決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内に」を加える。
第三十八條を次のように改める。

(国家公務員共済組合法の準用)
第三十八條 前二條に規定するもののほか、審査会については、国家公務員共済組合法第百三條第三項、第百四條第六項及び第七項並びに第百五條から第百十條までの規定を準用する。この場合において、同法第百五條第一項中「国を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」と読み替へるものとする。
第四十六條第一項中「第三十一條第一項第三号」を「第五十五條第三項」に改める。

(その他の法律の一部改正)

- 第二十九條 次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十六号)」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)第二條第二号
 - 二 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十七條第一項
 - 三 国家公務員等退職手当暫定措置法第一條第二項
 - 四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第十一條第一項第三号
 - 五 厚生年金保険及び給員保険交渉法第二條第一項第二号
 - 六 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三十六條第一項
 - 七 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二百六十六号)第二十六條第一項第一号
 - 八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号)第六條第三号
- 2 次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
- 一 健康保険法第四十三條ノ四第二項
 - 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の十四第一項
 - 三 日雇労働者健康保険法第十八條第一項
- 3 次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)」附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国家公務員共済組合法」に改める。

一 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二條第四号
二 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十三條第二項

別表第一	損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	二	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二	二月
三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	一	一月
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	〇・五月	

別表第二	組合員期間	日数
一 三年以上	四年未満	七〇日
二 四年以上	五年未満	九五日
三 五年以上	六年未満	一二〇日
四 六年以上	七年未満	一四五日
五 七年以上	八年未満	一七〇日
六 八年以上	九年未満	一九五日
七 九年以上	一〇年未満	二二〇日
八 一〇年以上	一一年未満	二四五日
九 一一年以上	一二年未満	二七〇日
一〇 一二年以上	一三年未満	二九五日
一一 一三年以上	一四年未満	三二〇日

一四年以上	一五年未滿	三五〇日
一五年以上	一六年未滿	三八〇日
一六年以上	一七年未滿	四一〇日
一七年以上	一八年未滿	四四五日
一八年以上	一九年未滿	四八〇日
一九年以上	二〇年未滿	五一五日

別表第三

度の廢疾		廢疾の狀態		支給率		最低保障額
一	二	三	四	五	六	
一	二	三	四	五	六	七
八	九	十	十一	十二	十三	十四
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九
五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六
五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三
六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十
七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七
七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四
八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一
九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八
九十九	一百	一百一	一百二	一百三	一百四	一百五
一百六	一百七	一百八	一百九	二百	二百一	二百二
二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九
三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六
三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三
四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百
五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七
五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四
六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一
七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八
七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五
八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二
九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九
一千	一千一	一千二	一千三	一千四	一千五	一千六
一千七	一千八	一千九	二千	二千一	二千二	二千三
二千四	二千五	二千六	二千七	二千八	二千九	三千
三千一	三千二	三千三	三千四	三千五	三千六	三千七
三千八	三千九	四千	四千一	四千二	四千三	四千四
四千五	四千六	四千七	四千八	四千九	五千	五千一
五千二	五千三	五千四	五千五	五千六	五千七	五千八
五千九	六千	六千一	六千二	六千三	六千四	六千五
六千六	六千七	六千八	六千九	七千	七千一	七千二
七千三	七千四	七千五	七千六	七千七	七千八	七千九
八千	八千一	八千二	八千三	八千四	八千五	八千六
八千七	八千八	八千九	九千	九千一	九千二	九千三
九千四	九千五	九千六	九千七	九千八	九千九	一万
一万一	一万二	一万三	一万四	一万五	一万六	一万七
一万八	一万九	二万	二万一	二万二	二万三	二万四
二万五	二万六	二万七	二万八	二万九	三万	三万一
三万二	三万三	三万四	三万五	三万六	三万七	三万八
三万九	四万	四万一	四万二	四万三	四万四	四万五
四万六	四万七	四万八	四万九	五万	五万一	五万二
五万三	五万四	五万五	五万六	五万七	五万八	五万九
六万	六万一	六万二	六万三	六万四	六万五	六万六
六万七	六万八	六万九	七万	七万一	七万二	七万三
七万四	七万五	七万六	七万七	七万八	七万九	八万
八万一	八万二	八万三	八万四	八万五	八万六	八万七
八万八	八万九	九万	九万一	九万二	九万三	九万四
九万五	九万六	九万七	九万八	九万九	十万	十万一
十万二	十万三	十万四	十万五	十万六	十万七	十万八
十万九	十一万	十一万一	十一万二	十一万三	十一万四	十一万五
十一万六	十一万七	十一万八	十一万九	十二万	十二万一	十二万二
十二万三	十二万四	十二万五	十二万六	十二万七	十二万八	十二万九
十三万	十三万一	十三万二	十三万三	十三万四	十三万五	十三万六
十三万七	十三万八	十三万九	十四万	十四万一	十四万二	十四万三
十四万四	十四万五	十四万六	十四万七	十四万八	十四万九	十五万
十五万一	十五万二	十五万三	十五万四	十五万五	十五万六	十五万七
十五万八	十五万九	十六万	十六万一	十六万二	十六万三	十六万四
十六万五	十六万六	十六万七	十六万八	十六万九	十七万	十七万一
十七万二	十七万三	十七万四	十七万五	十七万六	十七万七	十七万八
十七万九	十八万	十八万一	十八万二	十八万三	十八万四	十八万五
十八万六	十八万七	十八万八	十八万九	十九万	十九万一	十九万二
十九万三	十九万四	十九万五	十九万六	十九万七	十九万八	十九万九
二十万	二十万一	二十万二	二十万三	二十万四	二十万五	二十万六
二十万七	二十万八	二十万九	二十一万	二十万一	二十一万二	二十一万三
二十一万四	二十一万五	二十一万六	二十一万七	二十一万八	二十一万九	二十二万
二十二万一	二十二万二	二十二万三	二十二万四	二十二万五	二十二万六	二十二万七
二十二万八	二十二万九	二十三万	二十三万一	二十三万二	二十三万三	二十三万四
二十三万五	二十三万六	二十三万七	二十三万八	二十三万九	二十四万	二十四万一
二十四万二	二十四万三	二十四万四	二十四万五	二十四万六	二十四万七	二十四万八
二十四万九	二十五万	二十五万一	二十五万二	二十五万三	二十五万四	二十五万五
二十五万六	二十五万七	二十五万八	二十五万九	二十六万	二十六万一	二十六万二
二十六万三	二十六万四	二十六万五	二十六万六	二十六万七	二十六万八	二十六万九
二十七万	二十七万一	二十七万二	二十七万三	二十七万四	二十七万五	二十七万六
二十七万七	二十七万八	二十七万九	二十八万	二十八万一	二十八万二	二十八万三
二十八万四	二十八万五	二十八万六	二十八万七	二十八万八	二十八万九	二十九万
二十九万一	二十九万二	二十九万三	二十九万四	二十九万五	二十九万六	二十九万七
二十九万八	二十九万九	三十万	三十万一	三十万二	三十万三	三十万四
三十万五	三十万六	三十万七	三十万八	三十万九	三十一万	三十一万一
三十一万二	三十一万三	三十一万四	三十一万五	三十一万六	三十一万七	三十一万八
三十一万九	三十二万	三十二万一	三十二万二	三十二万三	三十二万四	三十二万五
三十二万六	三十二万七	三十二万八	三十二万九	三十三万	三十三万一	三十三万二
三十三万三	三十三万四	三十三万五	三十三万六	三十三万七	三十三万八	三十三万九
三十四万	三十四万一	三十四万二	三十四万三	三十四万四	三十四万五	三十四万六
三十四万七	三十四万八	三十四万九	三十五万	三十五万一	三十五万二	三十五万三
三十五万四	三十五万五	三十五万六	三十五万七	三十五万八	三十五万九	三十六万
三十六万一	三十六万二	三十六万三	三十六万四	三十六万五	三十六万六	三十六万七
三十六万八	三十六万九	三十七万	三十七万一	三十七万二	三十七万三	三十七万四
三十七万五	三十七万六	三十七万七	三十七万八	三十七万九	三十八万	三十八万一
三十八万二	三十八万三	三十八万四	三十八万五	三十八万六	三十八万七	三十八万八
三十八万九	三十九万	三十九万一	三十九万二	三十九万三	三十九万四	三十九万五
三十九万六	三十九万七	三十九万八	三十九万九	四十万	四十万一	四十万二
四十万三	四十万四	四十万五	四十万六	四十万七	四十万八	四十万九
四十一万	四十一万一	四十一万二	四十一万三	四十一万四	四十一万五	四十一万六
四十一万七	四十一万八	四十一万九	四十二万	四十二万一	四十二万二	四十二万三
四十二万四	四十二万五	四十二万六	四十二万七	四十二万八	四十二万九	四十三万
四十三万一	四十三万二	四十三万三	四十三万四	四十三万五	四十三万六	四十三万七
四十三万八	四十三万九	四十四万	四十四万一	四十四万二	四十四万三	四十四万四
四十四万五	四十四万六	四十四万七	四十四万八	四十四万九	四十五万	四十五万一
四十五万二	四十五万三	四十五万四	四十五万五	四十五万六	四十五万七	四十五万八
四十五万九	四十六万	四十六万一	四十六万二	四十六万三	四十六万四	四十六万五
四十六万六	四十六万七	四十六万八	四十六万九	四十七万	四十七万一	四十七万二
四十七万三	四十七万四	四十七万五	四十七万六	四十七万七	四十七万八	四十七万九
四十八万	四十八万一	四十八万二	四十八万三	四十八万四	四十八万五	四十八万六
四十八万七	四十八万八	四十八万九	四十九万	四十九万一	四十九万二	四十九万三
四十九万四	四十九万五	四十九万六	四十九万七	四十九万八	四十九万九	五十万
五十万一	五十万二	五十万三	五十万四	五十万五	五十万六	五十万七
五十万八	五十万九	五十一万	五十一万一	五十一万二	五十一万三	五十一万四
五十一万五	五十一万六	五十一万七	五十一万八	五十一万九	五十二万	五十二万一
五十二万二	五十二万三	五十二万四	五十二万五	五十二万六	五十二万七	五十二万八
五十二万九	五十三万	五十三万一	五十三万二	五十三万三	五十三万四	五十三万五
五十三万六	五十三万七	五十三万八	五十三万九	五十四万	五十四万一	五十四万二
五十四万三	五十四万四	五十四万五	五十四万六	五十四万七	五十四万八	五十四万九
五十五万	五十五万一	五十五万二	五十五万三	五十五万四	五十五万五	五十五万六
五十五万七	五十五万八	五十五万九	五十六万	五十六万一	五十六万二	五十六万三
五十六万四	五十六万五	五十六万六	五十六万七	五十六万八	五十六万九	五十七万
五十七万一	五十七万二	五十七万三	五十七万四	五十七万五	五十七万六	五十七万七
五十七万八	五十七万九	五十八万	五十八万一	五十八万二	五十八万三	五十八万四
五十八万五	五十八万六	五十八万七	五十八万八	五十八万九	五十九万	五十九万一
五十九万二	五十九万三	五十九万四	五十九万五	五十九万六	五十九万七	五十九万八
五十九万九	六十万	六十万一	六十万二	六十万三	六十万四	六十万五
六十万六	六十万七	六十万八	六十万九	六十一万	六十一万一	六十一万二
六十一万三	六十一万四	六十一万五	六十一万六	六十一万七	六十一万八	六十一万九
六十二万	六十二万一	六十二万二	六十二万三	六十二万四	六十二万五	六十二万六
六十二万七	六十二万八	六十二万九	六十三万	六十三万一	六十三万二	六十三万三
六十三万四	六十三万五	六十三万六	六十三万七	六十三万八	六十三万九	六十四万
六十四万一	六十四万二	六十四万三	六十四万四	六十四万五	六十四万六	六十四万七
六十四万八	六十四万九	六十五万	六十五万一	六十五万二	六十五万三	六十五万四
六十五万五	六十五万六	六十五万七	六十五万八	六十五万九	六十六万	六十六万一
六十六万二	六十六万三	六十六万四	六十六万五	六十六万六	六十六万七	六十六万八
六十六万九	六十七万	六十七万一	六十七万二	六十七万三	六十七万四	六十七万五
六十七万六	六十七万七	六十七万八	六十七万九	六十八万	六十八万一	六十八万二
六十八万三	六十八万四	六十八万五	六十八万六	六十八万七	六十八万八	六十八万九
六十九万	六十九万一	六十九万二	六十九万三	六十九万四	六十九万五	六十九万六
六十九万七	六十九万八	六十九万九	七十万	七十万一	七十万二	七十万三
七十万四	七十万五	七十万六	七十万七	七十万八	七十万九	七十一万
七十一万一	七十一万二	七十一万三	七十一万四	七十一万五	七十一万六	七十一万七
七十一万八	七十一万九	七十二万	七十二万一	七十二万二	七十二万三	七十二万四
七十二万五	七十二万六	七十二万七	七十二万八	七十二万九	七十三万	七十三万一
七十三万二	七十三万三	七十三万四	七十三万五	七十三万六	七十三万七	七十三万八
七十三万九	七十四万	七十四万一	七十四万二	七十四万三	七十四万四	七十四万五
七十四万六	七十四万七	七十四万八	七十四万九	七十五万	七十五万一	七十五万二
七十五万三	七十五万四	七十五万五	七十五万六	七十五万七	七十五万八	七十五万九
七十六万	七十六万一	七十六万二	七十六万三	七十六万四	七十六万五	七十六万六
七十六万七	七十六万八	七十六万九	七十七万	七十七万一	七十七万二	七十七万三
七十七万四	七十七万五	七十七万六	七十七万七	七十七万八	七十七万九	七十八万
七十八万一	七十八万二	七十八万三	七十八万四	七十八万五	七十八万六	七十八万七
七十八万八	七十八万九	七十九万	七十九万一	七十九万二	七十九万三	七十九万四
七十九万五	七十九万六	七十九万七	七十九万八	七十九万九	八十万	八十万一
八十万二	八十万三	八十万四	八十万五	八十万六	八十万七	八十万八
八十万九	八十一万	八十一万一	八十一万二	八十一万三	八十一万四	八十一万五
八十一万六	八十一万七	八十一万八	八十一万九	八十二万	八十二万一	八十二万二
八十二万三	八十二万四	八十二万五	八十二万六	八十二万七	八十二万八	八十二万九
八十三万	八十三万一	八十三万二	八十三万三	八十三万四	八十三万五	八十三万六
八十三万七	八十三万八	八十三万九	八十四万	八十四万一	八十四万二	八十四万三
八十四万四	八十四万五	八十四万六	八十四万七	八十四万八	八十四万九	八十五万
八十五万一	八十五万二	八十五万三	八十五万四	八十五万五	八十五万六	八十五万七
八十五万八	八十五万九	八十六万	八十六万一	八十六万二	八十六万三	八十六万四
八十六万五	八十六万六	八十六万七	八十六万八	八十六万九	八十七万	八十七万一
八十七万二	八十七万三	八十七万四	八十七万五	八十七万六	八十七万七	八十七万八
八十七万九	八十八万	八十八万一	八十八万二	八十八万三	八十八万四	八十八万五
八十八万六	八十八万七	八十八万八	八十八万九	八十九万	八十九万一	八十九万二
八十九万三	八十九万四	八十九万五	八十九万六	八十九万七	八十九万八	八十九万九
九十万	九十万一	九十万二	九十万三	九十万四	九十万五	九十万六
九十万七	九十万八	九十万九	九十万	九十万一	九十万二	九十万三
九十万四	九十万五	九十万六	九十万七	九十万八	九十万九	九十一万
九十一万一	九十一万二	九十一万三	九十一万四	九十一万五	九十一万六	九十一万七
九十一万八	九十一万九	九十二万	九十二万一	九十二万二	九十二万三	九十二万四
九十二万五	九十二万六	九十二万七	九十二万八	九十二万九	九十三万	九十三万一
九十三万二	九十三万三	九十三万四	九十三万五	九十三万六	九十三万七	九十三万八
九十三万九	九十四万	九十四万一	九			

級	三	級
一四	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの	一〇 両上肢のすべての指の用を廃したものと
一三	二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの	一一 両下肢をリスフラン関節以上で失つたものと
一二	三 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	一二 両下肢のすべての足ゆびを失つたものと
一一	四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの	一三 前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一〇	五 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものと	一四 精神に、労働すること不能ならしめる程度の障害を残すもの
九	六 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものと	一五 傷病がなおらないで、身体機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
八	七 長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	
七	八 一上肢のおや指若しくはひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	
六	九 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものと	
五	一〇 一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	
四	一一 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したものと	
三	一二 前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
二	一三 精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
一	一四 傷病がなおらないで、身体機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの	

〇六

〇四

一九三〇年

〇六

〇四

一九三〇年

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。
- 三 指の用を廢したものと、指の末節の半分以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいふ。
- 四 足ゆびの用を失つたものとは、その全部を失つたものをいふ。
- 五 足ゆびの用を廢したものと、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいふ。
- 六 この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廢疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基いて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第四

番号	廢疾の狀態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの

理由

国家公務員共済組合の制度に關し、その適用範圍を拡大し、その行ふ給付のうち短期給付について新たに附加給付を行うことができることとし、長期給付について公務傷病による年金を新設するとともに、退職給付、遺族給付等の内容を充実することとし、その他制度全般にわたり整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）の

一部を次のように改正する。

附則第十二項以下を二項ずつ繰り下げ、附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第 号）第七十二條

第二項又は同法附則第十三條の規定により同法の長期給付に關する規定の適用を受ける職員（以下「郵政職員等」といふ。）に對する第三條から第五條まで及び附則第十項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第三條第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とする。

イ 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

ロ 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十

ハ 二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

ニ 第三條第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する者」とあるのは「前項に規定する者のうち、傷い、疾病によらず、その者の都合により退職し

た者」と、「百分の五十」とあるのは「百分の六十」とする。

三 第四條の規定の適用については、同條の見出し中「傷い、疾病に因る退職」とあるのは「長期勤続後の退職」と、同條第一項中「政令で定める程度の傷い、疾病、死亡若しくは二十年以上」とあるのは「二十年以上三十五年未満の期間」と、「又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるもの」とあるのは「これに準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるもの又は三十五年以上勤続して退職した者（次條の規定に該當す

る者を除く。）とし、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とし、同條第二項の規定は、適用しないものとする。

イ 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

ロ 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

ハ 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

ニ 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百三十七・五

備考 別表第三の備考一から五までに同じ。

六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一上肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廢したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廢したもの
一八	一上肢のおや指の用を廢したもの
一九	一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一上肢の五趾の用を廢したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

四 前号の規定により第四条の規定を適用する場合において、二十五年以上三十年以下の期間勤務して退職した者の退職手当を計算するときは、その者の俸給月額に乘する割合は、同号の規定にかかわらず、その者の二十四年に達するまでの期間については、第一号イからハまでの期間の区分に応じてそれぞれ同号イからハまでに掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百五十七・五とする。

五 第五条の規定の適用については、同条第一項中「又は二十五年以上」とあるのは、「公務上の傷い疾病若しくは死亡により退職した者又は二十五年以上」と、「第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする」とあるのは、「退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を左のとおり区分して、それぞれ左に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする」とし、同項に次の規定が加えられたものとする。

イ 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

ロ 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

ハ 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

ニ 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

六 前各号の規定により第三条から第五条までの規定を適用して計算した額が、職員が退職の日における俸給月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者の退職手当の額とする。

13

七 附則第十項の規定は、適用しないものとする。

昭和三十三年十二月三十一日に在職する郵政職員等が同日後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、前項の規定により適用する第三条から第五条まで及び附則第十項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号の規定により適用する第三条第一項の規定に該当する退職（傷い疾病によらず、その者の都合による退職を除く。）その者につき第四条（死亡により退職した者にあつては、同条及び附則第十項。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と前項第一号の規定により第三条第一項の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれが多い額

二 前項第五号の規定により適用する第五条第一項の規定に該当する退職 その者につき第四条又は附則第六項の規定により計算した退職手当の額と前項第五号の規定により第五条の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれが多い額

三 前項第六号の規定に該当する

退職 その者につき同号の規定により計算した退職手当の額と第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

附 則

この法律は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第 号）附則第一条ただし書に定める同法第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行の日から施行する。

理 由

国家公務員共済組合法の改正に伴い、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける者について、一般の退職手当に関する規定の適用の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。